

255.1

148

255.1-148



1200501345213

函館教育史年表

附引用資料目錄

法社
人團
函館教育會



始

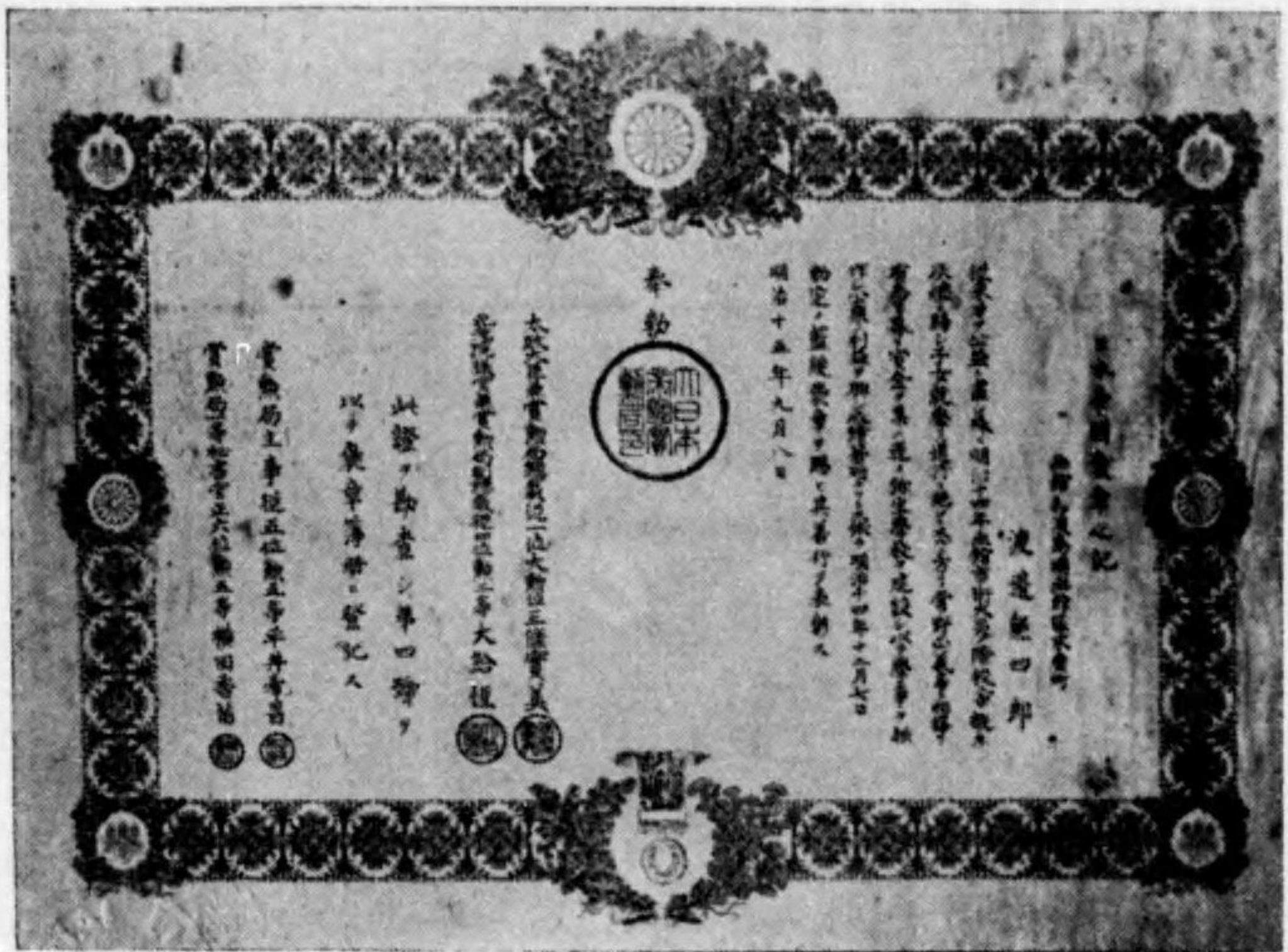




育史年表
附
引用資料目錄

法人團
函館教育會





明治十二年十二月六日の大火は、その前年の火災と共に、両館の大半を焼拂つてしまつたので、兒童の勉強する學校も多數失はれたのであります。それで翌十三年の一月常磐學校の敷地を鍛冶町の神明社地に、松蔭學校を富岡町の淨玄寺跡に、内淵學校を會所町の八幡社地に夫々決定されたのであります。其時神明社地に出来たのが幸小學校となつて、常磐學校の生徒を收容し、其後又、内淵學校は松蔭學校と合同して淨玄寺跡に建築されることとなつて、當時の両館區長常野正義、渡邊熊四郎、今井市右衛門、平田兵五郎(後の文右衛門)、平塚時藏、伊藤鑄之助などと云ふ人々が盡力して、其頃としては大金であつた八千圓の寄附金を集め建築を石井彌三郎と云ふ人に請負はせたのであります。處が淨玄寺が仲々立退を致しません。其内、期日の遷延から物價の騰貴に逢つて、三割からの値違ひを生ずるに至つたのであります。それで平田兵五郎、渡邊熊四郎等の人々が熱心に運動した結果、漸く淨玄寺が立退き、明治十四年の秋に工事に着手する事が出来るやうになつたのです。餘り着手が遅引した爲めに、折角夜業までして九分通り出来上つた十一月三十日の夜、無理な夜業の疲れが禍して、工事場の残火から失火し、校舎が丸焼となりました。然し教育のことは、明治天皇の御聖旨に依つて學制が發布せられてゐるので前記の人々が市民に事情を訴へ、重ねて寄附を募集し、翌明治十五年、急ぎ再築の工を起し同年四月九日開校式を挙げたのであります。それで明治十四年十二月七日勅定に依つて初めて制定された藍綬褒章を賜つたのであります。而も常野正義が第三號、渡邊熊四郎が第四號、平田兵五郎が第五號、今井市右衛門が第六號、平塚時藏が第七號を拜受したのです。我が両館の彌生學校の創設に努力したといふ事に依つて此の恩命を拜戴したと云ふ事は實に特別すべき光榮であります。(昭和一二、四、九、彌生小學校創立五十五周年記念岡田健藏氏講演リーフレットより)



序

國運發展の基礎は國民の向上にして、國民の向上は一に教育の力に依るが故に、教育の振興は國政上根本策の第一に位すること、何人と雖も異論なき所なり。

然るに世事往々當面の處理に急にして、根本の措置に疎なることを免れずして従來動もすれば、教育萬般の施設急進し得ざるの憾あり。

今回函館教育會が、函館教育史料を編纂して、教育事業の科學的集成彙纂を企てられたるは、洵に時弊を匡救し、國本培養の根本策に一步を進むるの學にして、此學に對しては、衷心敬意を表するものなり。希くは當局者、益

々不退轉の精進を以て、之が完璧を期せられんことを。聊か蕪辭を連ねて序文とす。

昭和十二年七月一日

函館市長 坂本 森 一

序

昭和九年二月四日、函館教育會創立五十年記念式典を舉行せし際、其會史を編し、我が函館が北方文化の發祥地であつて、如何に學校教育の施設や社會教育の機構が進歩して居つたか、其變遷の模様は如何であつたか、又先覺諸氏の努力の如何に驚嘆に値す可きものがあつたかを調査して、更らに將來に向かつての反省と指示とを得んことを企圖したのでありましたが、頻次、回祿の災により資料の烏有に歸せしもの多くして、其事業の容易ならざるものありしが爲めに、今猶、剗削に附するの運びに至らず、頗る遺憾として居たのであります。故に先づ其資料の蒐集に力を注ぎ、然る後、徐に、史誌編纂の完璧を期するを最も策の得たるものと考へ、公立彌生尋常高等小學校訓導神山茂君を煩はして、二ヶ年有餘の歳月を費し、漸く『函館教育史年表、

附引用資料目録』が出来たのであります。公務の餘暇、能く此難事業を成就せられたる神山君の犠牲的精神に深甚の謝意を表し、之に便宜と援助を與へられたる市立函館圖書館長岡田健藏君に滿腔の敬意を致し、又特に激勵の辭を辱ふしたる、函館市長坂本森一氏に衷心より感謝して、序に代へる次第であります。

昭和十二年七月一日

函館教育會長 齊藤與一郎

凡例

- 一、函館は北門の鎖鑰、北海道文化の發祥地である。然るに従來文化の中軸をなす教育の發展過程を表示する教育史、教育年表、等手引の會つて當地に刊行せられざりしは、理由の如何を別として郷土教育の絶叫せられて久しき今日、寔に遺憾に堪えぬ次第である。余之を慨すること久しく即ち不敏を不顧敢て本書を起稿した所以である。勿論業餘の編纂とて誤謬脱漏もとより無きを期し固きものありと雖も、それ等は他日先輩並に博識諸彦の示教を得て完璧を期し度い。今は唯本書に依り些少たりとも當地方に於ける教育發展の跡を闡明し、教育者の手引となり、過去に於ける郷土教育の認識を高め、聊かたりとも明日の教育に貢献するを得るならば、余の本懐之に過ぐるものが無いのである。
- 一、本書の出版は社團法人函館教育會長齋藤與一郎、副會長瀧澤一馬、主事池田忠男諸先生の御高配によるものである。又資料の蒐集に就いては市立函館圖書館に負ふ處が甚だ多かりし事を録して茲に厚く御禮を申上げる。
- 一、本書は主として原文書に據らんことを期したが不可能のものも少くなかつた。従つて卷末に引用書目を掲げ一々番號を附して置いた。

一、年表記載文末に於ける括弧内の數字は卷末引用文献の索引番號であつて資料の出所を明かならしむる微意に他ならない。

一、明治六年一月一日以前は太陰曆、以後は太陽曆を以てした。

一、上段に年號、皇紀、干支を記し次に月日、年表記事を載せ下段に西曆を掲げて一目瞭然たらしめた。

皇紀二千五百九十七年三月十四日

五箇條御誓支奉戴七十年記念日

神 山 茂

目次

一、年表	一—二二
一、引用参考文献	二七—三三
一、索引	三三—六三
第一部 挿繪	三五—三九
第二部 人名	三九—四八
第三部 學校、私塾	四八—五五
第四部 其他、雜	五五—六三
一、附錄	六五—七四
函館市功勞者芳名	六七—六八
函館市教育功勞者芳名	六八—七三
北海道圖書館事業功勞者芳名	七三—七四

函館教育史年表 資料集成

<p>正平二二(丁未) 1807</p> <p>貞治六年(北朝)の銘ある古碑箱館に存す。 (一ノ五三)</p>	<p>享和(甲戌) 三二四 三二四</p> <p>河野政通箱館に據る。(寶曆三年龜田奉行酒井伊左衛門河野政通の碑を稱名寺に建つ) (一ノ五三)</p>	<p>永正(壬申) 二二七 九四</p> <p>蝦夷蜂起。箱館河野季通(政通の男)自盡し、箱館廢滅す。以後和人の居住なし。 (一ノ五三)</p>	<p>寛保(辛酉) 三二四 元</p> <p>龜田番所を箱館(現富岡町)に移す。 (一ノ五三)</p>	<p>寛政(戊午) 三二四 一〇三</p> <p>蝦夷地御用掛を命ぜらる。主任松平信濃守忠明。 (一ノ五三)</p>	<p>寛政(庚申) 三二四 一〇二</p> <p>五、三 五、六 九、二</p> <p>伊能忠敬箱館に来る。 (一ノ五三) 箱館山に登り測量し東蝦夷地に至る。 (一ノ五三) 根室西別より箱館に來り、松前を経て江戸に歸る。 (一ノ五三)</p>	<p>享和(壬戌) 三二四 二</p> <p>七、二 五、二</p> <p> =養正太羽= 蝦夷奉行を箱館奉行と改む。 東蝦夷地を收公す。 (一ノ五三) (一ノ五三) (一ノ五三)</p> <p>蝦夷奉行を置く。羽太安藝守正養、戸川筑前守安倫を奉行に任ず。 (一ノ五三) (一ノ五三) (一ノ五三)</p>
1802	1800	1798	1741	1512	1454	1367

正平二二—享和二

文化元 元	(甲子) 二四六四	箱館八幡宮舊地(現渡島支廳所在地)より會所町(現八幡坂上)へ移轉す。(一ノ六)	1804
文化二 二四六五	(乙丑) 二四六五	箱館奉行は市在の風俗改善に意を注ぎ箱館外九箇村に制札を建て正徳の制令を掲げ日浦の孝女を賞す。(一ノ五三 一ノ五二)	1805
文化三 二四六六	(丙寅) 二四六六	戸川筑前守羽太安藝守「諭書」を發す。(一ノ五三 一ノ五二)	1806
文化四 二四六七	(丁卯) 二四六七	辨天町より出火し實行寺稱名寺淨玄寺等三百五十戸を焼く。(一ノ五三)	1807
文政四 二四八一	(辛巳) 二四八一	箱館奉行を廢し松前奉行を置く。廳を福山に移し蝦夷地全部を管す。(一ノ五)	1821
嘉永元 二五〇八	(戊申) 二五〇八	松前奉行を廢し其管地を松前章廣に還附す。松前氏五年四月版圖を受領し東西蝦夷地を管す。(一ノ五)	1848
嘉永四 二五一一	(辛亥) 二五一一	平民佐々木作右衛門鍛冶町に私塾を開く藤村堂なり。之を藤村學校の創基となす。 (函館圖書藏古文書 一ノ五卷八 一ノ五) (一ノ五ノ卷八)	1850
	(庚戌) 二五二〇	森菊三郎内閣町に私塾を開く。猿山と號し讀書を教授す。明治五年廢業す。當時生徒男八十名女二十名。(一ノ五ノ卷八)	1851
		西川晚翠箱館に來り松代伊兵衛澁田利右衛門と心學道話を講じ同年七月十六日松榮講と題し、社會教化に努む。 遂に官私の認むる所となる。(一ノ五三 一ノ五九)	

改終



=墓翠晚川西=

昭和十二年三月十三日津輕支庁司令部査閱

安政元 元	(甲寅) 三五二四	米國水師提督ペルリの艦隊箱館に入港す。一行中の軍醫モロイ及通譯ウキリアム六十八種の植物標品を得、米國ハーバード大學教授アーサ、グレーの研究に供す。(一ノ五三 一ノ五九)	1854
安政三 三五二六	(丙辰) 三五二六	備考 帝國學士院會員宮部金吾、昭和十二年御講書始めに於て「アーサ、グレー(A. Gray)の業績」殊に東亞と北米大西洋沿岸地方との植物分布に關する學說」と題して御進講申上げたり。 箱館奉行を置く、竹内下野守保徳を補し近傍五里の間を上地せしめて之を管す。七月堀利熙を奉行に加ふ。(一ノ五三 一ノ五九)	1856
安政四 三五二七	(丁巳) 三五二七	ブーチャチンの率ゆるチャーナ號にイ、ゴスケウイツチ、畫師レーマン等便乗し箱館に來り次で伊豆下田に到りて遭難す。ゴスケウイツチは橋耕齋と歸國後「和魯通言比考」を著す。之和露辭典の嚆矢なり。レーマンは當時横山松三郎に洋畫の法を傳ふ。安政五年九月最初の箱館駐劄露國領事として再び來る。(一ノ二四七)	1857



=圖の接應リルベ=



=平保山若=

若山保平若山堂を相續し茶屋町に三十餘坪の塾舎を建て、近隣の子弟を集め讀書算術を教授す。三代目若山堂たり。在學兒童八十餘名
(一ノ五三||一ノ五九ノ卷八||四ノ三||一ノ五九)



=郎三斐田武=

諸術調所を設く。大洲藩士武田斐三郎成章同所教授被仰渡。舍密航海造船治金漢蘭の諸學を授く、井上勝、前島密、山尾庸三、蛭子末次郎等皆其の門に出づ。
(一ノ二四七||一ノ二四八||一ノ二四九)

文化元 元 三四六	(甲子) 三四六	箱館八幡宮舊地(現渡島支廳所在地)より會所町(現八幡坂上)へ移轉す。(一ノ六)	1804
文化二 三四五	(乙丑) 三四五	箱館奉行は市在の風俗改善に意を注ぎ箱館外九箇村に制札を建て正徳の制令を掲げ日浦の孝女を賞す。(一ノ五二一ノ五)	1805
文化三 三四六	(丙寅) 三四六	戸川筑前守羽太安藝守「論書」を發す。(一ノ五二一ノ五)	1806
文化四 三四七	(丁卯) 三四七	辨天町より出火し實行寺稱名寺淨玄寺等三百五十戸を焼く。(一ノ五)	1807
文化四 三四七	(丁卯) 三四七	箱館奉行を廢し松前奉行を置く。廳を福山に移し蝦夷地全部を管す。(一ノ五)	1807
文政四 三四八	(辛巳) 三四八	松前奉行を廢し其管地を松前章廣に還附す。松前氏五年四月版圖を受領し東西蝦夷地を管す。(一ノ五)	1821
嘉永元 三四八	(戌申) 三四八	平民佐々木作右衛門鍛冶町に私塾を開く藤村堂なり。之を藤村學校の創基となす。(函館圖書藏古文書二ノ九卷八二ノ三)	1848
嘉永四 三四二	(辛亥) 三四二	森菊三郎内潤町に私塾を開く。猿山と號し讀書を教授す。明治五年廢業す。當時生徒男八十名女二十名。(一ノ九ノ卷八)	1850
嘉永四 三四二	(辛亥) 三四二	西川晚翠箱館に來り松代伊兵衛澁田利右衛門と心學道話を講じ同年七月十六日松榮講と題し、社會教化に努む。遂に官私の認むる所となる。(一ノ七三二一ノ五)	1851

松榮講



西川晚翠墓

昭和十二年三月十三日津輕政務司命部査閱

安政元 元 三五四	(甲寅) 三五四	米國水師提督ベルリの艦隊箱館に入港す。一行中の軍醫モロー及通譯ウキリアム六十八種の植物標品を得、米國ハーバード大學教授アーサ、グレーの研究に供す。(一ノ七三二一ノ四五)	1854
安政三 三五六	(丙辰) 三五六	備考 帝國學士院會員宮部金吾、昭和十二年御講書始めに於て「アーサー、グレー (Ass. Gray) の業績」殊に東亞と北米大西洋沿岸地方との植物分布に關する學說」と題して御進講申上げたり。	1856
安政四 三五七	(丁巳) 三五七	箱館奉行を置く、竹内下野守保徳を補し近傍五里の間を土地せしめて之を管す。七月堀利瀨を奉行に加ふ。(一ノ五二一ノ五)	1857



武田斐三郎



若山保平



ベリル應接の圖

<p>四、五 四、九 五、九</p>	<p>米國貿易事務官ライヌ捕鯨船に乗じ箱館に来る。武田斐三郎就きて英語を學ぶ。 (一ノ五二一ノ三) (一ノ二四七)</p> <p>西川晚翠誠終舎の落成を見ずして逝く。 松代伊兵衛、澁田利右衛門西川晚翠と謀り誠終舎を大町「沖の口」前に開く。開講の當日(五月十九日)姫路の儒官菅野白華來りて講演す。 (一ノ七三二一ノ七)</p> <p>此年『和魯通言比考』露都に於て出版せらる。(原書)</p> <p>箱館最初の露國領事イ、ゴスケウイツチ司祭イワン、マホワ。ドクトル、ミヒヤエル、アルブレヒト等と共に着任、當地に駐劄す。 (一ノ七二二一ノ三)</p> <p>町醫師協議の上、栗本匏庵、鹽田順庵等を町學校に延き醫書を聽講す。後栗本、鹽田の兩師その謝儀を積んで病院の建設を謀る。 (一ノ二二二一ノ七) (一ノ二二二一ノ八)</p> <p>箱館在留の露國醫師アル、フラケツト氣象の觀測をなす。 (一ノ七九二一ノ五)</p>
<p>(戊午) 安政五 三二八</p>	<p>1859</p> <p>山の上町に病院建築の工を起し翌年六月成る。箱館醫學所と稱す。之町醫師の補習教育所、研究機關、微毒治療所、貧民治療所を兼ねたものなり。當時之を箱館病院或は施療所とも稱せり。 (一ノ三五〇一ノ八七)</p>
<p>(庚申) 萬延元二、 三五〇</p>	<p>1860</p>



印舎 (一ノ五二一ノ三) (一ノ二四七)



和魯通言比考

<p>(辛酉) 文久元 三五二</p>	<p>五、 六、二</p> <p>通辯勘定格名村五八郎に命じ運上所構内教學所に於て英語「稽古所」を開く。益田孝三田信等は其の薰陶を受けたるものなり。 (一ノ二六一一ノ五)</p> <p>モシキマ=チイヴ カール、ヨハン、マキシモヴィチ來り箱館附近の植物を採集す。遊歩地以外の植物は從僕須川長之助をして採集せしむ。文久二年箱館を去り後本國に歸る。北海道に於ける植物の科學的研究調査の最初なり。 (一ノ七二二一ノ七)</p>
<p>イラコニ=教主大</p>	<p>ニコライ大主教イワン、デミトリ一年齡二十五歳にして布教の爲め箱館に来る。 (一ノ二五二一ノ九三號)</p> <p>此年箱館所轄開業醫取締規則を定む。 (一ノ二五二一ノ二)</p> <p>醫學講習規則を定む。 (一ノ二五二一ノ二)</p> <p>英人トウマス、ライト、ブレキストン箱館に來り事業の傍鳥類を採集製して英米佛の博物館に贈る。明治十三年其の殘餘の標本一三三八を箱館假博物館に寄贈す。開拓長官は北海道實測圖に奉謝文を添へて深厚なる謝意を表す。彼の研究は亞細亞協會の報文に發表し津輕海峽にブレキストンラインの名を留む。 (一ノ二六二一ノ三) (一ノ二六二一ノ三)</p>
<p>キレブ=ントス</p>	<p>露國領事司祭官イワン、マホワは「ろしやノイロハ」を箱館に於て出版す。巻頭に萬延二年刊、巻末に奥州箱館住常木重吉工とあり彫刻印刷の意か。 (一ノ一五)</p> <p>ノ亞西露=ハロイ</p>
<p>文久元</p>	<p>1861</p>

(壬戌) 文久二 三五三	四、	幕府招聘の米國地質學者アール、パンペリー來り鑛山採掘法熔鑛法を傳授す。 又米人ウキリアム、ブレイク箱館に來り地質鑛山油田を調査し採鑛法分析法を講ず、 之我國に於ける地質測量乃至地質調査事業の最初なり。 (一ノ三)	1862
(甲子) 元治 三五四	六、二四	 新島襄 後の同志社大學創立者新島襄青雲の志を抱き福士宇之吉(成豐)の 盡力に依り米船ベルリン號に搭乘して箱館港を脱走し上海を經由米 國に到る。船長セポリー。 (一ノ六 一ノ七)	1864
(乙丑) 慶應 三五五		士族久慈柳治地蔵町に私塾日新堂を開設し讀書を教授す。男二女二八明治二年廢業す。 (一ノ九 一ノ八)	1865
(丙寅) 慶應 三五六	二、三、元	孝明天皇崩御遊ばさる。 平民富原九一郎大黒町に私塾を開き讀書算術を授く。明治四年廢業 男六五、女三五 (一ノ九 一ノ八)	1866
(丁卯) 慶應 三五九	一、九	明治天皇御踐祚。 (一ノ九)	1867
(戊辰) 明治 三五八	一、 三、九 三、四	王政復古詔 太政官代 _ニ 行幸被爲 在 御座 _ノ 間 _ニ 出御 玉座 _ニ 近 _ク 三職 _ヲ 被爲召 親 _{シテ} 蝦夷地開拓 之事件 _ヲ 御下問有之 一同大 _ニ 開拓 可然之旨 _ヲ 言上 _ス 此 _ノ 儀相濟 _テ 後酒肴 _ヲ 賜 _フ (一ノ二) 天皇天神地祇を親祭あらせられ五箇條の御誓約あり。朝政一新之詔を下し給ふ。 (一ノ二)	1868

(己巳) 明治 三五九	二、 三、五 四、二 四、二七 四、二四 五、 八、二七 一〇、二四 一〇、二六 一三、一〇 一三、二五	議事所に於て蝦夷地開拓の事に付副總裁岩倉卿より策問す。 箱館裁判所を置く。仁和寺宮を箱館裁判所總督に被仰出しも嘉彰親王は辭して拜せず、 依て副總督清水谷公考卿閏四月五日總督となる。 (一ノ三 一ノ二) 箱館裁判所總督に蝦夷地開拓を委任する外六件を令達す。 (一ノ二) 箱館裁判所を箱館府と改稱す。文武掛講武掛學校係等の職制あり。 (一ノ三 一ノ四) 醫學所を民政方病院と改稱す。幾もなく舊稱に復す。 (一ノ三 一ノ二) 明治天皇御即位式。九月八日改元。一世一元の制を定む。 清水谷府知事假に府廳を青森に移すことを各國領事に告げ青森に退く。 (一ノ五) 榎本釜次郎箱館に據る。 (一ノ五 一ノ六) 清水谷府知事を青森口總督に任ず。 (一ノ五) 脱走軍假行政廳を稜五郭に開設す。榎本釜次郎選舉により總裁となる。 (一ノ六)	1869
	五、二 五、二八	箱館の商柳田藤吉江戸早稻田讃州高松藩の下邸を三千六百兩にて讓受け北門社新塾を 興す。今の早稻田大學の地なり。山東直砥(一郎)之を幹し塾生を置き北門に關する 圖書を刊行す。 (一ノ八) 辨天町より出火八百三戸を焼く。脱走火事と稱す。 (一ノ四 一ノ六) 榎本釜次郎降り箱館平ぐ。 (一ノ六)	

五、一九
五、三二
五、三三
六、四
六、三
六、二五
七、八
七、一七
七、一四
八、三
八、二五
八、三三
八、三五
九、一

清水谷總督箱館に入り運上所に箱館裁判所を開應す。

皇道興隆、知藩事被任、蝦夷地開拓を御下問あり。

皇道興復、蝦夷地開拓の二件を勅問、其儀昨日の如し。

蝦夷地開拓に付鍋島中納言へ勅書を賜はる。

清水谷青森口總督を免じ箱館府知事たる故の如し。

昌平校を大學と改む。

開拓使を置き職制を定む。十三日鍋島直正長官となる。

箱館府を廢して縣となす。

箱館縣を廢止す。清水谷公考開拓次官に任ず九月十三日辭職。

判官島義勇從五位に陞叙並に目錄御下賜の御沙汰あり。

蝦夷を北海道と改め、箱館を函館と改む。

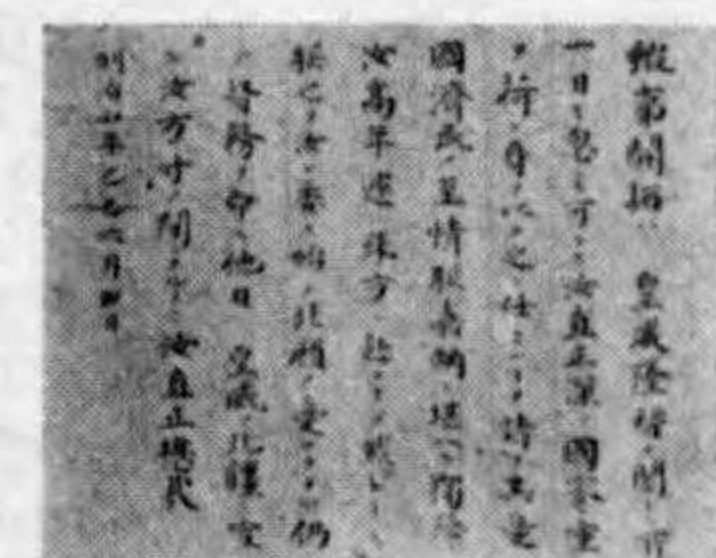
東久世通禧開拓長官に任せらる。

東久世開拓使長官に御沙汰書を賜る。

東京神祇官に於て札幌神社三神鎮齋の儀執行せらる。



= 東久世通禧 =



= 明治天皇三碑勅書 =

(一ノ六四)

(一ノ二二)

(一ノ二二)

(一ノ二二)

(一ノ二二)

(一ノ二二)

(一ノ二二)

(一ノ二二)

(一ノ二二)

(一ノ二二)

(一ノ二二)

(一ノ二二)

(一ノ二二)

(一ノ二二)

(一ノ二二)

(一ノ二二)

(一ノ二二)

九、三五
九、三六
九、九
九、九
二、
二、七
三、

開拓使出張所を函館に置く。長官東久世通禧

開拓使布達。此度蝦夷地一圓北海道と稱し十一州に分ち開拓被置。

戊辰の戦役に官軍側の戦死者百六十五人の靈を慰むる爲め舊兵部省が招魂場を造營し、祭式を行ふ。爾後開拓使之を引繼ぐ、現在の招魂社これなり。

醫學所を函館府より開拓使に移し、函館病院と名づけ又假病院と稱す。

「人心を正し風俗を淳朴にし倫理の道忠孝の風盛に興候様可心掛事云々」と開拓使より布達。

土人並に移住者の墮胎天殺を禁止し五人組を立て困窮者には出生以後五年間玄米三斗五升入三俵宛被下。

大學校を改めて大學と稱す。因りて東京開成校の名を大學南校と改め東京醫學校の名を大學東校と稱す。

函館の醫師横山淳道主唱し、函館育兒講を創設し棄子の養育を始む。

此年代島剛平曙町の宅に明正會を設け心學其他を講ず。



= 横山淳道 = = 代島剛平 =

(一ノ天)

(一ノ二七)

(一ノ二七)

(一ノ二七)

(一ノ二七)

(一ノ二七)

(一ノ二七)

(一ノ二七)

(一ノ二七)

(一ノ二七)


(一ノ二七)

(一ノ二七)

(一ノ二七)

(一ノ二七)

(一ノ二七)

	<p>平民十津川五山船見町に私塾を開き、讀書算術を教ふ。明治十四年廢業。 (一ノ九〇ノ卷八)</p> <p>平民杉山金左衛門地蔵町に私塾を開き讀書を教授す。明治五年廢業。 (一ノ九〇ノ卷八)</p>
<p>明治(庚午)三 三五〇</p>	<p>五、 七、</p> <p>無籍死刑及獄死者の解剖を函館病院に許す。 (一ノ五ノ三衛生)</p> <p> 柳田藤吉の東京牛込に設立したる北門社新塾を分ちて函館會所町に學費を建んとす。適々官舎破れ四壁の存するものあり、之を修補し郷學校と稱し漢英二學を建つ。塾長兼漢學教授鈴木陸次、英學教授堀辰之助。 (一ノ五ノ二一ノ六〇ノ卷三〇一ノ八二一ノ四)</p> <p>函館病院は自今大學東校に所屬し全道の病院を統轄す。 (一ノ五)</p> <p>此年平民野口貞翁一本木町に私塾を開き讀書を教授す。明治五年廢業す。(一ノ九〇ノ卷八)</p>
<p>明治(辛未)四 三五二</p>	<p>一、 一、 二、 六、 七、二八</p> <p>私立郷學校を郷塾と改稱す。 (一ノ五ノ二一ノ六〇卷三〇)</p> <p>函館病院醫員の官祿は大學東校より給す。 (一ノ五ノ二一ノ八七)</p> <p>若山堂類焼し、銀冶町五十二番地に屋舎を再築す。 (四ノ三ノ一夫號)</p> <p>開拓使出張所を改め函館出張開拓使廳とす。主任官開拓權判官杉浦誠。 (一ノ五二一ノ三二)</p> <p>大學を廢し文部省を置く。 (四ノ二ノ三五號一ノ八九號)</p>

<p>明治四</p>	<p>七、三 七、 八、五 九、二 九、二 九、四 九、二九 一〇、 一〇、一 一一、 一一、二</p> <p>東校の醫員を全國に遣る。東校をして全國の醫務を總理せしめんが爲なり。 (四ノ二ノ三五號)</p> <p>開拓使函館愛宕町に新院を築き山之上町より函館病院を移す。 (一ノ五ノ三)</p> <p>開拓使御雇米人ホーラシ、ケフロン私信を以て黒田開拓次官に對し文房(Library)及び博物院(Museum)の設置を建言す。 (一ノ四六)</p> <p>常磐町より出火千百二十三戸焼失す。 (一ノ五)</p> <p>東久世開拓使長官以下官員移住民約六百名御靈代を奉じて海路渡道一時札幌假社殿に奉祀せるを此日圓山の現社地に奉遷す。 (一ノ八五)</p> <p> ドルエ=チツリ 米人スチャルド、エルドリツチ氏(二十九歳)を西曆一八七一年十一月一日以降三十六ヶ月間の契約を以て醫學所教師として雇入れ生徒を募り醫學を教授す。 (一ノ七〇) 函館圖書館藏支廳古文書一ノ二四六</p> <p>官立函館學校を松蔭町官邸諸術調所跡に開設し漢英二學を授く。一時官人の子弟のみ入學せしめ從來の郷塾を廢止す。 (一ノ五二一ノ六〇)</p> <p>墮胎防止の函館育兒講組織を改め育兒會社と稱し、社長槇山淳道、副社長杉浦嘉七。 (一ノ五二一ノ四)</p> <p>小島松右衛門、高野誠兵衛、佐野東造其他町役人を世話方とす。 (一ノ六)</p> <p>府縣學校文部省の所管となる。 (一ノ六)</p> <p>函館病院東校の所管を離れ開拓使の直轄となる。 (一ノ五二一ノ八七)</p>
------------	--

明治五
三、五
三、五

三、	育兒會社に對し官より大工町官地(現青柳町)二千三百九十六坪餘並に在來の建物を下附せらる。依つて修繕を加へ別に十二坪を増築し育兒を收容す。之を育濟館と稱す。 (一ノ一四)
四、九	來る六月十五日札幌神社御祭典可執行旨被仰付候事開拓使。 (一ノ八五 一ノ二)
六、	厚く力を小學校に用ふべき事、一般女子に男子と均しく教育を蒙らしむべき事、速に師範學校を起すべき事を太政官より文部省に指令す。 (一ノ八)
六、	函館出張開拓使廳に選卒係を置き選卒伍長五名、選卒四十五名を召募し、東本願寺掛所(現公立彌生尋常高等小學校の地)を選卒屯所とす。之本道に於ける警察の創基なり。 (一ノ四)
七、三	官立函館學校へ人民一般の入學を許可す。 (一ノ六卷三 一ノ三 四 一ノ二)
八、三	學制頒布。八大學區の制を定む。北海道は第八大學區に屬す。 (一ノ八 一ノ八九)
八、	官立醫學所(愛宕町)を開き生徒を募集す。 (一ノ八七)
九、八	文部省小學教則及小學教則概表を發布す。 (一ノ八八 一ノ八九)
九、四	函館出張開拓使廳を改め開拓使函館支廳とす。主任中判官杉浦誠。 (一ノ三三)
九、	北門社郷塾を廢止敷地建物は官の買上ぐる所となり、東京早稻田の北門社新塾は松本、山東兩氏に托し其の自營に一任す。 (一ノ八)
九、	官立醫學所より近世醫說三編を刊行す。 (一ノ三五)



一〇、七	官立函館學校に於て露學を開き三等譯官出仕用係數名を教員となす。 (一ノ三五 一ノ六 四 一ノ二)
一〇、六	今般於學校内(官立函館學校)露學開設候に付官員の子弟有志の者來學すべし。 (一ノ三六下)
二、九	改曆勅語を下し給ふ。 —殊ニ中下段ニ掲クル所ノ如キハ率ネ妄誕無稽ニ屬シ人智ノ開達ヲ妨クルモノ少シトセス—太陽曆ヲ用ヒ天下永世之ヲ遵守セシメン。 (一ノ二)
二、四	改曆に關し太政官布告す。 —但略曆ハ御頒行太陽曆ヲ標準ト可致舊曆中歲德金神日ノ善惡ヲ始メ中下段掲載候不稽ノ說増補致候儀一切不相成候— —今般改曆ニ付人日、上巳、端午、七夕、重陽ノ五節句ヲ廢シ、神武天皇即位日、天長節兩日ヲ以テ自今祝日ト定メ候事。 (一ノ二)
二、三	太陰曆を廢し、太陽曆を用ひ是日を以て明治六年一月一日とす。 (一ノ二)
三、六	此年大場律平西川町に一貫堂を設け子弟を教授す。 (同校沿革史函日四、三、三)
三、三	函館支廳管内に於ける孝悌善行の者を表彰の令出づ。 (一ノ三六ノ下)
三、三	願乗寺堂宇に中教院を設く。 (一ノ三三)
三、	豐川町一丁目より出火し一千三百十四戸を燒失す。 (一ノ天 一ノ四六)
	文部卿、神官僧侶に對し中小學校の開設を許す。 (一ノ三)

三、	教化之儀者至急之要務に候へば各地方に於て夫々着手可相成は勿論に候就而者神官僧侶に於ても同志之輩は其地方に中小學校相開候儀不苦候條此段相違候也 但中小學校相開候者は學制に準據可有之事。文部卿大木喬任 (一ノ一〇三)
三、	黒田開拓使次官函館現在の學校を廢し尋常小學校變則中學各一校を設け露人一名を聘し露學教師に充てしめんとす。 (一ノ三五〇一ノ六〇)
五、七	神官僧侶に對し中教院の講義を聽聞せしむ。 (一ノ一〇三)
五、七	今般中教院御開成候に付而は講義定日は勿論其外共爲聽聞出頭以後施教之一端を相開可申事。 開拓中判官 杉浦誠
五、一九	文部省小學教則を改む。 (一ノ八九)
六、八	淺井庄八龍神町に私塾を開き生徒十六名を教授す。 (一ノ三五〇一ノ九)
六、二五	官立函館學校に魯人ウキ、サリロン、ザルトフを招き(月給紙幣二百圓)魯學、數學地理學、歴史學を置く。 (一ノ三五〇一ノ五〇一ノ六〇一ノ六四一ノ一七號)
六、二五	教部省出仕兼大教院講師長堀秀成、中教院看護職堀川乘經等函館中教院柱建の神事を舉行す。 (一ノ一五五)
六、二九	堀秀成は和學者にして音韻の事に精し在函中有志者を集めて之を講ず。(岡田健藏氏談) 新聞誌縱覽所を開設す。 新聞誌の世に裨益あるや云ふを不待して皆人々の知る所なり、因て此度得官許二大區五小區内潤町一番地内に新聞誌縱覽所を建設し本月十九日より開場いたし候間各戸營業の餘暇貴賤老幼に限同所へ立寄り展觀可被致候右及通達候 但開場は午前八時より午後五時迄貴賤見料等差出候に不及候事。三區戸長 (一ノ一〇三〇一ノ一四七)

昭和十二年三月十三日津輕要司全部査閱済

七、三	札幌神社祭日に休業遼拜を行はしむ。 札幌神社の儀は北海道開拓の爲鎮座せられ、勅祭行はれ候全道の鎮守社にて上は祭政一致の御趣意を体認し神威を仰ぎ尊信致すべき儀に候へば本月九日は御祭日に付今後例年官員は勿論衆庶に至る迄休業遼拜行ふべし。 (一ノ三六〇一ノ八五)
七、九	札幌神社例祭を舉行す。 (一ノ八五)
八、三	官立函館學校を官立露學校と改稱す。 (一ノ六〇〇四一ノ一號)
九、八	露學校に於ては露學のみを課す。 當地學校露學を存し其餘の學科相廢候事。開拓中判官 杉浦誠 (一ノ一〇三)
九、	富岡町稱名寺内に官立變則中學校を置く。 (一ノ三五〇一ノ六〇)
九、	辻信藏南新町に私塾を開き漢學を授く。 (一ノ三五)
九、	露國宣教師元町に傳教學校(傳教の職を奉ぜんとする者の學校)を設く。翌七分校舎を増築し一般兒童に普通教科をも授く、之を正教學校と稱す。明治十二年大火後一時市中に小學校の缺乏せる際三百名以上の男女兒童を收容したるも明治三十一年に及んで廢校せり。之實に當地に於ける外人經營學校の嚆矢なり。 (一ノ三五〇一ノ六〇一ノ一三五)
一〇、四	富岡町稱名寺中に中學校を開き逐次授業の傍漢學をも教授せんとす。十一月四日より入學を差許す。授業料は金貳拾五錢。 (一ノ三六〇一ノ六〇一ノ一七號)
二、三	中教院に於て天長節の祭典を執行す。



=門山寺名稱=

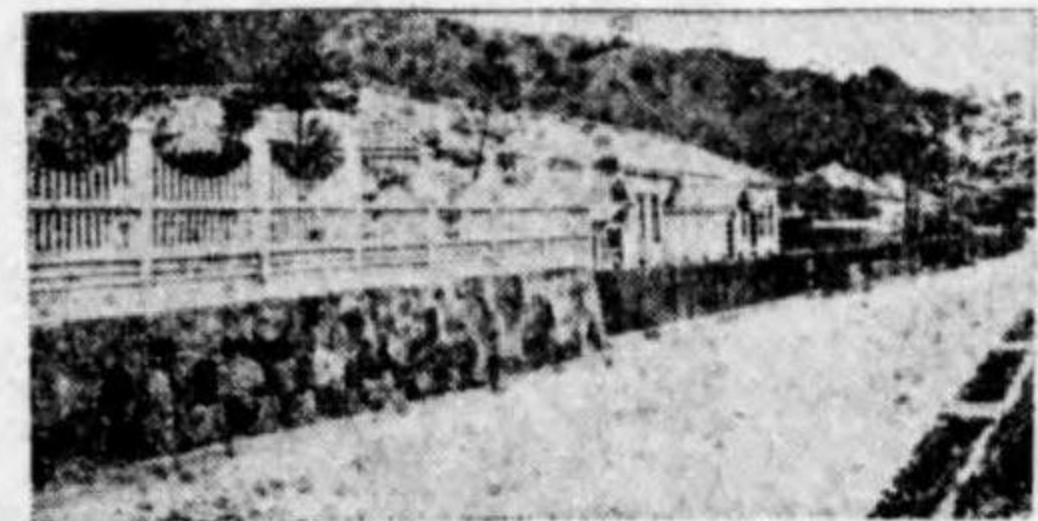
一、三三	<p>來月三日天長節嘉辰に付一般休業、同日中教院に於て御祭典執行候條參拜可致候事。右の趣區中無洩社寺告示候。十月二十日 開拓中判官 杉浦誠 (一ノ一〇三)</p> <p>年中祭日祝日等の休晦日を定め布告せらる。 年中祭日祝日等の休晦日左の通候條此段布告候事。 元始祭一月三日、新年宴會一月五日、孝明天皇祭一月三十日、紀元節二月十一日、神武天皇祭四月三日、神嘗祭九月十七日、天長節十一月三日、新嘗祭十一月廿三日。 右御布告の趣區中無洩可布告者也。開拓中判官 杉浦誠。 (一ノ一〇四)</p>
一、三九	<p>露學教師ザルトフ病死す。一時露學校休業す。(一ノ五九〇四ノ一ノ二號)</p>
一、	<p>ハスリハ 露學教師ザルトフ病死す。一時露學校休業す。(一ノ五九〇四ノ一ノ二號)</p> <p>エム、シー、ハリス函館に來着し福音を傳道す。之メソジスト教會の濫觴にして、私立遺愛女學校設立の端を此處に發す。(一ノ三六)</p>
二、九	<p>官立露學校を再び開校す。(一ノ五五〇一ノ一ノ三號)</p>
三、三三	<p>露學生授業料金十二錢五厘。(四ノ一ノ二號)</p>
五、三〇	<p>札幌神社例祭祭毎年六月十五日を以て祭典行はせられ候處本日諸官員休暇を賜ひ參拜遙拜適宜取扱はしむ。(一ノ三七〇一ノ八五)</p>
六、九	<p>官立露學校を官立松蔭學校と改稱す。(一ノ六〇一ノ一ノ三號)</p>
六、九	<p>變則中學開業の布達取消し、變則中學校を富岡學校と改稱す。(一ノ三七〇一ノ八五)</p>
六、四	<p>官立富岡學校中豫科教則を設け六月二十八日より教授す。(一ノ三七〇一ノ八五)</p>

1874

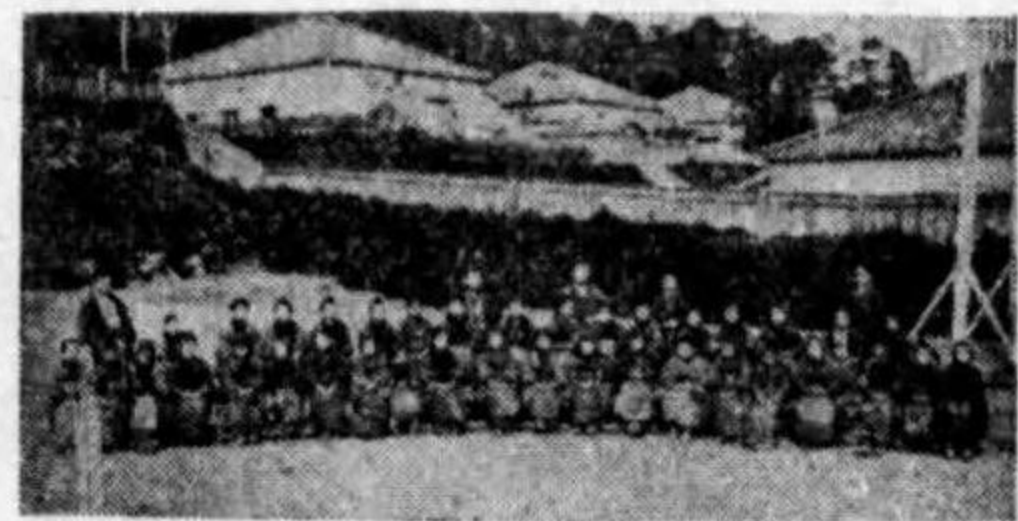
七、三五	<p>文部省小學教員免許規則を定む。(一ノ八九)</p>
八、二	<p>黒田清隆開拓使長官に任ぜらる。(一ノ天)</p>
八、二	<p>函館駐劄獨逸領事ルードウィヒ、ハアバア谷地頭二番地に於て秋田藩士田崎秀親なる者の爲め皇學不振は洋學の侵入にありと做し斬殺せらる。田崎秀親九月二十六日監獄署にて斬首の刑に處せらる。(一ノ六〇一ノ三號)</p>
八、二	<p>文部省學校の名稱に官公私立の別を明かならしむ。(一ノ八九)</p>
八、三九	<p>官立富岡學校英數二科を官立松蔭學校に合併す。(一ノ五五〇一ノ一ノ三號)</p>
三、	<p>開拓使本廳に學務局を置く。(四ノ九ノ一四)</p>
三、四	<p>函館人民學事擴張の趣旨を諭達する「諭書」を發す。(一ノ三六ノ下〇四ノ一ノ三號) 函館圖書館藏古文書</p>
三、八	<p>小學校則を定め函館區中私學を開業する者をして遵奉せしむ。(一ノ三五〇一ノ一ノ三號)</p>
三、九	<p>函館ノ儀ハ急ニ正則小學校設立ノ見込ニ付從前ノ手習師匠ヲ除クノ外自今新ニ私塾取開度者ハ必ズ小學教科ヲ履可事、付テハ志願ノ者ハ教則塾則取調願出許可ヲ經テ開業可致候 授業料は當分の内一人に付金十二錢五厘宛と定む。(一ノ三三)</p> <p>學務世話係三名を置く。(一ノ三五)</p>

1875

三、三〇	官立富岡學校を廢止す。 (一ノ三〇一ノ六〇一ノ六)
三、	生徒の食物を改め麵麩肉菜等を用ひ、漸く全道に及ぼし米を他に仰がざらしめんとす。又委員を札幌に遣し校舎を經營せしむ。 (一ノ六〇ノ卷三)
四、四	會所町に官立會所學校を開校し小學上下二等の科目を教授す。 函館支廳管内普通小學の權輿なり。(一ノ三〇一ノ六〇ノ卷三一ノ六)
四、二	淺井庄八の私塾南新町四十二番地に移轉す。 (一ノ三五一ノ九)
四、一八	蓬萊町より出火四百三十四戸燒失。 (一ノ六)
五、二五	長官函館福山の兩小學校(福山松城學校函館會所學校)内に小學教科傳習所を設くることを許可す。 (一ノ六〇ノ卷三二一ノ三)
五、	四月神佛合同布教差止の令を發せられ、翌五月大教院(東京芝増上寺内)を閉鎖解散す。從て當地中教院も閉鎖せらる。 (一ノ二五)
七、八	函館區中習字師範をして官立小學教科傳習所に就き小學教科及教授法の傳習を受けしむ。 (一ノ三)
七、三	官立函館會所學校内に小學教科傳習所を設け小學上下二等の教科を傳習せしむる爲め就學心得を定む。 (一ノ三三二一ノ六ノ下)
二、二七	函館松蔭町六番地官立松蔭學校露學英學數學の三學を元町十三



= 所習傳科教學小 =

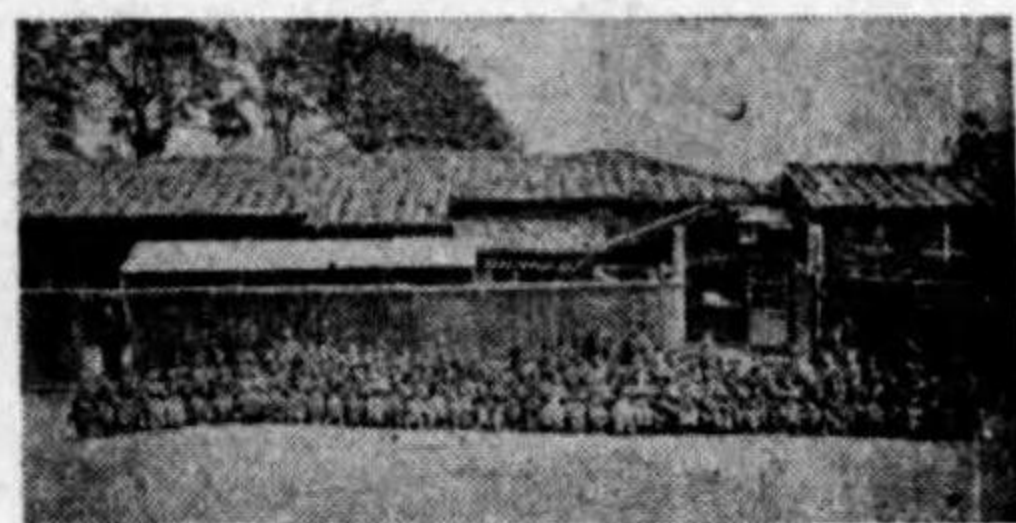


= 徒生校學所會 =

昭和十二年三月十三日津輕警察司全部査開濟

明治八
三五六
(丙子)九

三、	番地官邸に移し之を官立元町學校と稱す。 (一ノ六二一ノ六ノ卷三)
三、	函館砲隊上下士官砲卒、餘暇を以て官立元町學校に入學することを許可す。 (一ノ六〇ノ卷三)
三、	辻信藏の私塾相生町十六番地に移轉す。 (一ノ三)
二、二九	官立函館小學教科傳習所教員及事務係職務心得、生徒罰則内則を定む。 (一ノ三三二四一ノ六號)
二、八	官立會所學校内に官立小學教科傳習所を開く。 (一ノ三)
二、一〇	松蔭町六番地に小學校を開設し松蔭學校と稱す。 (一ノ二九一ノ三三二四一ノ六號)



= 校學蔭松 =

1876

(一ノ一)

- 二、二〇 松蔭學校事務取扱心得を定む。 (四ノ一ノ六號)
- 二、一九 官立小學教科傳習所女生徒待遇假規則、生徒罰則、傳習所内則を定む。 (一ノ三三||一ノ三六||四ノ一ノ六號)
- 二、一九 函館一般女生徒待遇假規則を定む。 (一ノ三三)
- 三、二三 官立小學教科傳習所授業開始。 (一ノ三三)
- 四、二一 官立元町學校を廢す。 (一ノ三五||四ノ一ノ六號)
- 四、二三 伊藤鑄之助官に請ひ大矢佐市と共に印刷機械及活字を借り印刷業を開始す。 (一ノ二四)
- 四、二八 官立元町學校を廢止し官立會所學校に併合す。 (一ノ三五||一ノ三六)
- 四、三〇 官立小學教科傳習所舍則及寄宿舎取締規則を定む。 (一ノ三三||四ノ一ノ六號)
- 四、三九 官立小學教科傳習所の官費生徒の定員を増し二十名とす。 (一ノ三三)
- 五、二三 明治天皇函館港へ御碇泊相成御上陸無之旨達せらる。 (一ノ三六)
- 五、三〇 官立小學教科傳習所に於て官費生徒十七名を限り學業試験の上入學を許す。 (一ノ一九||一ノ三三)
- 五、三四 開拓中判官西村貞陽等太政大臣三條實美に御上陸行幸を賜る様上陳す。 (一ノ三六)
- 五、 明治天皇行幸「心得方」内務卿より達せらる。 (一ノ三六)
- 六、三 官立小學教科傳習所就學心得改正。 (一ノ三六||一ノ三三||一ノ三三)

昭和十二年三月十三日津輕愛宕司全部檢閱済

- 七、六 明治天皇函館御駐蹕、松蔭會所兩校に臨幸肄業天覽、優等生(松蔭二十九會名所二十三名)に物を賜ふ。各々差あり。明治天皇函館病院診察所に於て顯微鏡を以て蝦蟇の血脈循環を觀覽あらせらる。行在所は東本願寺掛所(現公立彌生尋常高等小學校校庭なり)十八日海路東京へ還御あらせらる。 (一ノ三三||一ノ三五||一ノ三六||一ノ三六)
- 七、七 金幣(金貳拾五圓)を招魂場並に墳墓へ賜ひ祭祀取計ふ可き旨、式部寮より達に付二十日杉浦三等出仕、招魂社へ參向祭祀を執行す。 (一ノ三六)
- 八、二 三條太政大臣寺島山縣伊藤三參議北海道巡視、松蔭會所兩校へ臨み教場整頓生徒進歩の狀を賞し給ひ生徒に物を賜ふ差あり。 (一ノ三六)
- 二、三六 浅井庄八の私塾相生町七十八番地に移る。生徒五十八名 (一ノ三九)
- 三、一九 内濶町杉浦嘉七居宅土藏共小學校に寄附致學資は有志輩の醵金により公立小學校を設置し内濶學校と唱へ男子百二十人女子三十八人を募集す。 (一ノ三六ノ下ノ卷)



杉浦嘉七



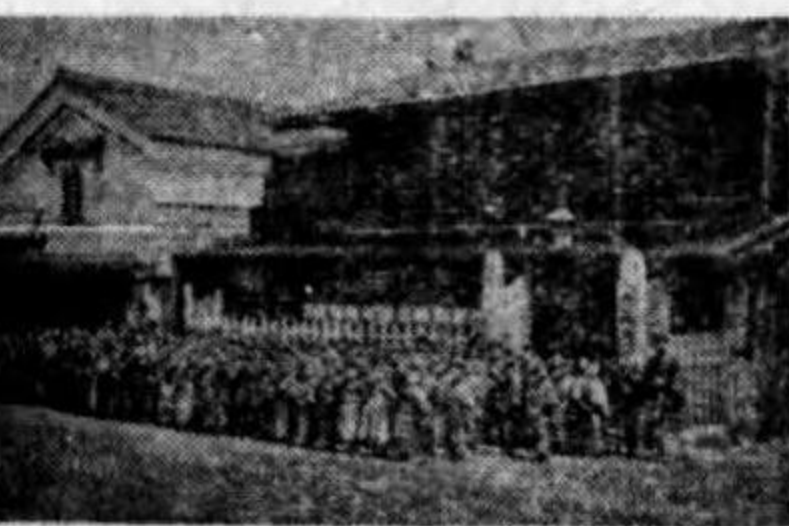
英領事館前門

公立内瀬學校、内瀬町杉浦嘉七宅に開業す。

(一ノ三〇〇四ノ一ノ八號一ノ三二一ノ三)

伊藤鑄之助等總代七名を以て「北浜社」結社の願書を提出す。(一ノ四)

函館招魂社福山招魂場大祭日は迄五月十一日の處自今六月二十日を以て大祭日と改定候條(一ノ七)



内瀬學校

此旨布達候事。

(一ノ八六三三ノ二〇九號)

(一ノ三二一ノ三)

函館八幡宮國幣小社に列格す。

(一ノ三二一ノ三)

八年七月元第九十一號布達官立小學教科傳習所就學心得を改む。

官立小學教科傳習所官費生徒十六名私費生徒十四名合計三十名を限り試験の上入學許可候事。(一ノ三)

「渡島國龜田郡函館鎮座函館八幡宮國幣小社に被列」と達せらる。(一ノ三)

愛陶舍平民森梅太郎内瀬町に開業す公立學校に準ず。(一ノ三)

官立小學教科傳習所就學心得一部變更改正す。(一ノ三)

學校維持概則を假定す。(一ノ七)

小林重吉海員養成の急を認め教員吉崎豐作を聘し自家所有帆船の舟子及希望者を集め航海術の大意を教授することを囑託す。(一ノ四)



小林重吉

昭和十二年三月十三日津輕支庁司令部

九、五
一〇、五
一三、七

松蔭、會所、内瀬の三校に裁縫科を設け十歳以上の女兒には毎日正課外一時間宛之を課す。(一ノ九二一ノ三二一ノ八號)

小學學齡滿六年より滿十四年迄の子女該年一月一日の現員別一町一村毎に調製明治十一年より年々戸籍諸表と同時に當廳學務係へ差出すべし。(一ノ三二一ノ三二一ノ八號)



平田文右衛門

平田文右衛門主唱し渡邊熊四郎(初代)、平塚時藏、興村忠兵衛、今井市右衛門等相議し鶴岡町官有地三百四十八坪九合舊官舎三十八坪五合を借用修補し私立鶴岡學校を開業す。管内義學の嚆矢となす。(一ノ三五二一ノ六四一ノ九號一ノ五二六號一秋尾八四郎氏談)

年中例祭日を示し自今其都度布達及ばざるに付營業の餘暇參拜の儀を告示せしむ。但し一大區は札幌神社へ其他各區は最寄郷社へ參拜すべし。(一ノ七)



鶴岡小學校



渡邊熊四郎

渡邊熊四郎、平田文右衛門、伊藤鑄之助等函館新聞第一號を創刊す定期毎月二、七の日。北浜社。(三ノ一ノ三號一三ノ一〇〇〇號)

辨天學校、澁田利右衛門、工藤彌兵衛、杉野源次郎等協力し三年以前より設立す。官許を得私立夜學校として開業式を舉行す。(一ノ三五二一ノ四一)

學事獎勵委員取扱假手續、職務權限及處務順序を定め人民中より名望資産ある者を撰

一、三〇 擇して學事獎勵委員とす。 (一ノ三五〇一ノ三〇四ノ一ノ三號)

一、三一 金蘭學校、渡邊熊四郎外四名協力し、公立内瀬學校内に私立夜學として設立せらる。 (一ノ三五〇四ノ一ノ三號〇三ノ三三號)

一、三二 公私立學校開業式概則を定む。 (一ノ三〇四ノ一ノ三號)

二、三三 函館小學教則を改正し別に村落小學教則を定む。正則は上下二等に分ち各等を八級とす毎級六ヶ月上下二等合せて在學八ヶ年を以て卒業せしむ。村落は上下二等に分ち各等を五級とす。毎級六ヶ月上下二等合せて在學五ヶ年を以て卒業せしむ。 (一ノ三〇四ノ一ノ三號)

二、三四 常磐學校常磐町に公立小學として開業す。 (一ノ三〇四ノ一ノ三號)

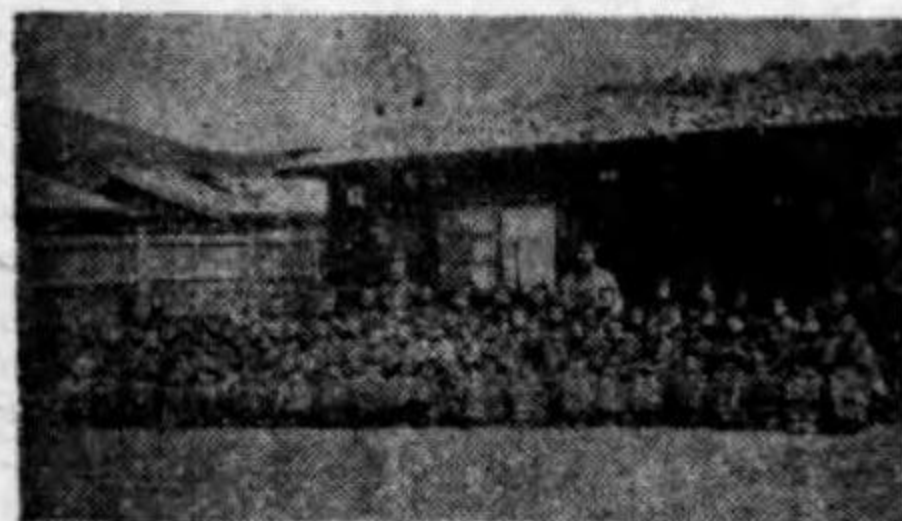
二、三五 區長常野正義尻澤部町近傍に學校無きを憂ひ卒先金を捐き住吉町有志と相謀り同町八十六番地に民家を借り公立住吉小學校を創設す。 (一ノ三五〇三ノ一)

二、三六 官立小學教科傳習所就學心得附錄小學校教員速成法を設け教員の増加を計る。 (一ノ三〇四ノ一ノ三號)

二、三七 官立醫學所教授假規則を設け私費生の入學及通學を許可す。 (一ノ三七)



常野正義



住吉學校



常磐學校

昭和十二年三月十三日津輕警察司全部檢閲済



三、三三 學務世話係學事獎勵委員を廢し學事取締學事世話係を置く。 (一ノ三三)

三、三七 公立龜田學校渡島國龜田郡龜田村に開業す。 (一ノ三〇一ノ三五)

三、三九 函館公園に博物場の建築を決議す。 (三ノ一)

四、九 第十六大區一小區蓬萊町七十五番地に官立女紅場を設立し五月一日開業の旨告示せらる。 (一ノ三五〇一ノ三六下〇三ノ三〇號以下〇函館縣甲三三號娼妓取締規則)

四、一〇 女紅場規則を定められ單に藝娼妓兩營業者を入場せしむ。(前同) (三ノ三四)

四、一一 私立鶴岡學校増築す。 (三ノ三四)

四、一二 龜井惣十郎、菊地治郎右衛門、泉藤兵衛等地藏町事務取扱所内に私立夜學、行餘學校を設置す。 (一ノ三五)

四、一三 官立女紅場、私立行餘學校此日開業式を舉行す。 (一ノ三五)

五、一 公園内に假博物場建築の工を起し、又陳列品送達心得を廣告し物品の蒐集に着手す。 (三ノ二)

五、二 臺町に官立女紅場支場を設く。 (一ノ三六下)

五、三 學事取締事務心得を定めらる。 (一ノ三三)

五、四 日本聖保祿會員マリ、オグスト。マリ、オネジム。カロリンの三名當函館に渡來して元町三十七番地の官地を借用し事務所を創設の上、孤兒貧兒を收容し之を教育す。聖



マリ、オネジム



假博物場



女紅場

昭和十二年三月十三日津輕警察司全部檢閲済

六、一	保祿女學校の創始なり。	(三ノ三)
六、六	女紅場臺町支場開業。	(二ノ三)
六、六	官立會所學校教員を分ちて官立小學教科傳習所教員と爲す。	(二ノ三)
六、七	第十六大區二小區寶町番外地へ寶學校建築柱建を行ふ。	(三ノ一)
六、三	公立寶學校設立告示。	
六、一六	函館寶町に公立小學校設立し寶學校と唱へ一般の教則を以て小學開業生徒凡そ三百三十名を限り學齡相當の者入學差許す。	(三ノ一ノ三號)
六、一六	公立内潤學校に監督を置き職務心得を定む。	(二ノ三)
六、一六	假博物館その柱立を行ふ。	(三ノ一)
六、一	公立小學校教員心得書を定む。	(二ノ三)
七、一〇	公立寶學校開業式舉行。	(二ノ三)
七、一〇	米人エドワード、エス、モールス教授來函、函館税關樓上に研究室を置き、附近の貝類を採集研究し、後七十餘種の標本を函館假博物館に寄贈す。同行の矢田部良吉函館及附近の植物採集に従事し同月二十五日迄滞在の上、標品百九十種を函館假博物館に寄贈す。	(二ノ三)
七、一六	函館管内公立學校教員月俸は姑く官廳より給す。	(二ノ三)
七、一六	各小學校則中春分秋分の休暇を加ふ。	(二ノ三)



ドワードエスモールス



寶學校

昭和十二年三月十三日津輕警察司全部檢閲

八、三	官立小學教科傳習所へ豫備生徒三十五名を入學せしむ。	(三ノ一)
八、一	官立小學教科傳習所豫備生徒就學心得を定む。	(二ノ三)
八、三六	官立小學教科傳習所に教員講習所を設く。	(二ノ三)
八、一	英人ジョン、ミルン博士來函し函館を根據地として、エドワードエス、モールス教授トーマス、ライト、ブレキストンと共に附近の貝塚を發掘し人類學的研究をなし更に、渡島地方の火山を調査す。	(二ノ七〇ノ九)
一〇、三	元町九十九番地に新築せる官立小學教科傳習所の屋舎落成し附屬小學校を開設するに及び官立會所學校の生徒を移送して之を併合し官立會所學校を廢止す。	(二ノ三)
一〇、三六	函館八幡宮、社地を谷地頭に定む、四月二十七日炎上の爲なり。	(二ノ六)
一〇、一	學校明細表、所有物品出納表書式、生徒増減表書式を定め毎年六月、十二月二回に具狀せしむ。	(二ノ三)
一〇、一	公立住吉學校の増築成る。	(三ノ一ノ九)
一一、三	公園内にて各學校御影を拜す。	(三ノ一)
一一、一六	鱒淵町より出火十三ヶ町九百五十四戸類焼す。	(二ノ六)
一一、一〇	午前五時二十五分常盤座より出火し、飛火に依り函館病院全焼す因て舊官舎を假病院となす。	(二ノ三)



ンヨジ = ソルミ

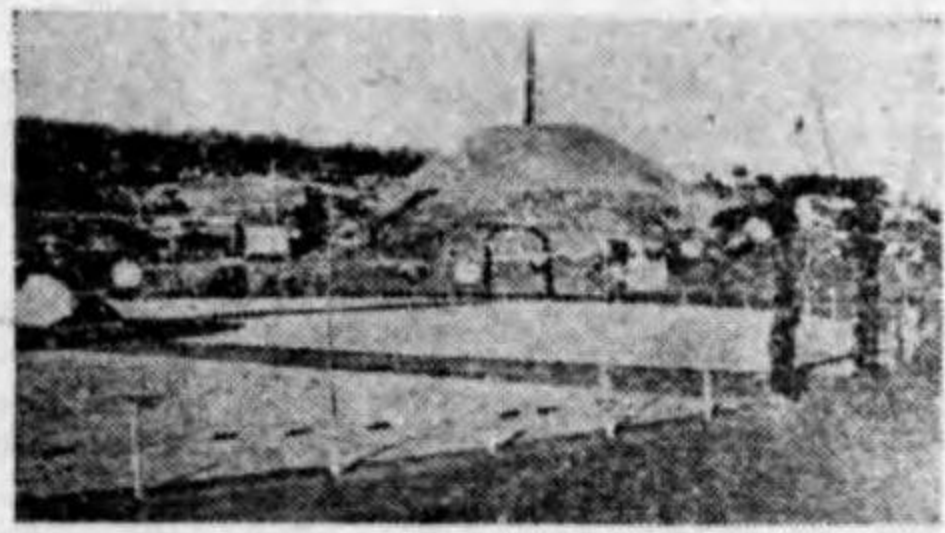
三、三〇	學事諸表編成心得學齡調查錄人員表編成手續を定め公立小學校設立伺書式及進達心得を定む。 (一ノ三〇一ノ六〇三ノ一ノ二三號)
三、三〇	春秋皇靈祭は十二年より遙拜式執行に不及旨式部寮より通達。 (三ノ一ノ二三號)
三、三六	教員講習所概則を定む。 (一ノ三二ノ六ノ下)
三、	上田武右衛門外三名等協力醸金し公立常磐學校内に私立夜學松濤學校を開設す。(一ノ三五)
(己卯) 明治二二 三五九	公立夜學校假規則を定む。 (一ノ三三)
一、七	函館區内公立學校監督を廢し爾後官立小學教科傳習所に於て直接監督す。是に於て各校の監督を悉く官立小學教科傳習所教員とし一月交替遞番巡視監督をなさしむ。 (一ノ三二ノ三五)
一、	小林重吉、村田駒吉、田中正右衛門、金澤彌惣兵衛、菊地治郎右衛門、西澤彌惣兵衛、仲榮助、大野六兵衛、山田竹次郎、宮路助三郎等相謀り開拓使函館支廳の允許を得公立内濶學校内に私立夜學として商船學校を設く。本校は元小林重吉日高三石にて吉崎豊作を聘し生徒を教へたりしが十一年十一月函館に移し自宅にて無月謝夜學を以てせるものなり。 (一ノ三五〇三ノ二〇二二五號)
二、一五	私立函館商船學校開業式を舉ぐ。生徒四十三名。 (三ノ一〇二ノ四)
二、二六	小學校則を改正し、管内各校授業料收入概則を定む。 (一ノ三三)
二、二六	元會所學校跡を官立函館病院の假病舎となす。 (三ノ一)
三、	公園内博物場竣成す。 (一ノ四〇)

1879

十

三、	教員講習所概則を改正す。 (一ノ三三)
四、二	私立淳風夜學校、米木權左衛門等協力し地蔵町十四番地扱所内に開業す。 (一ノ三五)
四、三	官立小學教科傳習所書籍器械貸與規則を定め、公立常磐學校教員猪狩晋介を同所教員に轉せしめ書籍其他の出納を掌らしむ。 (一ノ三三)
四、五	小學校授業法を設く。 (一ノ三三)
四、	小學校則を改正し教師心得、生徒心得、教場規則、生徒罰則、遊歩場規則、食事規則、教場參觀心得を定む。 (一ノ三三)
四、	官立函館小學教科傳習所内に巡回教員を置き各公立小學校を巡視し授業法及教員勤惰を監別せしむ。 (一ノ三三)
五、六	私立淳風夜學校閉校す。 (一ノ三〇)
五、九	函館管内「巡回教員須知」を作る。 (一ノ三二ノ三五)
五、三五	公園内博物場を開く。 (三ノ二ノ三〇番號)
五、	産婆教授布達に準じ臺町梅毒検査所及地蔵町扱所に於て毎火、木兩日一時より三時迄函館病院醫院産婆術を教授す。産婆教授假規則に準ず。 (一ノ三五衛生)
六、六	黒田長官小學校教則を編成し公立七重學校に試む。 (一ノ三五)
六、一八	函館教員講習所概則を定む。 (一ノ三三)
六、三三	私立函館商船學校富岡町稱名寺内の一字を假用して晝間授業をなす。 (三ノ四七)

六、	公立亀田學校を村落小學科とす。 (一ノ五)
七、四	第一公立女學校を會所町に設け内淵、松蔭、會所等の學校より女生徒を集む。(一ノ三)
七、九	小學生徒褒賞品授與規則を定む。 (一ノ三三三ノ一)
七、二〇	大藏卿大隈重信、香港大守ポール、ヘンネツシー實學校、女紅場を參觀す。(一ノ三)
七、	私立函館商船學校に英語科を置き御用係中山信威を教員として更に本則、假則、幼年の三科を置く。 (一ノ五)
八、	私立學校設立願書式を定む。 (一ノ五)
八、	教員講習所概則を改め文部省師範學校及函館小學教科傳習所卒業證書を所持する教員以外は悉く該所に就きて講習せしむ。 (一ノ五二一ノ三)
九、一	虎列刺病流行し十月三日迄臨時休業す。 (一ノ五三三ノ一)
九、三九	學制廢止。教育令發布。 明治五年八月布告候學制相廢し更に教育令別冊の通り相定め候條此旨 布告候事。(各別冊) (三ノ一ノ三四號)
一〇、六	七月六日開業に決せる第一公立女學校惡疫流行の爲め延期せられ本日開校す。附屬小學女生徒七十名を本校に轉入せしむ。 (一ノ三三三ノ一ノ八號)
一一、三	函館公園成り開園式を舉行す。園は書記官時任爲基率先し全區を擧げ官民一致勞資を提供して作事せるものなり。 (三ノ一ノ三五號一ノ五)



函館公園圖

昭和十二年三月十三日津輕警察司令部檢閱

二、三	公園に於て學校生徒及衆庶に 聖上並に皇后宮の御眞影拜覽を差許さる。 (三ノ一)
二、五	第一公立女學校に女子手藝科を置き裁縫紡織を教ふ。兼て女禮、算術、習字、修身、養生、育兒、經濟、割烹等の大意を授けんが爲め教則を設く。 (一ノ三三二ノ五)
二、	開拓使函館支廳學務課員、小學教科傳習所職員、函館區學事擔當書記、函館公私立小學教科傳習所を設け毎月會合して教育上の諸問題を演説討論す。 (一ノ四九)
三、六	午後八時三十分堀江町より出火三十五ヶ町二千二百四十五戸を焼く。公立内淵學校、私立商船學校、第一公立女學校、公立松蔭學校、官立小學教科傳習所、公立常磐學校、臺町女紅場支場等焼失す。依つて窮民を公立住吉學校、公立實學校、私立鶴岡學校、蓬萊町女紅場。官立小學教科傳習所附屬小學等に立退かしむ。假病院、假病室復々罹災せるに由り嚮毒室に合併す。官立小學教科傳習所を附屬小學に移し、私立函館商船學校は當分世話係田中正右衛門自宅の一部を借用し此に移る。眞宗東派函館小教校は南新町百四十一番地に移轉す。 (一ノ三三二ノ四七三ノ一ノ三三號)
三、五	私立鶴岡學校第一期結社滿了更に第二期結社をなす。 (四ノ二ノ二八號)
三、	私立愛陶舎、私立金蘭學校、私立行餘學校、私立松濤學校、私立辨天學校何れも火災に罹り廢業す。 (一ノ五)
三、	明治天皇函館の慘狀を被召思金壹千圓御下賜有栖川宮、東伏見宮、伏見宮、北白川宮四宮方より金五百圓を賜る。 (一ノ三)
三、	森小市函館大火學校過半燒失し子女就學の道無きを憂ひ近隣の子弟を集め教授す。 (一ノ三三二ノ九)

- 一、三 休業中の公立住吉及び公立寶學校、蓬萊町女紅場何れも授業を開始す。(三ノ一ノ三〇號)
- 一、三 私立函館商船學校西濱町二番地開拓使函館支廳船改所々屬見張所建物の一部借用移轉す。(三ノ四七二ノ三五)
- 一、三 小學校則、小學教則、變則小學教則、教員心得書、變則教員心得書、小學試驗規則を定む。(二ノ三)
- 一、三六 私立西洋洗濯傳習所を會所町舊八幡社地跡に設く教師は英國領事ユースデン夫人なり。(三ノ一ノ三三號一ノ三三二ノ一七)
- 一、 私立臥牛學校相生町に開業正則小學科。十四年中に廢業す。(二ノ三五)
- 二、七 官公立小學校教員心得を定む。(二ノ三六)
- 二、 公立龜田學校の學則を改め、村落小學科を變則に改む。(二ノ三五)
- 三、五 公立住吉學校維持方法は區會の決議に據る。(三ノ一ノ三三號一ノ三三二ノ一七)
- 三、一〇 公立住吉學校、公立寶學校を正則と定めらる。(二ノ三六)
- 四、四 官立小學教科傳習所監督心得條款を定む。(二ノ三六)
- 五、一 公立小學教員等級月俸を定む。(二ノ三六)
- 五、三 再び函館管内小學校則を改正す。(二ノ三三二ノ三五)

- 五、三 公立小學校教員月俸支給規則、公立小學校教員旅費規則、公立小學校教員任免順序を定めらる。(二ノ三五二ノ三六)
- 六、 辻信藏の私塾汐見町十五番地に移轉す。(二ノ三五)
- 六、二五 函館監獄署内に監獄學校を設け開校式を舉行す。囚徒玉林治右衛門其他祝辭を朗讀す。(函館圖書館藏原書二ノ六四)
- 七、 公立寶學校の維持方は區會の決議に據る。(三ノ一ノ三五)
- 七、 小學校教員を小學訓導とす。(二ノ三五)
- 八、五 船改所所長阿部重遠私立函館商船學校監督を兼任す。(三ノ四七)
- 八、三 女子小學教科傳習生を募集す。(三ノ一ノ三三)
- 八、 宮城、山形、石川三縣より小學校教員三十名を募り各學校に配置す。(二ノ三五二ノ三〇)
- 九、三 公立小學訓導の席次を定む。(二ノ三七)
- 九、三 森小市、私立森學校を大黒町に開業普通小學科を教授す。(二ノ四〇二ノ三五)
- 九、 假醫學所を函館病院内に開設し生徒を教授す。修業年限四ケ年。(三ノ一ノ四ノ三六號)
- 一〇、一 函館病院附屬醫學所に翻譯科を設け志願者を募集す。(三ノ一)
- 一〇、二 英國領事ユースデン區内學校參觀。私立鶴岡學校へ雨傘六十本を寄贈す。(三ノ一)

一〇、三	函館八幡宮谷地頭四十八番地に新殿成り遷宮式を舉ぐ。 (三ノ二ノ〇七九號一ノ七六)
一〇、四	小學校則を修正し正則變則を區分す。 (二ノ三二一ノ六)
一〇、五	官立函館小學校傳習所を本月一日より官立函館師範學校と改稱し該校中へ教諭を置き月俸等を定む。 (函館師範學校第一年報ニハ十一月八日トアリ)
一〇、六	西濱町船政所官地に七月起工せる私立函館商船學校校舍落成す。 (二ノ四)
二、三	國歌『君が代』天聽に達す。 (四ノ二ノ五七)
二、八	官立小學校教科傳習所附屬小學校を官立函館師範學校附屬小學校と改稱す。 (二ノ三二一ノ六下)
二、一三	小學校集合試験規則を定む。又公私立小學校教員階級試験規則を定む。 (二ノ六下二ノ三)
二、一六	官立函館師範學校幹事及生徒取締心得條款を定む。 (二ノ六)
二、三〇	學校沿革誌編纂概則及公立學校書類編製手續を定む。 (二ノ三)
二、	英國領事ユースデン私立鶴岡學校を參觀し設立の趣旨を贊し社員に加里歸國後年々金二十五圓宛補助すべきを約す。 (三ノ一)
二、	思齊會(書籍共覽會)を設立す。 (三ノ一)
三、六	教育令を改正す。 (二ノ九二一ノ九二一ノ九三二一ノ九三)

三、	文部省より教科書に關し諭達せらる。 學校教科書の儀に付ては追て示達する儀之あるべく候へども國安を妨害し風俗を紊亂するが如き事項を記載せし書籍は採用せざるやう豫て注意すべし。 (二ノ九三)
一、八	私立西洋洗濯傳習所廢止となる。 (二ノ三二一ノ三)
一、二四	私立鶴岡學校裏三十二番地二ノ地一〇三二坪官有地の貸下を得て更に之を他に貸付け以て經費の補助となす。 (四ノ五ノ二八號)
二、	根室管下の教員を函館に遣り教育の要を討議せしむ。 (二ノ三)
三、一七	學事取締及世話係を廢し學務委員選舉規則並に事務章程を定む。 (二ノ三)
四、二	貧民子女學資金給與規定を定む。 (二ノ三二一ノ三)
四、三	私立學校及私塾取締方を定む。 (二ノ三二一ノ三)
四、一八	教員講習所を開く。 (二ノ三)
四、三〇	私學開業規則頒布せらる。 (二ノ三二一ノ三)
四、三三	公立實學校に於て教員階級試験を行ふ。 (二ノ三二一ノ三)
四、三六	實物科教授法を定む。 (二ノ三)
五、三	明治十三年定むる所の公立小學校集合試験第一條へ但書を追加す。 (二ノ三)
五、四	小學教則綱領を定めらる。 (二ノ三二一ノ九二一ノ九三二一ノ九三)

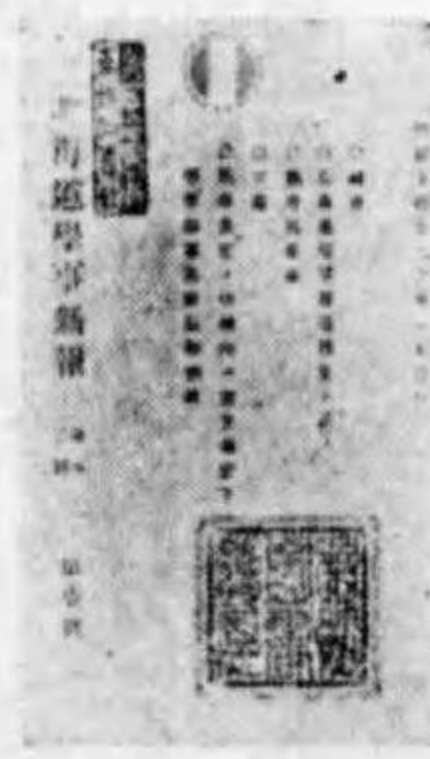
五、四	小學校教員免許狀授與方心得を定む。	(一ノ八)
五、九	函館管下私學開業規則第三條に但書を追加す。	(一ノ三)
五、三〇	女子小學校則を定む。	(一ノ三三 一ノ六ノ下)
六、三	管内郡區受持訓導規程を定む。	(一ノ六ノ下)
六、三〇	御巡幸に付人民「心得書」を達せらる。(一ノ三六ノ下 一ノ三 函館支廳古文書)	(一ノ六ノ下)
六、	小學校教員心得を文部省より達せらる。	(一ノ八)
六、	東京、静岡、福岡の一府二縣より小學校教員二十六名を雇ひ小學校に配置し、又師範生十五名を募る。	(一ノ三)
六、	官立函館師範學校内に變則中學を置き生徒三十名を募集したるも定員に満たずして中止す。	(一ノ三 三ノ一)
七、一	澤清司鶴岡町六番地に私學開業澤學校と稱し學齡外の生徒を集め筆算を専門に教授す教員西村喜代磨。	(一ノ三五 一ノ〇〇 三ノ一)
七、	新築函館病院成る。工費六千七百五十圓。渡邊熊四郎(初代)等の請に依り公立病院となる。	(一ノ八)
七、	汽船幸未丸を私立函館商船學校の演習船とし開拓使函館支廳より拂下を許可せらる。	(一ノ三五 二ノ四七)
八、三	公立寶學校にて始めて唱歌の講習會を開催す。	(三ノ一ノ四七號)

昭和十二年三月十三日津野要司全部檢閱済

八、	官立函館病院を醫學所と改稱す。	(一ノ八)
九、五	北白川宮二品能久親王函館御代覽仰付られ午後四時函館御着、教員生徒等海岸町に整列奉迎す。	(一ノ六)
九、六	明治天皇午前七時森行在所御發聲峠下村在官立函館師範學校附屬舎へ御着輦、次いで七重を経函館に御着、官公吏學校教員生徒其他亀田村境より海岸町に亘り整列奉迎申上ぐ。行在所は當時天神町に新築落成の函館醫學所を充て市民三千金を贖し構内に御座所を新營す。行在所には公立亀田學校生徒栽培の馬鈴薯玉蜀黍、甘蔗、甘藍、甜菜、麻、日向葵、荳等を陳列して天覽に供す。此日能久親王殿下御代巡の途次公園に成らせられ、淺田清次郎の架設せる北海道最初のアーチ型石橋成るを以て通御あらせらる。依つて清次郎橋名を賜はらんことを請ふ。即ち白河橋と命名し給ふ。	(一ノ三 一ノ三 三ノ一)
九、七	明治天皇此日還御あらせらるゝに由り學校教員生徒税關前にて御奉送申上ぐ。	(一ノ三 三ノ一)
九、九	村岡素一郎外官立師範學校、小學校教員等函館教員練習會を廢し函館教育協會設立の議をなす。(一ノ四九)	
九、三二	北溟社より北海道學事新報第一號を發刊し函館教育協會の機關雜誌とす。(四ノ一ノ一號原本)	



= 所座御内所學醫 =



= 事學道海北 =
= 號一第報新 =

九、三	私立藤村學校、銀治町七十八番地に開業す。校主は藤村塾主佐々木作衛門。 (一ノ二〇〇四ノ二一號)
一〇、一〇	官立函館師範學校内に村尾東作(嘯山)私立函館夜學校を開設し漢、英、數學其他普通學を教授す。 (四ノ一ノ三號)
一〇、三	國會開設の勅諭を下し給ふ。 (一ノ二四)
一〇、二	辻信藏私學開業規則に依り汐見町十五番地に辻學校を開業し正則小學科を教ふ。 (四ノ二ノ一號一ノ二九)
一〇、五	思齊會規則を定め、書籍館設立に關する議をなす。 (三ノ一)
一〇、	九月七重學校の舊校舍を購ひ公立亀田學校の移築成る。 (一ノ三五)
一〇、	札幌、根室兩廳と相謀り各廳學務課員、郡區吏、學校教員を函館に會し教育上の得失を討議せしむ。 (一ノ三五)
一〇、	私立若山學校七月允許を得銀治町五十一番地に開業。正則小學科を教授す。校主若山保平。 (四ノ三ノ一號一ノ九)
二、三	函館、札幌、根室有志の發起を得、函館教育協會發會式を舉行す。會長村尾元長、副會長村岡素一郎事務所を富岡町北浜社内に置く。 (三ノ一ノ一ノ九)
二、四	私立若山學校開業式を舉行す。生徒男三八、女三二。 (一ノ九)
二、五	新築中の公立彌生學校、校舎内作業場より火を失して全焼す。 (三ノ一ノ六〇二號)

昭和十二年三月十三日津經要務司全部檢閱済

三、三	天神町醫學所に於て翻譯科醫學私費生徒二十名を入學せしむ。當時本所は函館支廳學務課の所管たり。 (三ノ一ノ六〇四號)
三、八	函館教育協會規則を定む。 (三ノ一ノ一ノ四九一ノ六號)
三、四	浅井庄八相生町七十八番地に私學開業浅井學校と稱す。教員古川源吉生徒一〇三。 (一ノ三五三ノ一ノ四ノ二ノ一號)

一、六	函館教育協會演說會を開く之本會の最初の例會なり。 (四ノ五ノ三〇九號)
一、	戸長は總て學務委員を兼務す。 (一ノ三)
一、	文部大臣福岡孝悌勅選の幼學綱要を以て小學校に於ける德育の準繩とすべき旨を諭す。 (一ノ八八)
一、	文部省告諭して小學校教員心得書を履行せしむ。 (一ノ八八二ノ八九)
二、八	學務委員選舉規則及事務章程を定め學校世話係を廢す。 (一ノ三三二ノ三五)
二、八	開拓使を廢し函館札幌根室の三縣を置く。函館縣令時任爲基。 (一ノ三五ノ二一ノ一ノ六三號)
二、一五	米國メソジスト、エビスコバル教會婦人會 外國傳導協會元町二十三、五十二番地に私立遺愛女學校(ミセス、カロライン、ライ ト、メモリアル、スクール)を設立開校す



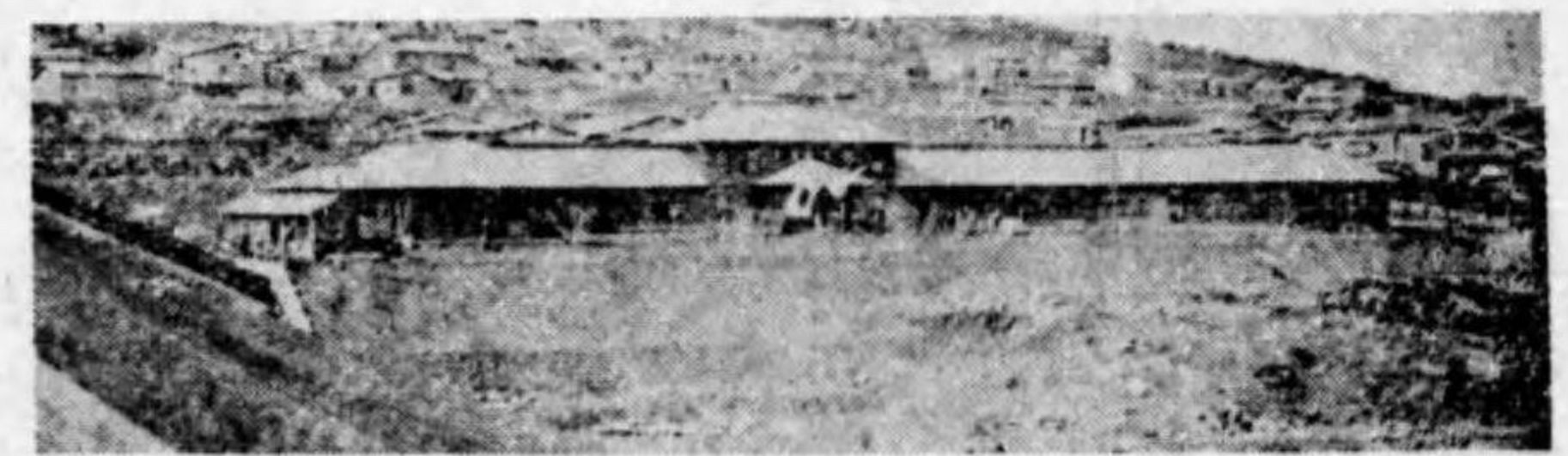
ニイラロカニイラトイ



= 校學女愛遺 =

二、四	校長ミス、ウツドウオース。生徒六名。 福田久治西川町に私立福田學校を開業す。 (四ノ一ノ九號ニノ三ニノ三七)
二、	函館假博物場函館縣の所管に移る。 (四ノ二ノ一號ニノ一ノ六四三號)
三、一	東川町沖田藤助外十二名東川町百六十六番地佐藤三左衛門の居宅を無償にて借受け學校を設置開業す之東川學校の創基なり。 (三ノ一ノ六四號)
三、九	私立鶴岡學校敷地建物及在來借用の附屬地無償にて下附せらる。 (三ノ一ノ四ノ五ノ二八號ニノ三四)
三、六	函館縣廳を元町一番地舊開拓使函館支廳に設置す。 (一ノ五ニノ三ノ一)
三、九	古川藤左衛門鶴岡町三十七番地に私學古川學校を開業す。 (三ノ一ノ三三號ニノ二ノ二號)
三、九	一貫堂大場律平寶町二十二番地に移轉開業す。 (三ノ一ノ三三號ニノ二ノ一號ニノ九)
三、三	縣立函館師範學校四等教諭穗波秀五郎一等准訓導申付られ公立彌生學校主任教員を拜命す。 (三ノ四ニノ三ノ一六六號)
三、三	二等准訓導吉田奎三以下十三名公立彌生學校在勤申付られ教員雜務係一同區役所へ出頭開校準備中の事務を掌る。 (三ノ四ニノ三ノ一)
四、一	公立彌生學校校舍落成に付區役所より學校へ引渡す。 (三ノ四ニノ三ノ一)
四、一	私立森學校兒童を公立彌生學校に入學せしめ機械器具其他悉く同校へ贈與の上廢校す。 (二ノ九)

四、九	公立彌生學校開校式舉行。 (三ノ四ニノ三ノ一六三號)
四、三〇	農商務省より私立函館商船學校練習船として帆船乘風丸を貸下げらる。 (三ノ四七)
六、三〇	招魂祭に付小學校は午前九時放課休業す。 (三ノ四)
六、三〇	農商務卿西郷從道其他公立彌生學校を參觀す。 (三ノ四)
七、一〇	東川町組頭沖田藤助、三上八十八、新谷八郎衛門等發起し金千二百圓を醸金して東川町二百二十五番地に私立東川學校を新築し、開業式を舉ぐ。主任教員齋藤和吉。 (三ノ一ノ七〇九號)
八、三五	虎列刺病蔓延し九月一日より十五日迄臨時休業の旨告示せらる。 (三ノ四)
八、三六	教育令を實施す。 (一ノ二三)
九、七	明治十三年第五十九號布告教育令の儀自今實施候條此旨布達候事。但同令中府縣會及町村會に關係の件は當分實施せざる儀と可相心得事。 (三ノ一ノ三六號)
九、三	小學校授業料從來十二錢五厘を一ヶ月二十五錢に變更し、十五日より實施す。 (三ノ一ノ三六號)
一〇、七	思齊會、末廣町九十八番地八幡坂の同所協議所二階を假書籍縦覽所とし、會員に書籍を閲讀せしむ (三ノ一)
	函館教育協會機關誌「北海道學事新報」に代り「函館教育協會雜誌」を刊行す。(二ノ四九)



= 校學生彌ノ時當校開 =

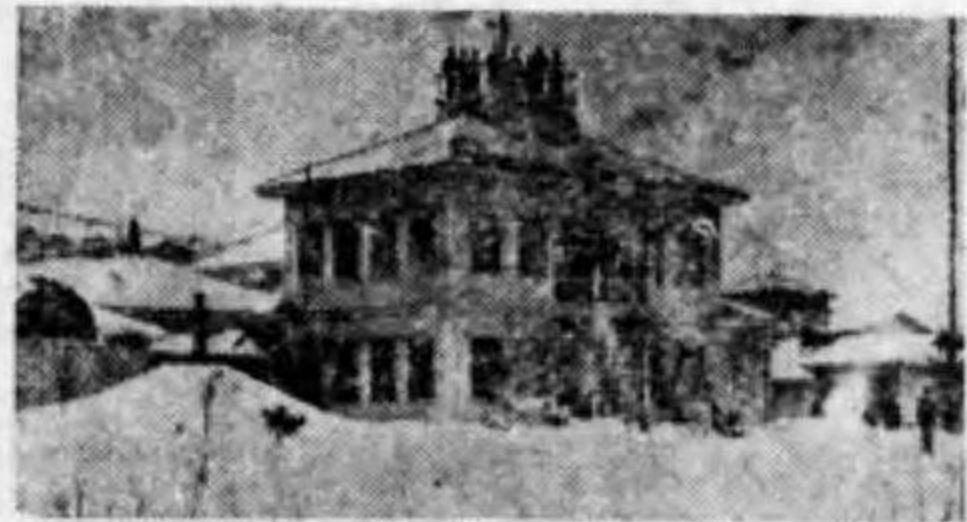
昭和十二年三月十三日津輕警察司全部檢閲済

一〇、二七	公立函館女學校元町四、五番地、會所町六十番地、九十番地に新築の校舍成り附屬小學校女生徒に轉校を命ず。神谷みち函館女學校主任兼務となる。 (一ノ三二一ノ三五)
一〇、二七	公立彌生學校女兒二十六名を公立函館女學校に移送す。 (三ノ四)
一〇、二九	公立函館女學校開業式を舉行す。 (三ノ一)
一〇、	私立函館商船學校練習船辛未丸を賣却す。 (三ノ四)
二、三	天長節に付全區教員及兒童を公園地に集め聖上の御影を拜す。 (三ノ四三ノ一)
二、六	私立藤村學校天神町五十一番地に移轉す。 (一ノ九九)
二、九	私立東川學校を公立に編入す。 (三ノ一三ノ九)
三、一	當時此日より翌年四月三十日迄小學校に宿直を置く。 (三ノ四)
三、	鶴岡、若松、海岸町の有志共有金を以て高砂町共有の稻荷堂を假に教場として生徒を教授せんとす之私立高砂學校の創基なり。 (三ノ一九七號二ノ二二一ノ三〇)
三、	學事諮問會に於て幼學綱要頒賜の勅諭を下し給ふ。 (二ノ九六)
一、二三	私立高砂學校假開校をなし授業を開始す。石川小十郎を以て假校主とす。 (二ノ三〇)
一、二八	公立彌生學校上級の女生徒を悉く公立函館女學校に轉校せしむ。 (三ノ四)
一、二七	函館區教育會規則を達せらる。 (二ノ九九)
	備考 現時の教育會に非ず。區主催の教育協議會なり。以下縣教育會亦同じ。

1883

一、三	私立藤村學校旅籠町六十八番地へ移轉す。 (一ノ九九一ノ三〇)
二、七	文部省小學校教員心得書を恪守せしむ。 明治十四年六月文部省達第十九號小學校教員心得書を各小學校へ頒布候條右趣旨に基き懇篤教誨を加へ該職員をして恪守實踐其本分を盡さしむべし。 (二ノ三)
二、二	從來各校にて行はれし定期試験を廢し一校に集合せしめて行ふこととなり公立實學校に生徒を集め試験を行ふ。 (三ノ四)
二、三	公立函館女學校主任兼務神谷みち職を辭し(五日)尾古謙藏同女學校の攝理となる。 (一ノ三二一ノ三五)
二、四	小學校教員心得書を下附せらる。 (三ノ一ノ八四七號)
二、二六	學事表簿様式並に取調心得を達せらる。 (一ノ三〇一ノ三四)
二、八	私立一貫學校内に設置せられたる私立濟美學舎廢校す。 (一ノ三〇一ノ三四)
三、六	教育事務要領を達せらる。 (一ノ九九一ノ三四)
三、二	實町三十九番地私立一貫學校大場律平校主を辭し五島千穎之を引繼ぐ。(一ノ九九一ノ三〇)
三、二六	學區規則達せらる。 (一ノ九九)
三、二六	函館縣小學校校則並に教則を定め四月一日より實施す。 (一ノ三二一ノ五二一ノ四)
三、二七	縣立函館師範學校規則達せらる。 (一ノ三〇原本一ノ三三三ノ一ノ八三號)
三、二九	小學校職員規則を達せらる四月二十日より實施。 (一ノ三二一ノ三四)

四、一	函館縣達甲第十三號函館縣小學校則並に教則を實施し小學校を初等中等高等の三科に分つ。	(三ノ一ノ八九號)
四、九	學校幼稚園書籍館規則を達せらる。	(三ノ一ノ八九號)
四、二六	函館縣學務委員薦舉規則を定む。	(一ノ三〇)
四、二六	函館縣教育會規則を達せらる。	(一ノ三〇)
四、二六	就學督責規則を達せらる。	(一ノ三〇)
五、五	縣立函館師範學校職制の一部を追加し俸額月俸旅費支給法を定む。	(一ノ三三)
五、二八	私立函館商船學校を縣立とし函館縣立函館商船學校と稱す。	(三ノ一ノ八六號)
五、二八	函館縣函館區小學校授業生採用試驗法を定む。	(一ノ四七)
五、三〇	中山信成縣立函館商船學校校長心得を命ぜらる。貸下帆船乘風丸本校所有に轉屬の件許可せらる。	(三ノ四七)
五、三二	縣立函館商船學校職制並に俸額を定む。	(二ノ四三)
六、二	函館區小學校附屬地たる銀冶町參拾參番地、旅籠町四拾壹番地千二百六十三坪餘を縣立函館商船學校敷地に上納の件許可せられ、次て校舍改築に着手し九月落成す。	(三ノ四七)
六、三	縣立函館商船學校諸規則を達せらる。	(一ノ九九)
七、三〇	本年三月達小學校職員規則の一部を改正す。	(二ノ四三)



= 校學船商館函 =

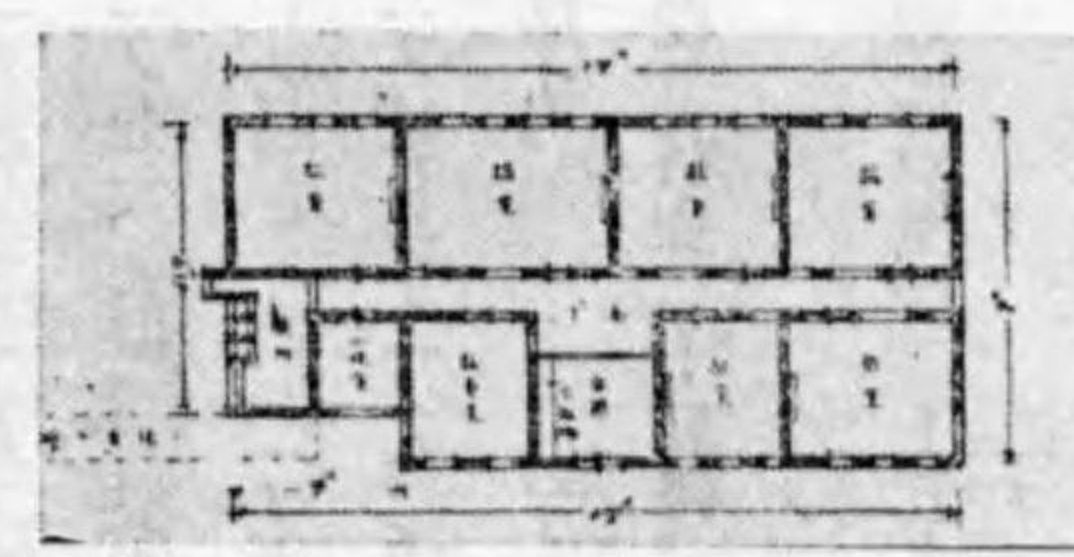
昭和十二年三月十三日津野製菓司全部檢閱済

七、三〇	町村立學校校務規則を達せらる。	(一ノ四三)
八、二	公立函館女子小學校を廢止し校宇を縣立函館師範學校に引繼ぐ。	(一ノ三三)
八、三〇	學事表簿様式並に心得の一部改正せらる。	(二ノ四三)
八、三〇	四等准訓導岩谷英太郎公立幸小學校長心得申付らる。	(三ノ四)
八、	私立福田學校廢業す。	(一ノ三三)
九、一	私立高砂學校竣工移轉す。	(一ノ三〇)
九、三五	公立幸小學校を銀冶町六十一番地に設置開業す。	(三ノ一九二、九三四、九三五號)
九、	八幡坂に思齊會書籍縦覽所を開く。	(一ノ五三)
一〇、八	私立高砂小學校澤田重吉を校主として開業式を舉行す。	(一ノ三〇)
一〇、八	縣立函館師範學校に於て放課後体操の講習會を開き區内男教員出席す。	(三ノ四)
一一、一	公立學校雜務係職務心得、公立學校生徒授業料收入手續を定む。授業料金二十五錢。	(一ノ三〇)
一一、一	縣立函館師範學校附屬小學校内に假に幼稚園を開き滿三年より學齡迄の生徒二十五名の入園を許す。授業料金五十錢。	(一ノ三三)
一一、三	聖上御眞影を公園協同館に奉遷し學校職員生徒及一般に奉拜せしむ。	(三ノ一九四號)

二、四	縣立函館商船學校、銀治町の校舎落成に付十月十六日假移轉の處本日落成式を舉行す。 (三ノ一ノ九〇號―三ノ四七)
二、五	新潟縣士族土屋金次富岡町四番地に私立商業學校を設立開業す。 次で十七年二月末廣町に移る。 (三ノ一ノ九四七號)
二、六	學校教員品行檢定規則を達せらる。 (一ノ三〇)
三、六	私立高砂小學校維持困難に付公立編入の義を願出たるを以て此日區會に謀り其の願出を納れ明年一月より區費支辨となる。 (三ノ一ノ九六七號)
三、九	私立鶴岡小學校文部省より獎勵品を下附せらる。 (三ノ四)
三、六	青柳町四十九番地に新築の公立住吉小學校校舎竣工、移轉す。 (三ノ一―三ノ三)
明(甲申) 治一七 三五四	私立高砂小學校を公立とす。校長心得菊池寛次。此日より授業開始。 (三ノ一ノ九六六號)
一、九	公立住吉小學校新校舎にて授業開始。 (三ノ一ノ九六六號)
一、三	函館區教育會を開設し各校より議員を選出す。 (三ノ四)
一、三	私立鶴岡小學校新築落成に付移轉式を學ぐ。新校舎は舊學校の裏手六十八坪四教室。第三期結社をなす。 (三ノ一ノ九七號―四ノ五ノ二八號)



= 校學小岡鶴 =



= 圖面平校學小吉住 =

昭和十二年三月十三日津輕警察司本部檢閱済

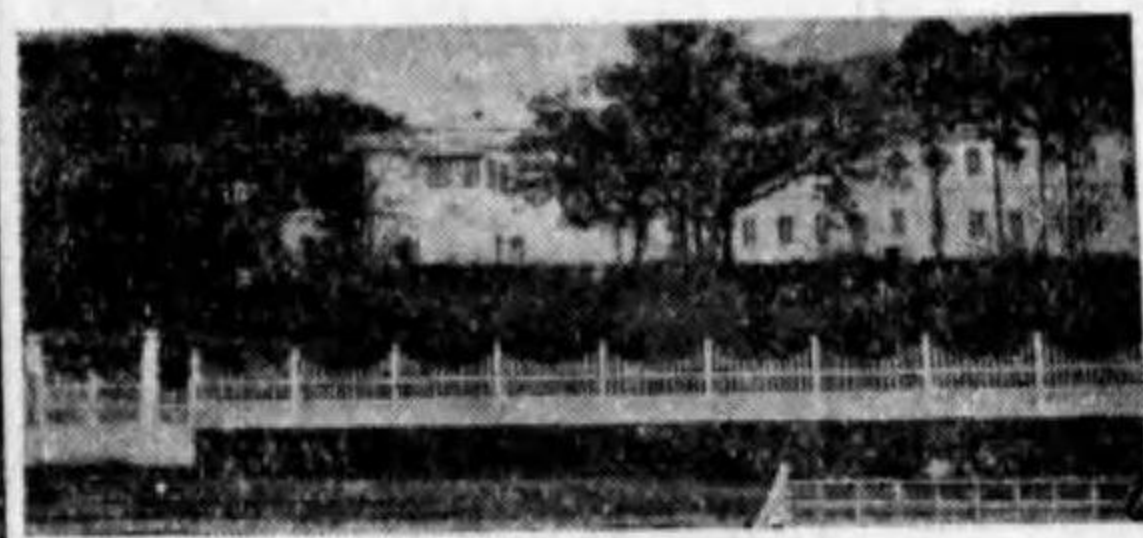
一、	商業學校通則を制定す。 (一ノ一三)
二、三	當區教育會にて議定せし区内小學校試驗細則及生徒褒賞授與規則並に小學校非常心得を實施す。 (二ノ四)
二、	私立藤村學校廢業す。 (一ノ三五)
三、一	函館元町私立正教女學校内に裁縫場を開業す。 (三ノ一)
四、六	宮内省より私立鶴岡小學校に對し函館縣令を経て金五十圓下賜せらる。 (三ノ四―四ノ五ノ二八號)
四、一六	縣立函館師範學校に教員講習場を設け(心理、論理、教育學、學校管理法、授業法、体操等の諸科)各郡區の教員を集め四月十六日より八週間に亘り講習す。 (三ノ四―菊池寛次氏文書)
六、七	新に小學校生徒褒賞授與規則を定め开拓使函館支廳明治十二年七月達小學校生徒褒賞品附與規則を廢す。 (三ノ一ノ一〇五二號)
六、三	縣立函館師範學校に設置せられたる教員講習場の閉場式を學ぐ。 (一ノ三七)
六、二六	小學督業規程を定め小學督業を置く。 (三ノ一ノ一〇六〇號)
七、一	公立小學校生徒授業料一人一ヶ月金參拾錢と改め本月より實施す。 (三ノ一)
七、二	制度取調局顧問獨逸人ルードルフ、太政官權少納言渡邊廉等区内の學校其他を視察す。 (三ノ四)

八、	公園内に博物館第二館を新築し開拓使東京出張所假博物場の陳列品を收藏して開館す。 (一ノ二八)
九、三	甲第三十三號を以て函館區立病院を縣立となし縣立函館病院と稱す。 (三ノ一ノ二〇九號)
九、三〇	縣立函館師範學校規則を改正増補す。 (一ノ三)
一〇、六	私立商業學校内に私立末廣小學校を設立す。 (三ノ一ノ二二〇號)
二、一	函館縣教育會を縣立函館師範學校に開き區内各校より議員を選挙して出頭せしむ。 (三ノ四)
二、三	公園協同館にて御影を衆庶に拜さしむ。 (三ノ一ノ二二〇號)
三、二	函館區小學校授業生規則を定む。 (四ノ二ノ一九號)
	此年千葉重吉温古舎文庫を陣屋通りに創設す。 (三ノ三ノ三三四號)
三、	私立古川小學校西川町に分校を設く。 (一ノ九ノ一ノ五二一ノ西)
三、三〇	縣立函館女學校(高等女學校程度)を縣立函館師範學校内に設置す。 (一ノ三ノ一ノ二ノ三號)
四、七	縣立函館女學校規則を告示せらる。 (三ノ一)
四、	私立辻學校廢業す。 (一ノ五)
四、三〇	縣立函館女學校に於て私費高等女學科生徒十名(年齢十三歳以上)を募集す。然るに

1885

昭和十二年三月十三日津輕縣司全部檢閲済

五、七	應募者無し。依つて九月九日師範學校女子試験生二十一名を高等女學科生徒に編入し 師範學校教員兼務を以て授業を開始す。 (一ノ三ノ三ノ一)
六、	函館縣立小學校教則第四章試験規則改正増補に付其旨達せらる。 (一ノ三ノ三ノ二)
七、一	皇漢英學講習所を大黒町七十六番地樋口亀三郎方に開く。 (三ノ一)
八、三	五島顯徳舟見町七十六番地に私立五島學舎を創設し、數學、簿記等を教授す。十月新 たに英學、速記術を加ふ。 (三ノ二)
九、三	明治十三年十二月布告の教育令を改正す。 (一ノ九ノ一ノ八九ノ四ノ二ノ三七號)
一〇、	公立小學校職員勤惰表及取調心得を定む。 (四ノ二ノ三號ノ三ノ一ノ三四三號)
一〇、	私立函館學校末廣町六十九番地に開設。英數簿記學を教授す。 (前二項三ノ二)
二、六	私立嘯山私塾曙町一番地に開業。英、漢二學を教授す。村尾元 矩。 (四ノ二ノ三號ノ三ノ一)
三、三	縣立函館病院附屬醫學所規則を定む。 (四ノ二ノ三號ノ三ノ一)
	縣立函館女學校、自今縣立函館師範學校へ合併す。但高等女學 科は當分之を缺く。 (四ノ二ノ三號ノ三ノ一)
一、一	私立聖保祿女學校開校式を舉ぐ。 (三ノ二)
一、三	普通教育の上進と改良を圖らんが爲め有志相集り函館教育義會 を設く。谷地頭町八十八番地。 (三ノ二)



= 校學女祿保聖 =

1886

一、六	函館縣を廢し北海道廳を札幌に置く。舊函館縣の事務は北海道廳の開廳迄從前の通り取扱ふ。 (一ノ五〇〇二ノ四〇三ノ二)
一、七	函館博物場北海道廳の所轄となる。 (一ノ二八)
一、七	函館區小學校試験細則同生徒褒賞規則及教員講習會規則達せらる。 (三ノ四)
二、三	函館支廳の管轄區域は舊函館縣の區域に依る。 (一ノ五八)
三、一	北海道廳及び根室、函館二支廳開廳す。 (一ノ五八)
四、一	豊川町武藏野樓隣に私立豊川小學校を創設す。小學初等科。校長五十嵐治太郎。(三ノ二)
四、七	私立一貫學校實町二十二番地に轉す。 (三ノ二)
四、九	勅令を以て師範學校令示達せらる。 (四ノ二ノ三〇一ノ八九一ノ九九)
四、四	勅令を以て小學校令示達せらる。 (四ノ二ノ三〇號一ノ八九一ノ九九)
四、	勅令を以て中學校令示達せらる。 (四ノ九ノ一九四)
四、	私立濱野小學校天神町に開業す。 (三ノ二)
四、	私立鶴岡小學校經費の中へ區費を以て補助の儀願出で聞届けらる。 (三ノ二)
五、一	私立算學私塾會所町五十五番地に開業數學及測量航海學を教授す。塾主藤本初吉。 (三ノ二)
五、一	私立一貫小學校の分校たる廣額分校實町三十九番地に開業。校主校長同じ。 (三ノ二)

五、三	堀川道藏會所町五十三番地に私立小學校を開き堀川小學校と稱す小學初等科を置く。 (三ノ四)
五、六	同氏校主校長たり。 (三ノ四)
五、三	私立函館露語學校會所町三十一番地に開設。露語、數學、簿記學を教授す。 (三ノ二)
五、三	區内小學校定期試験事務所を彌生小學校内に置く。 (三ノ四)
五、三	勅令第十四號小學校令第十二條に基き小學校の學科及其程度を定む。(尋常小學校修業年限を四ケ年とし高等小學校の修業年限を四ケ年とす) 文部省令第一號小學簡易科は修業年限三ケ年以内たるべし。 (一ノ八九一三ノ一ノ西六號)
五、	大庭俊太郎私立大庭學舍を會所町三十九番地に設け皇漢學を教授す。 (三ノ二)
六、三	小學校教員免許規則を定む。 (一ノ八九)
六、三	函館教育義會解散す。 (三ノ二)
七、一	小學校令の改正に基き早晚高等科、尋常科と區別せらる可きに付區内彌生、實の二校は高等科其他は尋常科と假定し各小學校中等科以上の生徒を彌生、實兩校へ轉校せしむ可く生徒及父兄へ勸諭し各校協議の上移動せしむ。 (三ノ四)
七、七	村田甲子郎、相生町十一番地に小學校を開き、私立村田小學校と稱し、小學初等科を置く。生徒八十名。 (三ノ二)
七、八	茂木鋳三郎、會所町三十二番地に私立巴學校を開き、英、數、漢學並に法學を教授す。 (三ノ二)

七、八	私立有隣小學校、地蔵町四十二番地に開設、小學初等科を置く。(三ノ二)
九、一七	札幌、函館兩師範學校を廢し更に尋常師範學校を石狩國札幌區北一條西三丁目に設置し北海道師範學校と稱す。(三ノ二)
九、一七	商業學校を渡島國函館區元町に設置し廳立函館商業學校と稱す。但開校の期日はて追告示す。(三ノ二)
九、三〇	九月一日より本日迄區内各學校虎列刺病及天然痘流行に付休校す(虎列刺病患者約千餘死者八百餘天然痘患者千餘死者二百餘名)(三ノ四 三ノ二)
九、三二	公立彌生小學校長小川鏡三郎公立寶小學校長を兼務す。(三ノ四)
九、	栗屋新三郎末廣町六十九番地に私立函館英語學校を開く。修業年限三ケ年。(二ノ六ノ二)
一〇、七	私立函館露學校船場町十一番地へ移轉し私立開有學校と改稱す。(三ノ二)
一〇、一	小學校に幹事を置き其の職務要項を達せらる。(二ノ四)
一〇、八	當分函館區元町に廳立師範學校を置く。但師範生徒は女子に限る。(三ノ二)
二、六	素木岫雲分校統理を申付らる。(三ノ二)
二、六	私立愛育學校會所町四十五番地に開校英語の初歩を教授す。(三ノ二)
三、四	公立彌生小學校に於て大試験及第者四名の爲めに卒業證書を授與す之函館區小學校全科卒業の權與となす。(二ノ四)



素木岫雲

三、六	函館、根室ニ支應を廢す。函館に北海道廳長官出張所を置き外交事務を處理せしむ。(二ノ天)
三、六	廳立函館商業學校規則を定め翌年一月十一日より開校の旨達せらる。(三ノ二)
一、七	笠原與七郎、曙町に露語研究所を開く。(二ノ五三)
一、八	葛目成業廳立函館商業學校長に任ぜらる。之より前、十九年十月十三日廳立函館商業學校雇拜命、校長事務を執る。(三ノ二)
	區費多端の爲め、公立住吉、公立東川、公立高砂、公立幸の四小學校を廢す。校舍校具を有資格者に托し十ヶ年間平均一校百圓以上の補助金を與へ特別監督の下に私立小學校として從來の生徒を收容し十一月より開校經營せしむ。經營者住吉小學校原直三郎、東川小學校長谷川孝吾、高砂小學校菊池寛次、幸小學校川田圭三なり。
	十九年十一月三十日より十二月四日に亘る函館區會に於て傍聽を禁止し、此決議を爲し十二月十日告示第二十八號學校種別變更の件として發表せらる。
	函館區役所告示第二號
	公立住吉小學校 同 東川小學校 同 幸小學校 同 高砂小學校
	右公立小學校ヲ廢止ス 但本月十日以後ハ私立ノ資格ヲ以テ開校ノ管ニ付從來該校ニ通學ノ生徒ハ同日ヨリ出校スベシ 右告示ス 明治二十年一月八日 函館區長代理區書記 畑野仁平治 (三ノ一ノ二七六號)

一、二	公立函館商業學校開校式舉行す。	(三ノ一)
一、三	區役所を元町一番地(舊函館支廳跡)に移す。	(三ノ二)
一、	私立英和夜學校會所町四十五地私立愛育學校内に開設す。(三ノ二)	(三ノ二)
二、三、六	公立龜田小學校龜田村字八幡社後手一番地に新築(二〇一、五坪白ペンキ塗)落成移轉式を舉行す。	(三ノ二)
二、	私立愛憐小學校開校し、九月十日廢業す。	(三ノ二)
三、一	廳立北海道師範學校函館分校卒業式を舉行す。初等科女生五名中等科四級女生四名。	(三ノ一)
四、一	私立若山小學校修業年限四ヶ年の尋常小學校に改む。	(四ノ二ノ一夫號)
四、七	廳令第十五號小學校規則及小學簡易科教則其他(廳令第十七號町村立私立學校設置、變更、廢止規程。同第十八號生徒授業料金額及其徵收規程。同第十九號資産管理規程及經費收入支出方法。同第二十二號學齡兒童就學規則。同第二十三號教員學力檢定試驗細則。同第二十四號小學校教員免許規則、免許狀手數料。同第二十五號小學校簡易科教員及小學校授業生免許規則。同第二十六號小學校職制。同第二十七號教員俸給)を達せらる。	



= 校學小田龜 =

北海道廳令第二十八號
今般制定ノ小學校簡易科教則其他學事ニ關スル諸規則ハ本年五月ヨリ施行ス

昭和十二年三月十三日津輕支廳司令部檢閱所

四、七	廳令第十六號を以て高等小學校尋常小學校の併置は公立彌生小學校。尋常科單置は公立寶小學校。他は總て簡易科とすと達せらる。	(三ノ一ノ一八〇七號)
四、一六	廳立北海道師範學校函館分校を廢す。	(三ノ一ノ一八九號)
四、三九	文部省尋常小學校讀本を刊行す。	(一ノ八九)
四、三〇	廳令により町村立小學校職員月俸支給方法を定めらる。	(三ノ一)
五、三	西川町二十三番地より出火四百八十三戸を烏有に歸し罹災者を九日迄公立寶小學校其他に收容す。	(三ノ一)
五、七	素木岫雲、元町四番地元北海道師範學校函館分校附屬小學校跡を借受け私立函館學校を設立す。變則高等科を置き男女生徒を入學せしむ。又同校に裁縫專修科をも附設す。同氏校長たり。	(三ノ一)
五、七	文部省令により教科用圖書檢定規則を公布せられ、文部省の檢定あるものを使用すること定めらる。	(二ノ八九一ノ九一四ノ八ノ三)
五、	此月金千二百餘圓を以て書籍館設置の爲め富岡町會所構内に書庫の建築に着手す。	(三ノ一)
六、四	私立函館學校内に私立函館幼稚園を開く。園長素木岫雲。	(三ノ一)

明治二十八年四月七日 北海道廳長官岩村通俊代理 北海道廳理事官 堀 基

七、一	巡查教習所を函館警察署に置く。 (一ノ天)
七、一	公立寶小學校を公立彌生小學校の分校とし、公立彌生小學校實分校と稱す。 (三ノ一ノ六六號)
七、一	六月十八日區會の決議により授業料を高等科五十錢尋常科三十錢と定め此月より實施す。 (三ノ一)
八、六	今井市右衛門歿す。市右衛門は渡邊熊四郎(初代)等と共に義學鶴岡學校、公立彌生學校の開設に盡力し、育兒會社を設け公園を築造する等其功擧げて數ふ可からざるものあり。享年五十有二歳。 (三ノ一ノ一九七號)
八、二八	小學校の授業料は高等科尋常科共に三等に分ち、高等科は六拾錢を一等と定め以下金拾錢を減じ、尋常科は金四拾錢を一等となし以下金五錢を減ず。 (三ノ一)
八、三〇	元町正教會内に私立裁縫女學校を開く。 (三ノ一)
八、三三	函館思齊會總會の決議に依り解散し書籍金員を區有書籍庫に寄附す。 (三ノ一ノ一四〇)
八、	船場町十一番地に私立北海義塾を開き、機械學、數學、皇漢學を教授す。之私立開有學校の組織を變更し改稱せるものなり。 (一ノ六ノ一ノ三三ノ一)
一〇、四	公立彌生小學校實分校高等科兒童に英語科を課し、尋常科生徒の爲めに唱歌科を加ふ。 (三ノ一ノ三〇〇號ニノ七)
二、六	函館書籍館規則を定む。 (一ノ四〇〇三ノ一)



今井市右衛門
義學

三、六	北海道廳所轄函館商船學校を遞信省の直轄となし官立函館商船學校と稱する旨遞信省告示第二百五十二號を以て發布せらる。時の遞信大臣子爵榎本武揚。 (三ノ一ノ三〇六號ニノ天)
三、	區有書籍庫富岡町會所内に築造成る。 (一ノ五)
一、五	函館新聞に元町英人バチラ方滯在、英國人ペーエン女史英佛語並に音樂、西洋裁縫、編物を六日より教授するの廣告あり。又九日より船場町北海義塾に於ては毎日午後三時より五時まで元町函館英語學校に於ては午後八時より九時迄英語を教授すと發表す。 (三ノ一)
一、九	章克己元町三十五番地に私立函館英語學校を開く。 (三ノ一)
三、上旬	私立函館英語夜學校豊川町四十二番地に新設さる。秋田縣人福岡勇藏の主宰する處在校生三十名。 (三ノ一)
三、	私立北海義塾會所町四十一番地へ移轉す。磯村良康五島顯徳。 (三ノ一)
三、	私立函館庶民夜學校を私立豊川小學校内に開設し、英、數、漢學を教授す。 (三ノ一)
四、一	冬期中休止せる小學校体操科の授業を再び開始す。 (三ノ四〇三ノ一ノ三〇六號)
四、一	公立彌生小學校及び彌生小學校實分校の藏書を區有書籍庫に集め函館書籍館と稱す。 (一ノ五〇其他)
四、四	遞信省に函館商船學校の引繼を了す。 (一ノ六〇六ノ一)

1888

五、一〇	武藤ヤチ女史を招き公立彌生小學校に於て區内女教師の爲め唱歌の演習會を開催す。 (三ノ一ノ二二〇號)
五、一五	應立函館商業學校生徒操行査定方法を定め同校規則の一部を改正す。 (三ノ一ノ二三〇號)
五、二七	函館商船學校規則。逕信省告示第九十二號を以て發布せらる。 (三ノ一ノ二四號)
六、一	私立函館學校内の私立函館幼稚園廢園となりたるに依り武藤ヤチ女史新に園主となり 獨立して幼稚園を應立函館商業學校内に設置し、其事業と名稱を引繼ぎ此日開園式を 舉ぐ。 (三ノ一ノ二五〇號)
六、五	私立幸小學校午後二時より英學、簿記法を有志に教授す。 (三ノ一ノ二五五號)
六、六	公立函館書籍館を富岡町七番地(町會所内)に開館し、函館書籍館規定を公告す。 (三ノ一ノ二五五號)
七、五	私立簿記傳習所を會所町八番地私立巴學校内に設く。茂木鈍二郎。 (三ノ一ノ二四ノ二)
七、八	私立函館英語學校主章克巳、舊宅の裏元町三十七番地に校舎を新築し開校式を舉行す。 (三ノ一ノ二八〇號)
二、三	公立彌生小學校及公立彌小學校實分校の生徒成績品を公立彌生小學校の階上に陳列し て衆庶の縦覽に供す。 (三ノ一ノ三六六號)
二、三	私立六和女學校創立事務所を元町大谷派本願寺別院内に設く。 (三ノ一ノ三六六號)
二、	公立函館女學校設立の爲め創立費八百五十圓の支出を區會にて決す。 (三ノ一ノ三三〇號)

昭和十二年三月十三日津輕支庁司全部檢閲済


二、	公立彌生小學校新築費として會て開拓使函館支廳より拜借の金員中金二千五百四十圓 支拂不能に付棄捐請願の件を區會にて可決す。 (三ノ一ノ三三〇號)
二、一	足利宗淳、壽町二十四番地に私立學園塾を開き漢英數學を教授す。 (三ノ一ノ三六六號)
三、三	私立六和女學校は市内稱名寺、高龍寺、東、西別院、高野寺、實行寺の六ヶ寺院の共 同出資にて元町二番地、區役所の東角に假校舎を設け稱名寺住職吉水定穩校長として 此日開校す。校名の「六和」は六寺院の和合を示し校章は六輪を連ねたり。 (三ノ一ノ三八二 三九七號)
三、七	應立函館商業學校規則を改定す。 (三ノ一ノ三三七號)
一、五	七日迄函館教育會主催にて公立彌生小學校實分校に於て教育奨 勵會(兒童成績品陳列會)を催し一般の縦覽に供す。 (三ノ一ノ三三〇號)
二、一	執將家塾元町十三番地に開塾數學簿記速記法を授く。塾主五島 顯徳。 (三ノ一ノ三四七號)
二、四	應立函館商業學校寄宿舎の一部より失火、悉く灰燼に歸す。假 事務所を私立函館學校内に置く。又校内私立函館幼稚園も共に 全焼す。 (三ノ一ノ三三三號)
二、二	憲法發布。憲法發布の勅語を賜ふ。 (一ノ天 一ノ六)
二、三	元町長官出張所内(俗稱御長屋)を應立函館商業學校假校舎に



元町長官出張所

三、〇	當て授業を開始す。 (三ノ一ノ三五三號)
二、三〇	私立函館幼稚園元町三十五番地章克己方私立函館英語學校内に開園す。 (三ノ一ノ三五三號)
三、一〇	會所町八番地私立北海義塾内教育俱樂部より教育叢誌第一號を發刊す。(三ノ一ノ三八三號) 公立書籍館事務取扱として町會所取締常野正義委囑せらる。 (一ノ四〇)
四、一	此年開館日數二八三日、閱覽人七二六八、經費八一圓五六錢二厘、藏書二七六九部
四、三六	元町私立函館學校は本月限り廢校す。同校高等科女生徒は新設の私立函館女學校へ入學を許す。他の二百三拾九名は夫々附近の學校へ分配入校せしむ。 (三ノ一ノ四三〇號)
四、	私立堀川小學校末廣町六十二番地に移轉開業す。(堀川乘道氏談)
四、	私立聖保祿女學校内に小學校を設け聖保祿會收容兒男子十一名女子十一名計二十二名を入學せしむ。後明治三十一年九月校舎を増築し私立元町女子尋常高等小學校と稱す。 (三ノ一)
五、一	私立函館幼稚園は舊私立函館學校内に移轉す。 (三ノ一ノ四三〇號)
五、四	公立函館女學校を元私立函館學校跡に設立の爲め創設世話係として常野正義、林宇三郎、工藤彌兵衛、小川幸兵衛及彌生學校教員相馬直之助委囑せらる。(三ノ一ノ四三三號) 工藤虎五郎公立函館女學校教科用圖書撰定委員を命ぜらる。(同氏履歷書)
五、三三	高龍寺、曹洞宗教會長有田法宗等高龍寺壇徒と謀り地藏町五十二番地に私立女學校を設け私立吉祥女學校と稱し此日開校式を舉ぐ。 (四ノ二ノ二五二號 三ノ一ノ四三九號)

昭和十二年三月十三日津輕支庁全部檢閲済

五、三六	私立函館幼稚園再設に付園田實徳、杉浦嘉七、渡邊熊四郎、平田兵五郎等園主武藏ヤチ女史を後援し寄附金を募集す。 (三ノ一ノ四四五號)
六、六	新設の公立函館女學校入學試験を行ふ。 (三ノ一)
六、	私立若山小學校天神町九十二番地に新築移轉す。 (四ノ三ノ二七六號)
七、一	公立函館女學校(私立函館學校跡)開校式を舉行す。別科(十四歳以上)あり校長片桐讓之。 (三ノ一ノ四七四號)
七、一	私立函館幼稚園公立函館女學校内に開園式を舉ぐ。 (三ノ一)
八、一	區内各小學校夏期休暇を廢し午前中二時間宛授業をなす (三ノ一)
八、三	小學簡易科教則改定せらる。 (三ノ一)
一〇、一八	官立函館商船學校附屬教場階下より午前一時四十分發火し同校を全焼せしめ二時十分鎮火す。 (三ノ一ノ三五六號)
一、七	同校は直に假事務所を西濱町舊校舎に設け舊海員寄宿所を假校舎とし生徒を收容す。 (三ノ一)
二、七	官立函館商船學校辨天町砲臺中の家屋(三十間に五間)を借入れ、授業を開始す。 (三ノ一)
二、二二	 <p>=スレデンア= 私立靖和女學校元町五十三番地に開設。本科四年、豫科二年。基督敎聖公會敎會事業としてウォルター・アンデレス創設す。 (四ノ二ノ一八五號 三ノ一ノ三五三號)</p>



= 園稚幼館函 =

三、一	公立函館女學校裁縫科を設置し専門五十名を入學せしむ。 (三ノ一ノ三六〇二號)	
三、三	應立函館商業學校元町三十九番地へ校舍新築落成に付移轉す。 (三ノ一ノ三六三號)	
三、六	公立彌生小學校實分校を二十三年一月より分離し公立實小學校と稱する旨示達せらる。 (三ノ一ノ三六四號)	
三、三〇	應立函館商業學校落成式を舉行す。 (三ノ一ノ三六六號)	
一、八	元町露西亞館内正教女學校に西洋裁縫科を置く。 (四ノ一ノ三六三〇號)	
一、二	公立實小學校授業を開始す。 (三ノ一)	
二、七	私立濱野小學校主演野清太郎旅籠町二十番地に分校を設け明教分校と稱す。 (三ノ一ノ三六三號)	
二、三	函館醫事講究會の組織成り、第一會を町會所に開く。 (三ノ一ノ三六七〇號)	
二、六	私立六和女學校曙町八番地の假校舍に移轉す。 (三ノ一ノ三六三號)	
三、三	私立東川小學校主長谷川孝吾高等科併置の件を認可せらる。 (三ノ一ノ三六六號)	
三、五	公立函館書籍館の管理を教育協會へ委囑す。年補助金六拾圓。 (二ノ一ノ三六九三號)	
三、五	應立函館病院敷地、建物、器具、機械、藥品、其他現在の儘無償にて函館區に下附の	



=校學業商館函=

1890

昭和十二年三月十三日津野實業司全部檢閲済

三、七	件許可せられ四月一日より公立病院となる。 (三ノ一)	
五、二	區内の名望經驗ある實業家十一名に應立函館商業學校商議委員を委囑す。 (三ノ一ノ三七〇號)	
五、二	私立六和女學校に尋常科を開設す。 (三ノ一)	
五、七	齋藤與一郎等七十餘名私立若山學校に會し青年學會の發會式を舉ぐ。 (三ノ一ノ三七七號)	
五、七	私立靖和女學校に尋常科を附設す。 (三ノ一ノ三七七號)	
五、二	天神町四番地私立濱野小學校内に北有學會を設け諸學術の講究をなす。(三ノ一ノ三七四〇號)	
五、三	私立吉祥女學校増築落成式並に一周年記念式を舉行す。 (三ノ一ノ三七四〇號)	
六、三	函館書籍館開館す。 (三ノ一)	
八、一	本年度開館日數二二七日、閱覽人一七四人、經費九三圓五五錢、藏書二七九〇部 (三ノ一)	
八、三	小學校夏休を廢し七時登校十時下校とす。 (三ノ一ノ三六二五號)	
八、三	齋藤忠助元町十七番地に私立英語學校を開く。 (三ノ一ノ三六二五號)	
九、四	區内小學校申合せの上生徒の帽子(佛蘭西型)を一定す。帽章は向巴の中に各校名を印したり。是巴港に因み智徳休の三育を表たりしと傳ふ。獨り彌生學校は單辨の櫻花を用ひたり、之れ彌生の櫻に因るか。 (三ノ一ノ三六四號)	
	勅令第九十九號に依り商船學校を東京及び函館に置き遞信大臣の管理に屬し航海運 (三ノ一)	
	用機關の學術及技藝を教授する所とすと定めらる。	

一〇、一	鍛冶町五十番地舊私立若山小學校跡に私立福音會英語夜學校を開設す。米人ワイヤ。 (三ノ一ノ六四號)
一〇、六	改正小學校令發布。從來は高等、尋常、簡易の三科に分ちしを尋常、高等の二種とせらる。 (一ノ五八二ノ八九一ノ九二一ノ九三) 注意 勅令第二百五十五號を以て改正小學校令を發布せられたれど、本道に於ては従前の通り施行し明治二十八年三月に至りて勅令第十號を以て小學校則を定められたり。(一ノ六六ノ一)
一〇、一〇	私立恵以小學校東川町(今旭町)二百四十番地ノ乙地に設立の件認可せらる。創立委員桑門志道、和田圓什、校長菊池祐章。貧困者のため授業料を徴せざるを目的とし眞宗大谷派本願寺北海道慈惠會之を設立。 (三ノ一ノ二六六號)
一〇、三〇	教育に關する勅語を下し給ふ。
二、七	英語速成學校を末廣町六十二番地私立堀川學校内に開設す。校主堀川道藏。教授者金井國三、英人ラツセル、大島長三郎。 (三ノ一ノ堀川乘道氏談)
二、三〇	私立豊川夜學校廢校す。 (三ノ一ノ二九〇號)
三、五	區内公私立小學校十八、兒童三千名公園に集合し教育勅語奉讀式を舉行す。來賓其他二千餘名。 (三ノ一ノ二九五號)
三、一〇	私立恵以小學校假開校式を舉行す。 (三ノ一ノ二九〇號)
一、二	廳立函館商業學校公園内第二博物場を生徒參考商品陳列場とするに決し、第一博物場と陳列品の交換をなす。 (三ノ一ノ二九三號)

1891

昭和十二年三月十三日津輕警察司全部檢閲済

一、四	私立鶴岡小學校教育勅語謄本下賜せらる。 (二ノ四)
一、五	私立遺愛女學校豫科を設く。 (三ノ一ノ二九三號)
一、六	私立巴學校に露語科を置く。 (三ノ一ノ二九四號)
二、三	私立福音會英語夜學校會所町二十間坂角隣に移轉す。 (三ノ一ノ二九七號)
三、六	北條玉洞曙町十五番地に繪畫私塾を認可せられ開業す。 (三ノ一ノ二九七號)
四、一	廳立商業學校授業料一ヶ年分本科金六圓、速成科金四圓八十錢と定めらる。(一ノ六)
四、一	官立函館商船學校銀冶町三十三番地舊校地(今海事部所在地)に新築移轉此日落成式を舉行す。 (三ノ一ノ三〇一號)
四、三	小學校宿直辨當料月俵三十圓以上金三錢五厘其他は金二錢五厘と定めらる。 (三ノ一ノ三〇二號)
四、	石川漲銀冶町一番地に私立濟美學校を開設す。 (一ノ五)
五、一	公立函館女學校卒業式を舉行す。卒業生九名。 (三ノ一ノ四七〇ノ四號)
五、五	勅令第四十五號に依り商船學校を東京に置き、大阪及函館に分校を置くと定めらる。従て當地官立商船學校は官立東京商船學校函館分校と改稱せられ依然遞信省の所管に屬す。前田淨一校長事務取扱を命ぜらる。 (三ノ一ノ五〇三號)



= 校學船商館函 =



五、三	博物館に於てブラキストンの剝製鳥類を箱より出して陳列す。	(三ノ一)
五、三五	尋常科三、四年女生徒に裁縫を課す。	(三ノ七)
六、二	應立函館商業學校附屬品陳列場を公衆の縦覽に供す。	(三ノ一)
六、三九	市町村立小學校長及教員の名稱並に待遇を定めらる。	(三ノ一ノ一ノ八九)
六、	小學校祝祭日儀式規定を定めらる。	(四ノ八ノ四號)
七、	函館博物館第三館(今御慶事記念松所在地)を新築し開館す。 主として水産標本(主として北水協會所藏品)を陳列す。	(一ノ二八)
九、六	私立遺愛女學校増築落成す。	(三ノ一ノ三三號)
一〇、三	私立幸小學校愛育分校天神町百二十五番地に移轉し女生徒の爲めに裁縫科を設く。	(三ノ一ノ三五號)
一〇、一七	私立六和女學校曙町八番地に新築中の所竣功し落成式を舉ぐ。	(三ノ一ノ三三號)
一一、五	私立堀川小學校高等科を併置し、相生町八十三番地に移轉し、 六教室新築落成式を舉ぐ。	(三ノ一ノ三三號) (二ノ四)
一一、二六	市町村立小學校校長教員の名稱待遇を改む。	(二ノ八九)
一一、二七	小學校教則大綱を發せらる。	(一ノ八九) (一ノ九二) (一ノ九三)



二館三第場物博館函二

昭和十二年三月十三日津輕電氣局全部檢閲済

一一、二	文部省令第二十四號により公立小學校授業生を准訓導と改稱する旨達せらる。	(三ノ一ノ三四號)
一一、	小學校職員俸給額に關する規程制定せらる。	(一ノ六)
二、八	市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料支給細則を定む。	(一ノ八九)
三、三〇	函館博物館第一館保管方を應立函館商業學校に委任す。	(二ノ五)
三、	私立遺愛女學校從來修業年限八ヶ年にして尋常科卒業者を入學せしめたりしに今回尋常小學校を設置す。	(三ノ六)
四、一	私立恵以小學校簡易科を尋常小學校に變更す。	(三ノ二ノ六) (五號)
五、九	私立鶴岡小學校増築す。	(四ノ五ノ二八號)
五、三	私立高砂小學校高等科を併置す。(菊地寛次氏文書)	
六、九	私立幸小學校簡易厚德分校を船見町二番地に設置の件認可せらる。(細民にして小額の授業料を納附し得るもの及納附し得ざるものを就學せしむ) 校長川田圭三。	(四ノ七ノ二三號)
六、二	大松澤ミネ子元町船魂神社境内に私立裁縫女學校を設立す同氏校長たり。	(一ノ六)
七、	函館夜學會を區内四銀行五會社にて元町私立函館幼稚園内に設立し銀行會社の職員を集め、法、漢、英、簿記學を夜間教授す。	(二ノ六)
七、	大石トク天神町四十三番地に私立大石裁縫女學校を開く。	(一ノ六)
八、二六	高桑九藏富岡町七番地に私立裁縫專門女學校を開く。修業年限三年。	(一ノ六)

1892

八、七	函館教育協會第一次講習會（教育學、倫理學、教授術）の終了式を學ぶ。教育協會會長大村勵。 (一ノ三)
二、	北條盛英（玉洞）青柳町十八番地に私立繪畫專門學校を開く。 (四ノ二ノ二五號)
	= 英國人ネトルシップ舊土人學校を元町六番地に開設す。監督教會附隨事業なり。後青柳町公園傍に移し二十六年中、谷地頭に校舎を新築し移る。諸費凡て校費を以て支辨し尋常高小等學課程に做ひ、其他羅馬綴及び聖書を授く、明治三十一年末在校生十八名内四名傳導學校通學。教師金岩捨次郎。 (一ノ五)
三、一	小寺義雄大町三十五番地に私立開北學舎を設け英、數、漢其他を教授す。 (四ノ二ノ二天號)
三、三六	函館區公立函館書籍館を廢止す。 (一ノ四)
明治(癸巳)二六 三五三	天皇陛下國家軍防に關する詔勅を下し給ふ。 (一ノ六)
四、一	公立函館女學校を小學校の組織に改むることを區會にて決議す公立函館女學校を公立函館女子高等小學校と改稱す。校長吉田元利。 (四ノ八ノ七號 吉田元利氏私信)
四、一	函館區公立書籍館は區會の決議により函館區共有文庫と改め函館教育協會の管理を離れ區共有財産管理委員に於て之を取扱ふ。 (一ノ四 四ノ八ノ五號)
六、五	私立開北學舎富岡町十番地へ移轉教授す。 (一ノ四三)



= 徒生校學人士舊館函 =

昭和十二年三月十三日津輕支隊司令部檢閱書

1893

七、四	第四旅團長伏見宮貞愛親王殿下徵兵署御巡視御來函。 (一ノ五八)
七、九	大日本赤十字社總裁近衛師團長小松宮彰仁親王殿下御來函。 (一ノ五八)
八、六	函館教育協會第二次講習會（心理學教授術物理化學）の終了式を舉行す。會長大村勵。 (一ノ三七)
八、	ラツセル英語學校會所町に開設す。二十九年船場町に移る。 (一ノ五二)
明治(甲午)二七 三五四	北のめざまし新聞創刊後函館日日新聞と改め今函館新聞と云ふ。 創刊は小橋榮太郎にして後平出喜三郎(二代)の有に歸して函館新聞と改む。 (一ノ六ノ二)
一、	北海道廳訓令第一號に依り奉安所及宿直室を設く。 (一ノ六ノ二)
一、三〇	廳令第一號を以て大試験に關する試験委員設置の件を廢す。 参照 函館沿革史に「二十七年一月從來教育會に因り小學聯合試験を施行し來れるを爾後廢止せらる」とあり (一ノ六ノ二)
三、九	兩陛下御結婚滿二十五年の御祝儀に付八十歳以上の者に金圓を賜る。 (一ノ五六)
三、	廳令第十三號を以て小學校の學年に關し從來九月一日に始まり翌年に八月三十一日に終りしを本年より四月一日に始まり翌年三月三十一日に終ることに改め、又試験賞與の制を改正せり。 (一ノ六ノ二)
六、七	教員宿直用ランプ終夜相用居候は危險の虞不尠今後入寢の際心ず行燈に換ふ可しと達せらる。 (一ノ三六)
六、三九	文部省小學校に於ける体育衛生に付訓示す。 (一ノ八九)

1894

八、一	對清宣戰の大詔降る。	(一ノ九二—一ノ九)
九、三	日清戰役始る。大本營を廣島に移し天皇陛下行幸遊ばさる。	(一ノ九)
一〇、二六	函館尋常中學校建築の工を起す。	
二、三、五	公立函館女子高等小學校元町一番地の校舎落成に付引繼ぎ授業を開始す。二十八年一月七日移轉式舉行。	(一ノ元)
不詳	伊藤泰信相生町十番地に私立進徳裁縫女學校を開く。修業年限四ケ年。	(一ノ六)
	私立東京數學院分校函館數學舎を設く。上野清、修業年限一ケ年。	(一ノ六)
	本多正雄私立婦人職業學校を元町に開く。裁縫、編物、造花、修業年限三ケ年。(一ノ六)	
二、三	點火運動大行列を行ふ。之れ函館に於ける提灯行列の嚆矢なり。市内中小學校生を初め一般有志の参加あり。日没寶町遊園地に參集、東若松町方面より西辨天町に至り濱通りに出で基坂上區役所前にて解散す。之れ此月十四日清國北洋艦隊司令長官威海衛にて降伏の捷報至れるに依る。	
三、七	廳令第八號を以て明治二十五年四月勅令第四十號市町村制を施行せざる地方の小學校教育規程を四月一日より施行することとなり、更に廳令を以て小學校設置區域及小學校位置指定に關する規則、小學校設備規則、小學校教則、學齡兒童出席停止規程、小學校長及教員職務及服務細則、保護者に關する規程等を制定せらる。	(一ノ六)
三、一四	北海道廳告示第三十二號により廳立函館商業學校を三月三十一日限り廢止す。次で函館尋常中學校を置く。	(一ノ六六—一)

1895

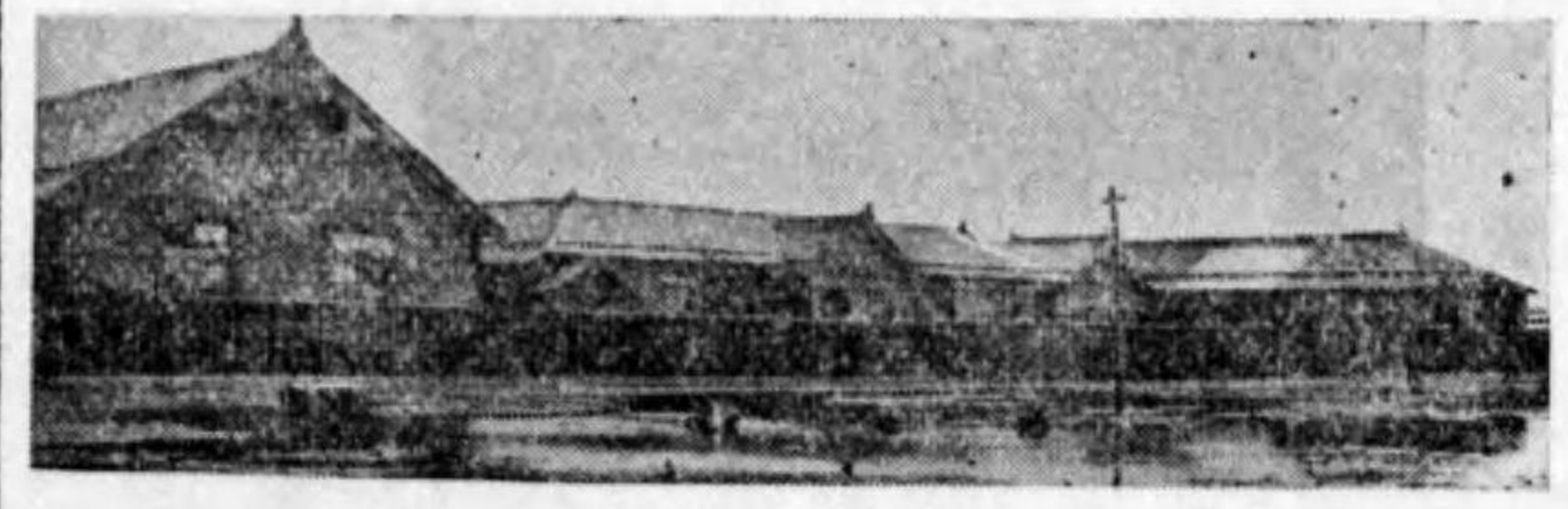
昭和十二年三月十三日津輕支那司本部機關

三、一六	中學校設備規則を定めらる。	(一ノ一〇)
三、三二	廳立函館水産陳列場(博物館第三館)廢止せらる。	(三ノ三—三)
三、三一	廳立函館商業學校廢校となる。	
四、一	廳立函館尋常中學校を開設す。同校内に商業專修科を置き舊函館商業學校の生徒全部を收容す。(三ノ三—三)	
四、一九	區役所より私立東川尋常高等小學校に對し年額百圓補助の外更に出席生徒一名に付月額七錢宛の補助を與ふ。(三ノ九)	
四、三三	高等小學校の修業年限を四ケ年とす。(三ノ七)	
四、	私立幸小學校主川田圭三歿し(尻澤邊墓地に葬る)後彌生小學校訓導佐藤精三校長となる。	
五、四	米國宣教師マイライネ・ドレバー青柳町五十二番地に私立訓育會を開設す。之れ函館盲啞院の發端なり。(一ノ六)	
五、六	高等科は英語科を隨意科とし尋常科は算術に珠算を併用す。(三ノ七)	
五、	招魂社の祭典を此日に舉行す。	(一ノ四)
七、	學務委員規程を制定す。	(一ノ六)
	早川キセ私立早川裁縫女學校を曙町に開く。	(四ノ二—一五號)



= 函館中學校 =

明治二九	
丙申 三五九	丁酉 三六〇
九、私立遺愛女學校に幼稚園を併置す。 小學校に於て教育勅語奉讀式を舉行す。以後例となる。 鶴岡町より出火し二百十六戸焼く。	一〇、〇 二、二
三、三 文部省小學校教員年功加俸國庫補助法を布く。 區役所より私立東川尋常高等小學校に對し年額百圓の補助金の 外更に出席生徒一名に付月額十錢宛の補助を與ふ。 公立彌生尋常高等小學校、船見町大藏省租稅局出張所跡へ假教 室を設け、高等科全六學級を收容す。(岡田健藏氏談)	四、一 四、一
四、八 小學校教員宿直賄料を廢止す。 尋常科兒童の授業料を一定し金貳拾錢となし、區役所直接之を 徴收す。	四、八
五、七 私立裁縫専門女學校廢校す。校主高桑九藏 私立高砂尋常高等小學校東川町二百四十二番地に新築移轉す。	五、七 五、
六、七 港内に端艇競漕會を舉行し盛會を極む。之れ函館に於けるボ トレースの最初なり。 辨天町より出火十六ヶ町二千二百六十五戸延焼す。私立幸尋常	六、七 八、二六



＝ 校 學 小 砂 高 ＝

1896

昭和十二年三月十三日津輕縣廳司全部檢閱済


明治三〇	
丁酉 三五七	戊戌 三五八
八、三 小學校烏有に歸し廢校となる。 兩陛下より御救恤金として金二千三百圓を賜り、且つ東園侍從を御差遣、九月一日御 着函三日御歸京遊ばさる。 函館八幡宮國幣中社に列格す。十五日告祭式を行ふ。 函館尋常中學校生徒端艇競漕會を開く。 私立東川尋常高等小學校二教室及び体操場を増築す。 英照皇太后崩御に付各學校五日間休業。 東京御出柩同八日御埋棺に付休業。 北海道小學校教科用圖書審査會に於て小學校教科用圖書配當表 を定め最下學年より使用せしむ。 私立鶴岡小學校四ヶ年の尋常小學校に組織を變更す。 北海道區制發布。 私立鶴岡尋常小學校一教室増築す。 漁業者露語講習の要を稱へ其計畫を企つ。それより前露國領事 館付通譯笠原與七郎私立の露語研究所の設置あり。 鍛冶町六十一番地に建坪三二一、二五坪内二階七六五坪の校舍	一、二 二、三 三、二 四、 五、 六、 九、二 九、四
一〇、九 函館八幡宮國幣中社に列格す。十五日告祭式を行ふ。 二、三 函館尋常中學校生徒端艇競漕會を開く。 三、二 私立東川尋常高等小學校二教室及び体操場を増築す。 四、 英照皇太后崩御に付各學校五日間休業。 五、 東京御出柩同八日御埋棺に付休業。 六、 北海道小學校教科用圖書審査會に於て小學校教科用圖書配當表 を定め最下學年より使用せしむ。 七、 私立鶴岡小學校四ヶ年の尋常小學校に組織を變更す。 八、 北海道區制發布。 九、 私立鶴岡尋常小學校一教室増築す。 一〇、 漁業者露語講習の要を稱へ其計畫を企つ。それより前露國領事 館付通譯笠原與七郎私立の露語研究所の設置あり。 一一、 鍛冶町六十一番地に建坪三二一、二五坪内二階七六五坪の校舍	一、二 二、三 三、二 四、 五、 六、 九、二 九、四



＝ 校 學 小 幸 ＝

1898

昭和十二年三月十三日津輕縣廳司全部檢閱済

<p>一〇、二 公立寶尋常高等小學校改築工事竣工始業式舉行。 (三ノ七)</p> <p>一〇、 港内に端艇會の催あり。 (四ノ九ノ一四)</p> <p>一〇、 師範教育令制定せらる。 (二ノ五)</p> <p>二、五 函館支廳を置き函館區長の職務は函館支廳長之を行ふ。支廳長龍岡信熊任命せらる。 (二ノ五)</p>	<p>(三ノ一) を新築し公立幸尋常高等小學校と稱し開校す。</p> <p>(三ノ七) 公立寶尋常高等小學校改築工事竣工始業式舉行。</p> <p>(四ノ九ノ一四) 港内に端艇會の催あり。</p> <p>(二ノ五) 師範教育令制定せらる。</p> <p>(二ノ五) 函館支廳を置き函館區長の職務は函館支廳長之を行ふ。支廳長龍岡信熊任命せらる。</p>
<p>一、 小學校は總て北海道廳函館支廳の所管となる。 (一ノ六)</p> <p>一、 簡易教育規程小學校清潔法を制定せらる。 (一ノ六ノ一)</p> <p>三、九 工藤虎五郎公立高砂尋常小學校設備委員を囑託せらる。(同氏履歷書)</p> <p>四、一 私立住吉小學校公立となり尋常科四年生迄收容す。 (三ノ五)</p> <p>四、一 私立東川尋常小學校公立となり高等科併置、長谷川千代喜校長に任せらる。 (三ノ九ノ三ノ二ノ五三號)</p> <p>四、一 私立高砂尋常高等小學校公立高砂尋常小學校となる。東川町二百四十二番地。 (三ノ二ノ二工藤虎五郎氏履歷書)</p> <p>四、一 廳立北海道尋常師範學校を廳立北海道師範學校と改稱す。 (三ノ六)</p> <p>一〇、四 教科用圖書の文字印刷に關する規定を公布せらる。 (二ノ六)</p>	<p>(一ノ六) 小學校は總て北海道廳函館支廳の所管となる。</p> <p>(一ノ六ノ一) 簡易教育規程小學校清潔法を制定せらる。</p> <p>(同氏履歷書) 工藤虎五郎公立高砂尋常小學校設備委員を囑託せらる。</p> <p>(三ノ五) 私立住吉小學校公立となり尋常科四年生迄收容す。</p> <p>(三ノ九ノ三ノ二ノ五三號) 私立東川尋常小學校公立となり高等科併置、長谷川千代喜校長に任せらる。</p> <p>(三ノ二ノ二工藤虎五郎氏履歷書) 私立高砂尋常高等小學校公立高砂尋常小學校となる。東川町二百四十二番地。</p> <p>(三ノ六) 廳立北海道尋常師範學校を廳立北海道師範學校と改稱す。</p> <p>(二ノ六) 教科用圖書の文字印刷に關する規定を公布せらる。</p>
 <p>二 校 學 小 寶 二</p>	
<p>1898</p>	

昭和十二年三月十三日津輕支廳司令部檢閲

<p>一、二七 貞宮殿下御葬儀に付弔意を表す。 (三ノ二ノ五三號)</p> <p>二、七 中學校令高等女學校令實業學校令制定せらる。 (四ノ九ノ一四)</p> <p>三、四 私立鶴岡尋常小學校社團法人設立の届出を文部大臣に提出す。 (三ノ三)</p> <p>三、三〇 廳立函館尋常中學校中學校第一回卒業式を舉ぐ。 (三ノ三)</p> <p>四、一 私立元町小學校有資格教員を聘し小學校教育を擴張す。之私立元町女子尋常高等小學校にして聖保祿會收容以外一般の兒童をも教育せり。 (三ノ三)</p> <p>六、七 私立函館幼稚園開園十周年記念式を舉行す。 (三ノ二ノ五三號)</p> <p>六、八 函館教育協會臨時總會を開き高等女學校設立の建議をなすに決す。 (三ノ二ノ五三號)</p> <p>六、九 文部省告示第八十一號を以て北海道函館中學校商業專修科を廢止し更に函館元町に廳立函館商業學校を設置し本年六月より開校の件認可せらる。 (四ノ八ノ一ノ九)</p> <p>六、一八 廳令第十三號を以て北海道廳立函館商業學校規則を定めらる。授業料金七拾錢。 (四ノ八ノ一ノ九)</p> <p>六、三〇 北海道廳立函館尋常中學校商業專修科を廢止し北海道廳立函館商業學校設立に付商業專修科の生徒五十五名並に中學校一二年生より該校志願者七十二名を轉學せしむ。 (三ノ三)</p>	<p>(三ノ二ノ五三號) 貞宮殿下御葬儀に付弔意を表す。</p> <p>(四ノ九ノ一四) 中學校令高等女學校令實業學校令制定せらる。</p> <p>(三ノ三) 私立鶴岡尋常小學校社團法人設立の届出を文部大臣に提出す。</p> <p>(三ノ三) 廳立函館尋常中學校中學校第一回卒業式を舉ぐ。</p> <p>(三ノ三) 私立元町小學校有資格教員を聘し小學校教育を擴張す。之私立元町女子尋常高等小學校にして聖保祿會收容以外一般の兒童をも教育せり。</p> <p>(三ノ二ノ五三號) 私立函館幼稚園開園十周年記念式を舉行す。</p> <p>(三ノ二ノ五三號) 函館教育協會臨時總會を開き高等女學校設立の建議をなすに決す。</p> <p>(四ノ八ノ一ノ九) 文部省告示第八十一號を以て北海道函館中學校商業專修科を廢止し更に函館元町に廳立函館商業學校を設置し本年六月より開校の件認可せらる。</p> <p>(四ノ八ノ一ノ九) 廳令第十三號を以て北海道廳立函館商業學校規則を定めらる。授業料金七拾錢。</p> <p>(三ノ三) 北海道廳立函館尋常中學校商業專修科を廢止し北海道廳立函館商業學校設立に付商業專修科の生徒五十五名並に中學校一二年生より該校志願者七十二名を轉學せしむ。</p>
 <p>一 徒 生 校 學 小 子 女 町 元 一</p>	
<p>1899</p>	

昭和十二年三月十三日津輕支廳司令部檢閲

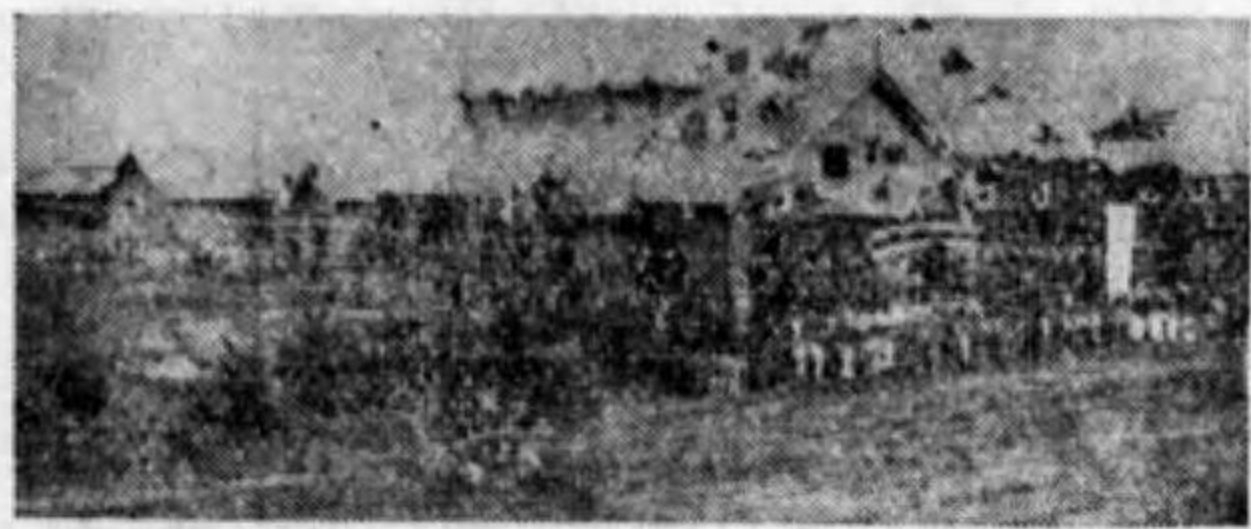
七、一	北海道廳立函館商業學校開校式を舉行す。	(三ノ三)
七、七	外人内地雜居祝賀式を舉行す。	(二ノ五)
七、九	札幌神社官幣大社に昇格す。	(二ノ五)
八、八	山階宮菊麿王殿下同妃範子殿下御來函。	(二ノ五)
八、三	函館教育協會第三次講習會(理化、國語、毛筆畫)の終了式を舉行す。函館教育協會長龍岡信熊。	(二ノ三)
九、一	私立鶴岡尋常小學校社団法人の許可を得(八月十一日)本日登記を完了す。	(三ノ四)
九、二五	豊川町より出火二千四百九十四戸を焼く。公立東川尋常高等小學校、私立吉祥女學校類焼す。公立實尋常高等小學校を罹災者の立退所に充て東川小學校の兒童を實、高砂兩小學校に收容す。	(三ノ九) (二ノ四)
九、三	兩陛下より御救恤金二千八百圓を賜る。	(三ノ二) (三ノ三)
一〇、一	區制實施。函館支廳の管下を離る。小學校は函館區役所の所管となる。後三十三年一月十七日迄龍岡信熊區長事務取扱者たり。	(二ノ五) (二ノ五)
一〇、三	公立東川尋常高等小學校類焼に付公立實尋常高等小學校の運動場を假教室と爲す。	(三ノ七)
一〇、九	小學校教育費國庫補助法を公布す。	(二ノ八)
一一、	廳令を以て區學務委員規則を制定せらる。	(二ノ六) (二ノ六)

(庚子) 明治三三 三五〇

三、三	廳令を以て學齡兒童就學に關する規則を改正せらる。	(二ノ六) (二)
一、七	土人學校、本年末に於ける生徒數尋常科十一人、本科四人。附屬育兒院あり、兒童十四名、校舎坪數七十六坪、敷地總坪九百坪。	(三ノ二) (三ノ三)
一、三	林悅郎函館區長に任命せらる。	(二ノ五)
二、二	社団法人私立鶴岡尋常小學校總會を開き初代渡邊孝平寄附の高砂町十八番地土地八九八、五八坪及び金壹萬圓受納に決し、尙兒童教育の現狀に鑑み同所に校舎新築移轉の決議をなす。	(二ノ四)
三、六	皇太子嘉仁親王殿下妃冊立。	(二ノ五)
三、二	仲山與七、上田大法、寺井四郎兵衛三氏協力相生町三十九番地に家屋を賃借し函館慈惠院を設立す。	(二ノ七)
三、三	始めて函館區に學務委員を置く。	(二ノ七)
三、	杉浦嘉七、興村忠兵衛(以上區公民) 小川幸兵衛、高橋文之助、種田直右衛門(以上區會議員) 尾古謙藏、長谷川次潔(以上教員)	(三ノ二)
四、一	區立小學校教員手當支給規程を定む。	(二ノ四)
四、三	幸尋常高等小學校校長長谷川次潔彌生尋常高等小學校校長に轉任。住吉小學校長佐藤精三幸小學校長に轉任。(佐藤精三は私立幸學校長川田圭三の弟にて川田圭三歿後幸學校長となり。二十九年大火に類焼し私立校廢せられて止む。後公立の校長となる。)	(二ノ六) (二ノ六)
四、三	學事會規則を制定す。	(二ノ六) (二ノ六)

1900

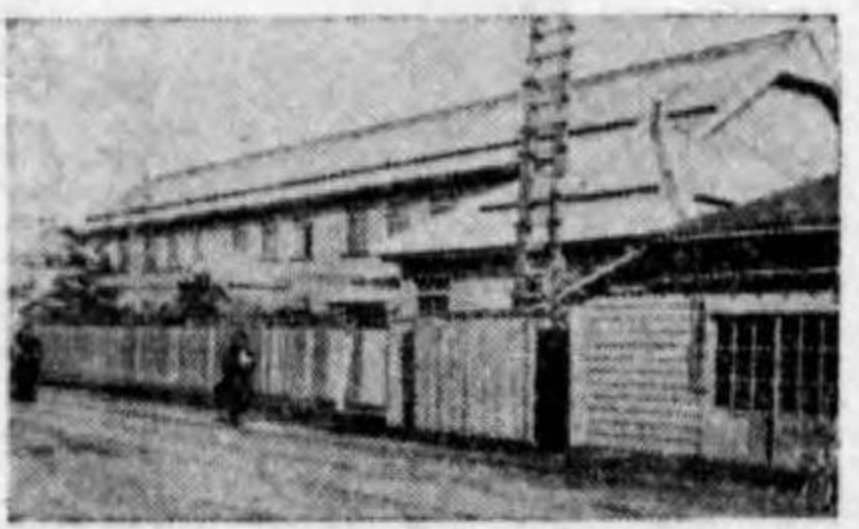
四、	私立函館英語學校を元町に開き英語を教授す。校長荻田吉三郎。	(一ノ六)
五、	區立函館病院火を失して全焼す。	(三ノ三)
五、	公立小學校職員制服を定む。	(一ノ六ノ一)
六、	教育基金配當使用規則を制定す。	(一ノ六ノ二)
七、	函館慈惠院東川町二百七十四番地に新築起工す	(一ノ七)
七、	私立鶴岡尋常小學校新校舍を高砂町十八番地に建設落成す。 (教室六、戸内運動場一棟及び附屬教員住宅四戸)	(四ノ五ノ三八號一ノ四七)
七、	私立學校の申請開申規程を制定す。	(一ノ六ノ一)
八、	小學校令を改正す。	(一ノ八九)
八、	私立鶴岡尋常小學校落成移轉式舉行。	(三ノ二四)
八、	小學校令施行規則を改め教授用の假名字体漢字の範圍を定め、 字音假名遣を新定す。	
八、	明治二十八年三月廳令第十號小學校教則を廢止す。(一ノ六ノ一)	
八、	函館教育協會第四次講習會(地文、博物、教育學)の修了式を 舉行す。	(一ノ三七)



= 校學小常尋岡鶴 =

昭和十二年三月十三日津輕警察司全部檢閲済

九、	公立東川尋常高等小學校新築落成す。	(三ノ九)
九、	加俵給與細則、小學校教員及幼稚園保姆檢定細則を制定す。	(一ノ六)
一〇、	學務委員會に於て函館高等女學校設置の議を決す。	(三ノ三)
一〇、	山本タケ函館區會所町三十番地に私立函館裁縫女學校を設く。 三年制。	(三ノ五)
一〇、	區町村立小學校准教員進退規程制定。	(一ノ六ノ一)
一一、	函館慈惠院七日竣工し此日開院式を舉行す。	(一ノ七)
一二、	小學校教員の制服を定む。男子の和服着用には特に醫師の診斷書を必要とす。女子は 着袴の事明年一月より實施。	(三ノ七)
一三、	官立商船學校函館分校保續に關する建議を主務大臣及貴衆兩院 に提出するの議、函館區會にて決議せらる。	(三ノ三)
一三、	廳令を以て學務委員規則を改正す。	(一ノ六)
一三、	函館教育協會總會を開き會長に林悅郎副會長に松木茂俊を推舉 す。	(三ノ三三號)
一、	廢止となりし函館博物場第三館(水産陳列場)を元町に移し公 立函館女子高等小學校の校舍に充つ。	



= 校學小川東 =



= 校學小等高子女館函 =

昭和十二年三月十三日津輕警察司全部檢閲済

三、二七	小學校令改正せられ、小學校設置區域及位置指定規則、學齡兒童就學細則、小學校設備規則、小學校長教員代用教員職務服務心得、小學校教員代用教員俸給旅費諸給與規則、小學校學期教授始終時刻教授日數休業日規則、學事獎勵規則等を制定す。(一ノ六)	(三ノ二七)
三、三	官立東京商船學校函館分校廢校となる。	(三ノ三)
四、一	唱歌、裁縫を尋常科、英語、商業を高等科の必須科目と定む。	(三ノ七)
四、一	公立幸小學校高等科を廢止し公立幸尋常小學校と改稱す。	(三ノ六三三號)
四、一	高等小學校授業料一人一ヶ月金六拾錢、尋常小學校一人一ヶ月金貳拾錢と定め一家より二人以上の場合には上級の一名を除く外半額とす。	(一ノ四)
四、一	公立彌生尋常高等小學校明治二十九年以來天神町租稅寮舊廳舎に高等科生徒を收容し分教場となしたるが就學兒童の増加に依り此日尋常、高等の二校に分離し、校長長谷川次潔高等小學校長となる。學級九、生徒四百八十七名。尋常小學校には工藤虎五郎新たに校長に任ぜらる。	(長谷川次潔履歷書)
四、二	若松町より出火二百二十八戸を焼く。	(一ノ五)
四、九	皇長孫御降誕。	(三ノ二)
四、	訓盲會を函館訓盲院と改稱し米國匿名婦人團之を經營しワドマン院長たり。	(一ノ七)
四、	北海道地方費法發布。	(一ノ六)
四、	實業補習學校教員俸給旅費諸給與規則を制定せらる。	(一ノ六)

五、三	皇長孫御降誕に付各學校奉祝の式を舉ぐ。	(三ノ二六三號)
五、	小學校長教員の進退取扱手續を訓令す。	(一ノ六)
六、二五	廳立函館尋常中學校を北海道廳立函館中學校と改稱す。	(三ノ三二二ノ三)
八、九	區立小學校教員住宅料支給規程を定む。正教員金二圓五十錢、准教員金一圓五拾錢。	(一ノ四六)
八、	函館教育協會第五次講習會を舉行す。	(一ノ七)
九、一	私立函館英語學校新築落成式を舉行す。元町。	(三ノ二六三號)
一〇、	道會の決議を經二千八百二十圓六十四錢を以て廳立函館商船學校設置に決す。	(三ノ二六三號)
一〇、	私立六和女學校は従來區内六ヶ寺の共同經營たりしが維持不可能の故を以て大谷派本願寺に交渉し三十五年一月より之を引渡すこととなり同別院輪番校主となる。	(三ノ四〇)
二、四	遞信省所管舊東京商船學校函館分校附屬校舎敷地及官舎は従前の如く貸下げ、備品一切保管轉換の件聽許の旨遞信大臣より指令せらる。	(三ノ四七)
二、三五	道廳告示第四九五號により函館商船學校は函館海事局廳舎の一部を遞信省より借用し廳立として開校す。	(一ノ五)
二、	廳立函館商船學校學則を制定す	(一ノ五)

明治三五 (壬寅) 三五六三	
二、一	厨川ツル曙町に私立厨川裁縫女學校を開設し裁縫編物を教授す。 (一ノ二天號)
三、一	應立函館商船學校開校す。 (三ノ二ノ六七號)
三、一〇	前田淨一應立函館商船學校長に任ぜらる。 (二ノ四七)
一、一五	杉村タミ壽町二十三番地に私立北海裁縫女學校を開く。三年制。 (三ノ天)
二、二四	區立尋常小學校授業料を明治三十五年度限り徴收の件認可せらる。 (一ノ四六)
二、	應立函館商船學校生徒を募集し授業を開始す。 (三ノ二ノ五七號)
三、	應立高等女學校學則を定む。 (三ノ三三)
三、	私立遺愛女學校學則を改正し五ヶ年制の高等女學科及三ヶ年制の豫備科を置く。 (三ノ三七〇二ノ三六)
四、八	公立高砂尋常小學校増築の件認可せらる。 (一ノ四四)
四、三六	公立住吉尋常小學校増築の件認可せらる。 (一ノ四四)
四、	應立函館商船學校再び生徒を募集す。 (三ノ二ノ五七號)
五、四	東川町より出火百二戸焼失し公立東川尋常高等小學校の一部類焼。 (二ノ天〓二ノ九〓一ノ四)
五、	私立六和女學校、校名を私立函館大谷女學校と改稱し豫科二年本科四年の高等女學校程度、専修科は四年の實科高等女學校程度とし他に尋常小學を附設す。 (二ノ四〇)

1902

明治三六 (癸卯) 三五六三	
五、	北海道應立中學校の學則を制定せらる。 (一ノ天ノ一)
六、一〇	鶴岡町より出火三百七十八戸類焼す。 (一ノ天)
六、二二	公立高砂尋常小學校校舍増築す。 (三ノ二)
七、二四	函館高等女學校設立に關し敷地として元町五十一、五十二番地區有地二千六百三坪九を寄附の件區會にて可決す。 (一ノ四四)
七、二八	函館高等女學校設立の件を區長より長官に申請す。 (一ノ四四)
八、二七	函館教育協會第六次講習會(倫理學)の終了式を學ぐ。會長林悅郎。 (一ノ三七)
九、二七	實業補習學校規程實施方法を訓令す。 (一ノ六)
九、二七	年齢十歳以上にて始めて尋常小學校に就學する者又は兒守の儘就學する者の教育法に就き訓令す。 (一ノ天)
一、二七	函館高等女學校設立建議案道會にて満場一致可決せらる。 (一ノ四)
二、二六	第二回區會を開き新設小學校(若松町方面)の件を附議す。 (三ノ四ノ三九號)
二、二八	小松宮彰仁親王殿下薨去。 (一ノ天)
二、	私立一貫尋常小學校内に私立一貫商業補習學校を開設す。修業年限二年、校主久慈柳治、校長内海十三郎。 (四ノ三ノ一五號)
三、二六	小學校令の一部を改正す。(修業年限三ヶ年以上の高等小學校の教科目に改正を加ふ) (一ノ八九〓一ノ九五)

1903

四、一〇	公立若松尋常高等小學校設立認可、若松町六十二番地。 (三ノ三)
四、一五	廳立函館商業學校校長神山和雄個人にて同校校舍を借入れ私立商業補習學校を開き、晝間通學の暇無き商家の子弟に夜間補習教育をなす。 (三ノ二ノ五八二號)
四、一六	公立彌生高等小學校訓導長谷川孝吾公立若松尋常高等小學校準備委員を囑託せらる。 (三ノ三)
四、	小野菊三郎船見町に私立精華學校を開く。四年制にして自ら校長たり。 (四ノ三ノ一五號)
四、	廳立函館商業學校學則を制定す。 (一ノ六)
六、六	公立彌生尋常小學校校舍改築の件認可せらる。 (三ノ四)
六、九	公立寶、東川、龜田の三尋常高等小學校、公立住吉、高砂の兩尋常小學校何れも二部教授施行の件を認可せらる。 (三ノ七)
六、三〇	佐藤市彌公立若松尋常高等小學校長に任ぜらる。 (三ノ三)
七、	北海道廳立學校職員職制を定む。 (一ノ六)
八、五	小山リキ大町に私立巴裁縫女學校を開業す。修業年限一ケ年 (四ノ三ノ一五號)
八、三〇	公立若松尋常高等小學校の校舍竣工す。 (三ノ三)
八、三	函館教育協會第七次講習會(理化學、教育學)の終了式を舉行す。 (一ノ三)
八、三	櫻井春代曙町に私立櫻井裁縫女學校を開く。修業年限二ケ年。 (四ノ三ノ一六五)

昭和十二年三月十三日津輕支庁司令部檢閲済

九、一	公立東川、高砂兩校より新設の公立若松尋常高等小學校に兒童を移送し二日より授業開始。 (三ノ三)
九、二	公立彌生尋常小學校改築に付公立若松尋常高等小學校の校舍を借入れ三、四年生の授業をなす。 (三ノ三)
九、八	公立若松尋常高等小學校開校式舉行。 (五ノ三)
九、九	末弘直方函館區長就任御裁可となる。 (三ノ四)
九、三	函館開港五十年祭十三、十四兩日舉行。 (一ノ五)
九、一五	藤本初吉船見町百十七番地に函館數學舍(修業年限四ケ年)を開く。 (一ノ三六ノ二)
九、一五	藤本初吉船見町百十七番地に海員數學教授所を開く。修業年限三ケ年。 (一ノ三六ノ二)
九、一五	末弘直方函館區長となる。 (一ノ五)
九、三	堀川道藏青柳町十五番地に私立裁縫女學校を開く。修業年限二ケ年、校主校長同氏、裁縫教師大松澤ミネ。 (四ノ三ノ一五號)
一三、一八	公立彌生尋常小學校新築落成式舉行。 (三ノ四)
一三、三	改築せる彌生尋常小學校の石垣塀等附屬工事竣工す。 (三ノ六ノ四三號)
一三、	廳令第十六號を以て學齡兒童就學に關する規則を定む。 (一ノ六ノ一)



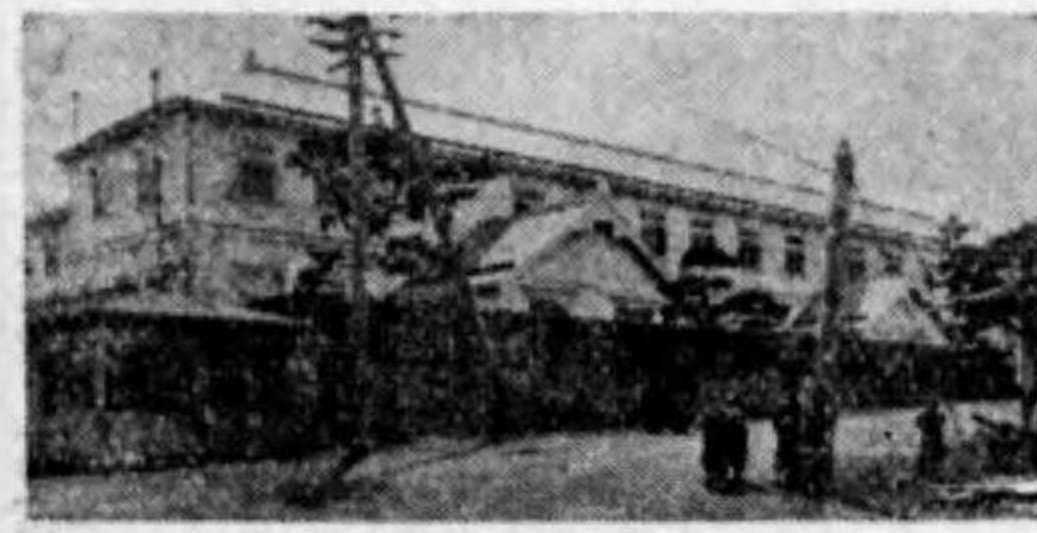
二校學小常尋生彌二

不詳	護國幼年會函館支部を創設す。北守政直支部長たり。 (三ノ二ノ六三號)
(甲辰) 明治三七 二五六四	函館教育協會を函館教育會と改稱し機關雜誌を「函館教育會雜誌」と改題す (四ノ三ノ一ノ四九)
一、二七	日露國交斷絶。 (四ノ三ノ一ノ四九)
二、五	宣戰の詔勅發せらる。 (二ノ五)
二、一〇	函館及其附近を臨戰地域と定め戒嚴を宣告せらる。 (二ノ五)
二、二四	區立尋常小學校の授業料を廢止す。高等科の授業料は一人一ヶ月金七十錢を徴收す。 (二ノ五)
四、一	區立小學校教員住宅料支給規程を廢止す。 (四ノ五ノ二〇號 四ノ三ノ一六號)
四、一	函館區公立龜田尋常高等小學校の高等科を廢止し龜田尋常小學校となし兒童を公立若松尋常高等小學校の高等科に轉ぜしむ。 (三ノ三)
四、一	教育基金管理規程を制定す。 (一ノ六)
四、	小學校の教科書を國定とす。 (四ノ八ノ一ノ五)
五、三〇	函館教育會附屬夜學會を公立若松尋常高等小學校に開催し本年入營の壯丁教育を行ふ。 (三ノ三)
	又函館教育會附屬夜學會を廳立函館中學校に開催し普通教育を行ふ。 (四ノ三ノ一六號)

1904

昭和十二年三月十三日津輕支庁令全部檢閱済

五、	明治三十八年四月より使用す可き小學校教科用圖書を定めらる。 (廳令第七號)
七、二	軍國多事の際教育に關する御沙汰書を下し給ふ。 (四ノ三ノ一五號)
三、二	北海道廳立函館高等女學校設立の件認可せらる。 (三ノ三)
(乙巳) 明治三八 三五五	山田邦彦函館區長となる。 (一ノ五)
三、三	北海道廳視學鈴木源二郎北海道廳立函館高等女學校長に任ぜられ函館女子高等小學校 (三ノ三)
四、一	校舎の一部を借入れ假校舎となし開校す。 (三ノ三)
五、一	北海道廳立函館高等女學校開校式を舉行し二日より授業を開始す。本科第一學年生百 (三ノ三 四ノ三ノ一六號)
五、二	名。 函館教育會第一回常設講習會を開設す。 (二ノ四九)
七、一	公立寶尋常高等小學校に補習夜學校を設け公立寶補習夜學校と稱す。 (四ノ三ノ一六號 一ノ四九)
九、二	函館教育會附屬夜學會を公立東川小學校に開き壯丁を教育す。 (四ノ三ノ一七〇號)
九、一七	函館及其附近の戒嚴を解除す。 (二ノ五)
一〇、一六	日露平和克復の詔勅發布せらる。 (二ノ五)
一〇、三〇	函館教育會第一回常設講習會(化學)の終了式を舉ぐ。 (二ノ三)
二、二	公立住吉尋常小學校新築落成す。舊校舎は不用なりしも其儘取



= 校學小吉住 =

1905

二、	函館慈惠院出征軍人の爲め東川町五番地に晝間保育所を設けたりしが凱旋と共に之を閉鎖す。 (一ノ七)	(四ノ三ノ一六―一七號)
三、九	公立高砂尋常小學校屋内運動場を増設す。 (三ノ二二)	
三、六	函館慈惠院焼失す。 (一ノ七)	
(丙午) 明治三九 三五六	北海道廳立函館中學校大字亀田字湯川通の新校舎に移轉す。校長武田安之助。 (三ノ三二―三三ノ一六)	
一、三	北海道廳立函館商業學校元町三十九番地函館中學校の舊校舎に移轉す。 (三ノ三二―一ノ六)	
一、	函館校醫會を設け事務所を區役所に置く。 (一ノ一〇)	
四、一	廳立函館商業學校内に神山和雄の設立したる私立商業補習學校今般道廳に移管し北海道廳立函館商業補習學校となり、同氏校長兼任となる。 (三ノ二九六―二九七)	
四、一	廳立函館高等女學校假寄宿舎を船見町七十四七十五番地に設く。 (三ノ三)	
四、一	私立函館實踐女學校東川町西別院内に開設せらる。校長伊藤祐寛。豫科二年、本科三年、小學校に類するものなり。 (三ノ三)	
昭和十二年三月十三日津輕警察司全部檢閲済		
1906		

四、六	公立住吉小學校に高等小學校の教科を併置す。(圖書館藏文書)	(一ノ一〇〇―大正五年)
四、五	區内公私立十九小學校千代ヶ岱砲兵大隊練兵場に聯合運動會を開く。兒童約八千。 (三ノ三)	
四、六	公立幸尋常小學校の出張所を函館區山背泊町字寒川(十番地に民家を借入れ)に設け特別教育を施行す。之明治三十六年十二月北海道廳令第百十七號特別教育規程に依りたるものなり。 (三ノ二―函館圖書館藏文書)	
六、	文部大臣牧野伸顯時弊を匡救せんとして教員に訓令を發す。 (一ノ六)	
八、二	公立住吉尋常高等小學校に於て戰捷記念教育品及戰利品展覽會を函館教育會主催のもとに一週間開催す。 (一ノ九)	
八、	トラホーム治療豫防規則を制定す。 (一ノ六)	
九、一	廳立函館中學校四寮成り寄宿生を收容す。 (三ノ三二―三三)	
九、四	函館毎日新聞社綠叢會、圖書館設立の件を可決す。 (三ノ二四―二五)	
一〇、一	私立函館幼稚園榮町二百二十三番地に開設し幼児教育並に託兒事業を行ふ。經費は産婆有志の組織せる桃太郎舎と名付くる胞衣取扱組合の剩餘金及園兒の授業料を以て之に充つ。 (一ノ一五)	
昭和十二年三月十三日津輕警察司全部檢閲済		

一〇、三	應立函館商業學校、應立函館中學校の舊寄宿舎を引繼ぐ。 (三ノ三)
二、六	應立函館高等女學校元町五十番地の新築校舎落成に付移轉す。 (三ノ三)
二、一〇	應立函館高等女學校新築落成式を舉行す。 (三ノ三)
二、	應立函館高等女學校假寄宿舎を谷地頭町十六番地に移す。 (三ノ三)
三、八	訓第二百五十一號を以て函館女子高等小學校に尋常小學校の教科を併置す。 (二ノ一五)
三、二〇	訓第二百五十七號を以て亀田尋常小學校に高等小學校の教科を併置することとなる。 (二ノ一五)
三、三五	小學校令の一部改正せらる。 (二ノ八九)
	私立若山尋常小學校主の功績を表彰せられ、長官河島醇より金員を賞與せらる。 (二ノ六ノ一)
	私立鶴岡尋常小學校兒童成績の見る可きものありとなし北海道廳長官より金五十圓を書籍料として附與せらる。 (三ノ二四)
	小學校令施行規則を改む。 (二ノ八九)



=校學女等高館函立應=

1907

昭和十二年三月十三日津輕支庁司令部編纂

四、一	私立恵以尋常小學校修業年限二ヶ年の高等科併置の件認可せらる。 (四ノ三ノ一七號)
四、一	函館教育會、社團法人設立の件民法第三十四條に依り許可せらる。 (四ノ三ノ一七號)
四、一	公立東川尋常高等小學校高等科を廢止し公立東川尋常小學校となる。 (三ノ九)
四、一	函館區小學校教員互助會を設立し山田邦彦會長となる。 (二ノ一五三 四ノ三ノ一七號)
四、二	函館教育會小熊獎學資金取扱及管理規定を定む。 (四ノ三ノ一七號)
四、二	公立寶尋常高等小學校校舎改築の件認可せらる。 (二ノ一五〇)
六、二	石川一(啄木)公立彌生尋常小學校の代用教員となり九月二十日迄勤務す。 (二ノ四二 三ノ四二 一ノ六)
六、二	湯川通二十九番地に新築中の私立遺愛女學校寄宿舎より火を發し燒失す。 (三ノ元)
六、	湯地文雄の主唱になる大日本護國幼年會支部私立大谷女學校に事務所を置き北守政直支部長長尾含會計監督となり小學生の半數を會員とす。毎月一錢宛贈金す。 (四ノ三ノ一七號)
六、	函館毎日新聞社寄贈收受の圖書雜誌を以て函館綠叢會附屬圖書室を鮎瀨町五番地岡田健藏方に設け無料を以て公開閱覽せしむ。 (二ノ一六〇)
七、元	兼て船見町四十八番地に新築中の公立彌生高等小學校校舎二十五日竣工せるにより新

築落成式を舉行す。

(一ノ二五〇)

大森町二十八番地に角田奇山慈善夜學會を設け四十餘名の貧兒を教育す。

(三ノ二ノ九四三號)

國語調査委員會編纂の「送假名法」出版せらる。

午後十時東川町より出火一萬五千餘戸を焼失す。

公立幸尋常小學校、公立彌生高等小學校、公立彌生尋常小學校、公立函館女子尋常高等小學校、公立實尋常高等小學校、私立元町女子尋常高等小學校、私立彌川尋常高等小學校、公立函館商船學校、私立函館商業學校、公立函館高等女學校、私立遺愛女學校、私立聖保祿女學校、私立靖和女學校、私立大谷女學校、私立實踐女學校、私立北海、北鳴、函館、早川、林、櫻井、大石、堀川の各裁縫女學校、私立開北學舎、函館數學舎、海員數學教授所等焼失す。

北條侍従を御差遣遊ばさる。

燒失學校の兒童を分割收容す。

住吉校へ函館女子尋一、幸尋全、彌生尋全。東川校へ實高全、臨立商船。高砂校へ函館女子高全、臨立高女。若松校へ彌生高全。龜田校へ混成學級二。高龍寺分室へ幸、彌生尋、函館女子二。舊住吉校へ臨立商業。恵以校へ大谷全。

尙私立學校にして復舊の見込無きものは左の如く残存學校へ分割收容す。

若山校は彌生尋校へ。元町女子校は住吉校へ。大谷校の尋常科全部は實校へ、高等科は彌生高校へ。堀川校尋常科は實校へ、高等科男子は彌生高校へ、女子は函館女子校へ。罹災小學校教員九十五名罹災兒童四千百十九名。

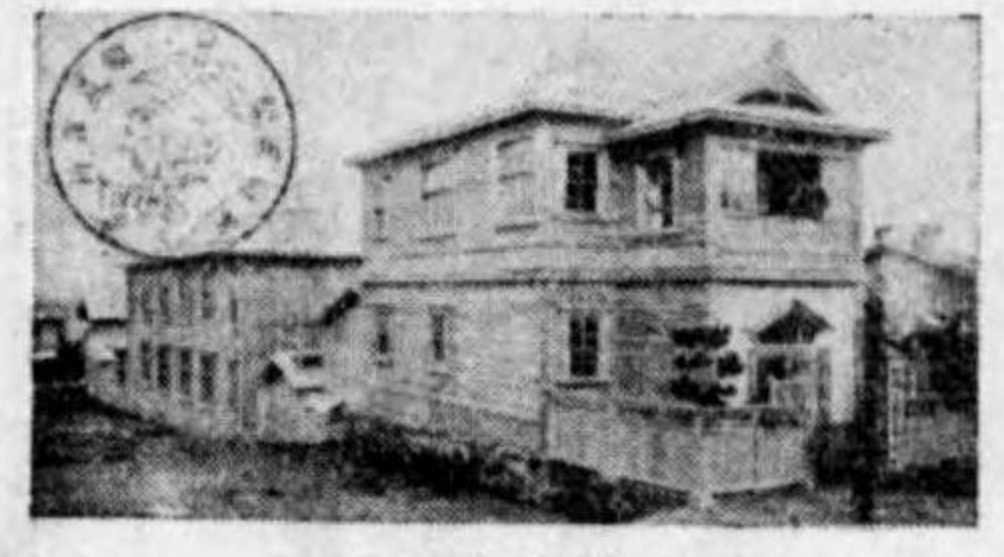


= 跡燒火大 =

昭和十二年三月十三日津輕支司本部檢閲

<p>(戊申) 明治四一 三五六</p>	<p>一、四 一、七</p>	<p>公立幸尋常小學校、公立彌生高等小學校、公立彌生尋常小學校、公立函館女子尋常高等小學校、公立實尋常高等小學校、私立元町女子尋常高等小學校、私立彌川尋常高等小學校、公立函館商船學校、私立函館商業學校、公立函館高等女學校、私立遺愛女學校、私立聖保祿女學校、私立靖和女學校、私立大谷女學校、私立實踐女學校、私立北海、北鳴、函館、早川、林、櫻井、大石、堀川の各裁縫女學校、私立開北學舎、函館數學舎、海員數學教授所等焼失す。</p> <p>北條侍従を御差遣遊ばさる。</p> <p>燒失學校の兒童を分割收容す。</p> <p>住吉校へ函館女子尋一、幸尋全、彌生尋全。東川校へ實高全、臨立商船。高砂校へ函館女子高全、臨立高女。若松校へ彌生高全。龜田校へ混成學級二。高龍寺分室へ幸、彌生尋、函館女子二。舊住吉校へ臨立商業。恵以校へ大谷全。</p> <p>尙私立學校にして復舊の見込無きものは左の如く残存學校へ分割收容す。</p> <p>若山校は彌生尋校へ。元町女子校は住吉校へ。大谷校の尋常科全部は實校へ、高等科は彌生高校へ。堀川校尋常科は實校へ、高等科男子は彌生高校へ、女子は函館女子校へ。罹災小學校教員九十五名罹災兒童四千百十九名。</p>
<p>一、三 二、二 三、二 三、七</p>	<p>一〇、一 一〇、一 一〇、七 一〇、七 一〇、六</p>	<p>兩陛下より當區罹災者御救恤金として金一万三千圓御下賜。 授業を開始す。 私立靖和女學校廢校す。 公立幸尋常小學校長佐藤精三死去す。 義務教育年限延長に關する件を達せらる。 明治四十一年度より第五學年を設置し明治四十二年度より第六學年を設置すること。但し明治四十一年度に於て六學年を設置するも固より妨なし。</p>
<p>一〇、一 一〇、一 一〇、七 一〇、七 一〇、六</p>	<p>九、三〇 九、 九、 九、 九、</p>	<p>公立幸尋常小學校、公立彌生高等小學校、公立彌生尋常小學校、公立函館女子尋常高等小學校、公立實尋常高等小學校、私立元町女子尋常高等小學校、私立彌川尋常高等小學校、公立函館商船學校、私立函館商業學校、公立函館高等女學校、私立遺愛女學校、私立聖保祿女學校、私立靖和女學校、私立大谷女學校、私立實踐女學校、私立北海、北鳴、函館、早川、林、櫻井、大石、堀川の各裁縫女學校、私立開北學舎、函館數學舎、海員數學教授所等焼失す。</p> <p>北條侍従を御差遣遊ばさる。</p> <p>燒失學校の兒童を分割收容す。</p> <p>住吉校へ函館女子尋一、幸尋全、彌生尋全。東川校へ實高全、臨立商船。高砂校へ函館女子高全、臨立高女。若松校へ彌生高全。龜田校へ混成學級二。高龍寺分室へ幸、彌生尋、函館女子二。舊住吉校へ臨立商業。恵以校へ大谷全。</p> <p>尙私立學校にして復舊の見込無きものは左の如く残存學校へ分割收容す。</p> <p>若山校は彌生尋校へ。元町女子校は住吉校へ。大谷校の尋常科全部は實校へ、高等科は彌生高校へ。堀川校尋常科は實校へ、高等科男子は彌生高校へ、女子は函館女子校へ。罹災小學校教員九十五名罹災兒童四千百十九名。</p>
<p>一〇、一 一〇、一 一〇、七 一〇、七 一〇、六</p>	<p>九、三〇 九、 九、 九、 九、</p>	<p>公立幸尋常小學校、公立彌生高等小學校、公立彌生尋常小學校、公立函館女子尋常高等小學校、公立實尋常高等小學校、私立元町女子尋常高等小學校、私立彌川尋常高等小學校、公立函館商船學校、私立函館商業學校、公立函館高等女學校、私立遺愛女學校、私立聖保祿女學校、私立靖和女學校、私立大谷女學校、私立實踐女學校、私立北海、北鳴、函館、早川、林、櫻井、大石、堀川の各裁縫女學校、私立開北學舎、函館數學舎、海員數學教授所等焼失す。</p> <p>北條侍従を御差遣遊ばさる。</p> <p>燒失學校の兒童を分割收容す。</p> <p>住吉校へ函館女子尋一、幸尋全、彌生尋全。東川校へ實高全、臨立商船。高砂校へ函館女子高全、臨立高女。若松校へ彌生高全。龜田校へ混成學級二。高龍寺分室へ幸、彌生尋、函館女子二。舊住吉校へ臨立商業。恵以校へ大谷全。</p> <p>尙私立學校にして復舊の見込無きものは左の如く残存學校へ分割收容す。</p> <p>若山校は彌生尋校へ。元町女子校は住吉校へ。大谷校の尋常科全部は實校へ、高等科は彌生高校へ。堀川校尋常科は實校へ、高等科男子は彌生高校へ、女子は函館女子校へ。罹災小學校教員九十五名罹災兒童四千百十九名。</p>
<p>一〇、一 一〇、一 一〇、七 一〇、七 一〇、六</p>	<p>九、三〇 九、 九、 九、 九、</p>	<p>公立幸尋常小學校、公立彌生高等小學校、公立彌生尋常小學校、公立函館女子尋常高等小學校、公立實尋常高等小學校、私立元町女子尋常高等小學校、私立彌川尋常高等小學校、公立函館商船學校、私立函館商業學校、公立函館高等女學校、私立遺愛女學校、私立聖保祿女學校、私立靖和女學校、私立大谷女學校、私立實踐女學校、私立北海、北鳴、函館、早川、林、櫻井、大石、堀川の各裁縫女學校、私立開北學舎、函館數學舎、海員數學教授所等焼失す。</p> <p>北條侍従を御差遣遊ばさる。</p> <p>燒失學校の兒童を分割收容す。</p> <p>住吉校へ函館女子尋一、幸尋全、彌生尋全。東川校へ實高全、臨立商船。高砂校へ函館女子高全、臨立高女。若松校へ彌生高全。龜田校へ混成學級二。高龍寺分室へ幸、彌生尋、函館女子二。舊住吉校へ臨立商業。恵以校へ大谷全。</p> <p>尙私立學校にして復舊の見込無きものは左の如く残存學校へ分割收容す。</p> <p>若山校は彌生尋校へ。元町女子校は住吉校へ。大谷校の尋常科全部は實校へ、高等科は彌生高校へ。堀川校尋常科は實校へ、高等科男子は彌生高校へ、女子は函館女子校へ。罹災小學校教員九十五名罹災兒童四千百十九名。</p>
<p>一〇、一 一〇、一 一〇、七 一〇、七 一〇、六</p>	<p>九、三〇 九、 九、 九、 九、</p>	<p>公立幸尋常小學校、公立彌生高等小學校、公立彌生尋常小學校、公立函館女子尋常高等小學校、公立實尋常高等小學校、私立元町女子尋常高等小學校、私立彌川尋常高等小學校、公立函館商船學校、私立函館商業學校、公立函館高等女學校、私立遺愛女學校、私立聖保祿女學校、私立靖和女學校、私立大谷女學校、私立實踐女學校、私立北海、北鳴、函館、早川、林、櫻井、大石、堀川の各裁縫女學校、私立開北學舎、函館數學舎、海員數學教授所等焼失す。</p> <p>北條侍従を御差遣遊ばさる。</p> <p>燒失學校の兒童を分割收容す。</p> <p>住吉校へ函館女子尋一、幸尋全、彌生尋全。東川校へ實高全、臨立商船。高砂校へ函館女子高全、臨立高女。若松校へ彌生高全。龜田校へ混成學級二。高龍寺分室へ幸、彌生尋、函館女子二。舊住吉校へ臨立商業。恵以校へ大谷全。</p> <p>尙私立學校にして復舊の見込無きものは左の如く残存學校へ分割收容す。</p> <p>若山校は彌生尋校へ。元町女子校は住吉校へ。大谷校の尋常科全部は實校へ、高等科は彌生高校へ。堀川校尋常科は實校へ、高等科男子は彌生高校へ、女子は函館女子校へ。罹災小學校教員九十五名罹災兒童四千百十九名。</p>
<p>一〇、一 一〇、一 一〇、七 一〇、七 一〇、六</p>	<p>九、三〇 九、 九、 九、 九、</p>	<p>公立幸尋常小學校、公立彌生高等小學校、公立彌生尋常小學校、公立函館女子尋常高等小學校、公立實尋常高等小學校、私立元町女子尋常高等小學校、私立彌川尋常高等小學校、公立函館商船學校、私立函館商業學校、公立函館高等女學校、私立遺愛女學校、私立聖保祿女學校、私立靖和女學校、私立大谷女學校、私立實踐女學校、私立北海、北鳴、函館、早川、林、櫻井、大石、堀川の各裁縫女學校、私立開北學舎、函館數學舎、海員數學教授所等焼失す。</p> <p>北條侍従を御差遣遊ばさる。</p> <p>燒失學校の兒童を分割收容す。</p> <p>住吉校へ函館女子尋一、幸尋全、彌生尋全。東川校へ實高全、臨立商船。高砂校へ函館女子高全、臨立高女。若松校へ彌生高全。龜田校へ混成學級二。高龍寺分室へ幸、彌生尋、函館女子二。舊住吉校へ臨立商業。恵以校へ大谷全。</p> <p>尙私立學校にして復舊の見込無きものは左の如く残存學校へ分割收容す。</p> <p>若山校は彌生尋校へ。元町女子校は住吉校へ。大谷校の尋常科全部は實校へ、高等科は彌生高校へ。堀川校尋常科は實校へ、高等科男子は彌生高校へ、女子は函館女子校へ。罹災小學校教員九十五名罹災兒童四千百十九名。</p>

二、二 公立寶尋常高等小學校東側校舍落成に付同校の児童は公立東川尋常小學校より移轉す。
 三、二 岡田健藏區長山田邦彦の紹介状を携へ圖書館視察の途に上る。
 三、一 私立函館實踐女學校第一回卒業式舉行卒業生九名を出す。
 三、 函館教育會全國小學校教員會に加盟す。
 三、 應立函館商船學校敷地中逕信省より保管轉換せられたる旅籠町六百八十五坪を以て區有船見町、天神町、元公立彌生高等小學校敷地千二百四十八坪と交換の議調ひ直に校舎の新築に着手す。
 四、一 小學校令改正に付尋常科六學年迄各校共に收容す。
 四、一 公立住吉尋常高等小學校本年以降高等科を缺く。
 四、一 公立寶尋常高等小學校に再び補習夜學を開く。修身、國語、算術、英語其他日常樞要の事を教授す毎夜二時間。(三ノ二六(五號))
 五、三 私立堀川商業學校相生町八十三番地に設置せらる。木造二階百八十五坪。校主校長堀川道藏。
 五、四 私立堀川商業學校開校式を舉行す。
 六、三 私立遺愛女學校曩に併置せる所の尋常小學校及幼稚園を廢止す。



= 校學業商川堀 =

(三ノ二六(五號))

昭和十二年三月十三日津輕警察司全部檢閲済

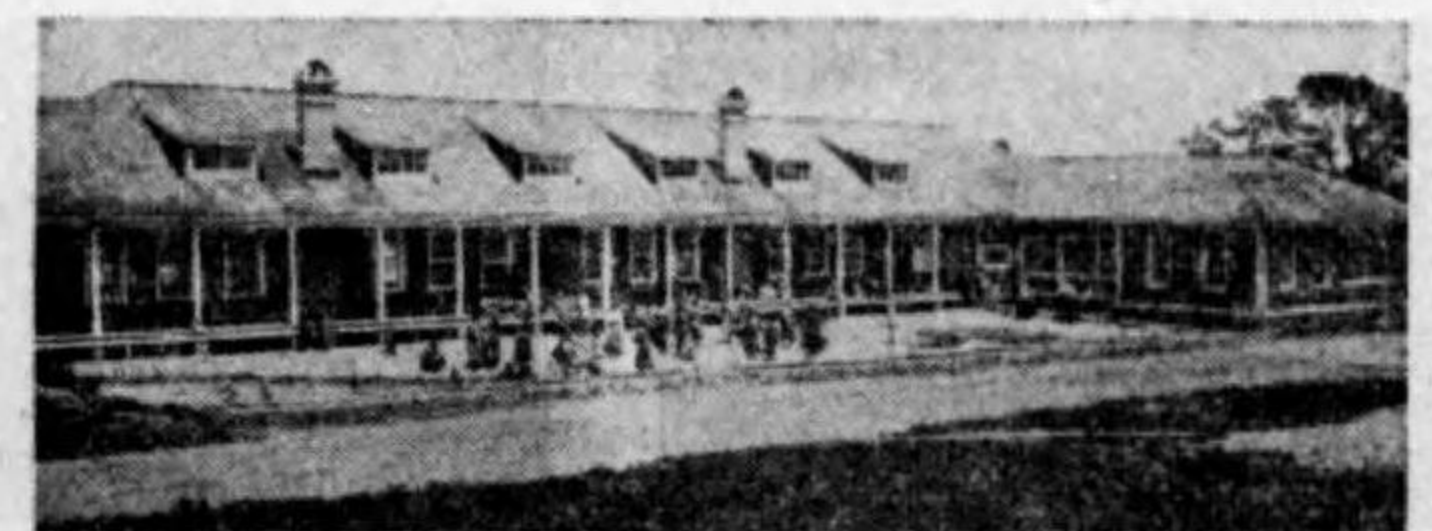
七、五 函館慈惠院東川町二百七十四番地に再築竣工す。
 七、三 湯川通二十九番地に新築中の私立遺愛女學校校舍並に寄宿舎落成献堂式を舉行す。
 七、 明治三十七八年戰役記念の爲め各小學校に對し戦利品を頒つ。
 八、一 應立函館商船學校位置變更の件文部大臣より認可せらる。
 九、一 公立寶尋常高等小學校新築落成す。
 九、一 公立若松尋常高等小學校校舎の一部を借用中の公立彌生高等小學校、公立寶尋常高等小學校落成に付同校へ移轉す。
 九、二 公立彌生高等小學校を公立彌生尋常小學校に合併し公立彌生尋常高等小學校と稱す。校長島貴政治。



= 校學小寶 =



= 校學女愛遺 =



= 舍宿寄校學女愛遺 =

昭和十二年三月十三日津輕警察司全部檢閲済

九、	小學校令施行規則を改正し明治三十三年の制定に係る假名字体、漢字節減、字音假名遣に關する三種の表を廢し全部復舊す。 (一ノ八九)
一〇、三	戊申詔書御下賜。
一〇、六	石川節(啄木石川一夫人)公立實尋常高等小學校代用教員を拜命す。月俸拾貳圓、明治四十二年六月三日退職す。 (一ノ四八二一ノ四九)
一〇、	舊住吉學校校舍及公立東川尋常小學校運動場借用使用中の廳立函館商業學校新築校舍竣工に付引上ぐ。 (三ノ二ノ六四號)
一一、五	舊英語學校殘餘金九百拾參圓八拾錢四厘同會殘務委員より私立函館圖書館創立費として寄附せらる。 (一ノ一六〇)
一二、二	公立幸尋常小學校校舍竣工引渡を了す。 (三ノ一〇一ノ四六)
一二、三	廳立函館高等女學校寄宿舎元町校地内に落成し谷地頭町より移轉す。 (三ノ三)
一二、六	公立彌生尋常高等小學校富岡町六番地の新校舍落成に付引渡を了す。 (三ノ四二一ノ四六)



二校學小生彌二

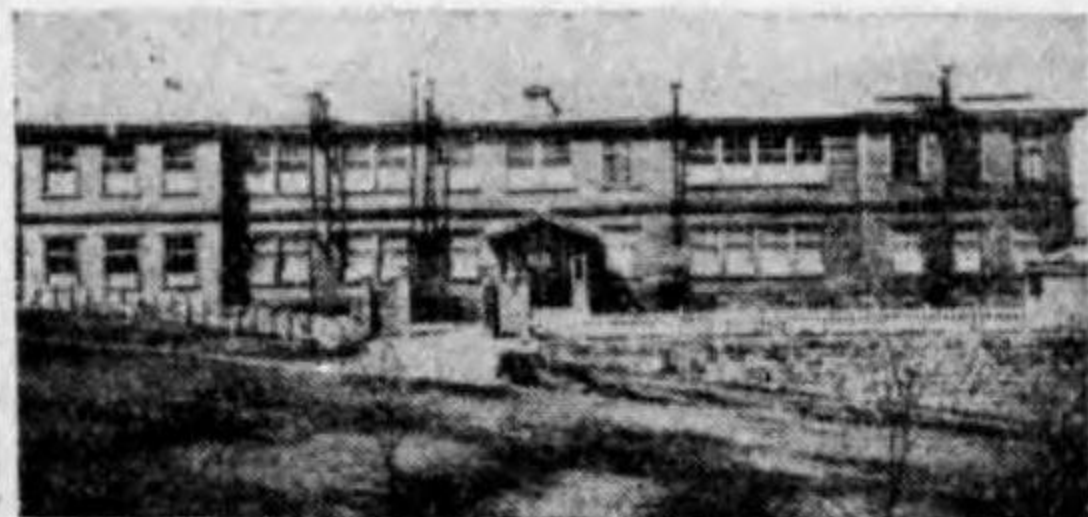


二校學業商館函二

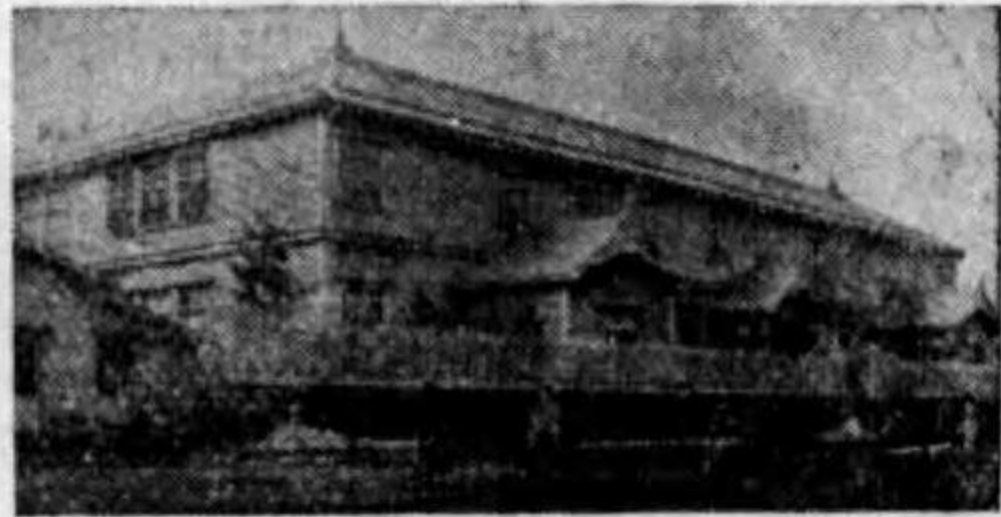
昭和十二年三月十三日津輕電氣公司全部檢閲済

(己酉) 明治四二 三五六九

一二、八	公立幸尋常小學校新校舍落成に付移轉授業を開始す。 (三ノ一)
一二、三	公立彌生尋常高等小學校、公立實尋常高等小學校より新校舍に引上ぐ。 (三ノ四)
一三、	廳立函館商船學校船見町新築校舍の一部竣工に付移轉す。 (三ノ四七)
一、二	同年渡邊熊四郎(二代目)廳立函館商業學校獎學資金として金貳萬圓を寄附す。 (渡邊熊藏氏談)
一、七	公立彌生尋常高等小學校富岡町二十三番地の新校舍にて授業を開始す。 (三ノ四)
二、二	公立函館女子尋常高等小學校建築費四万七千九百二十圓八十五錢を區會にて計上す。 (三ノ二ノ四七三號)
二、二	私立函館圖書館公園内に創設せられ開館式を舉行す。館長泉孝三。 (一ノ一〇〇ノ大正五年)
二、二	函館商業會議所公立住吉尋常小學校に於て戊申詔書奉戴式を舉行す。 (三ノ二ノ八九七號)
二、二	公立彌生尋常高等小學校に於て生徒教員の圖書展覽會を開催す。當地に於ける此種展覽會の嚆矢なり。 (三ノ四)
二、五	公立函館女子小學校建築敷地として區内汐見町五十一番地官



二校學商館函立廳二



二校學小幸二

昭和十二年三月十三日津輕電氣公司全部檢閲済

1909

三、二八	地 一三三二一、一七坪を官より拂下げ、汐見町十一番地の民有地百十二坪を買収の件を區會にて決議す。 (三ノ二ノ八五〇號)
三、二六	小學校長會より手工科を全學年に加設せられんことを區長に建議し區は其筋に認可申請の所認可を得たり。 (四ノ三ノ一八五號)
三、一六	北海道廳立函館高等女學校第一回の卒業式を舉行す。卒業生七十五名。 (三ノ二ノ八五三六號)
四、一	小學校に於て始めて手工科を加ふ。 (四ノ三ノ一八五號)
四、一	廳立函館高等女學校に始めて補習師範科及實科を置く。 (一ノ六ノ六二六ノ二)
四、一	廳立函館商業學校及同函館商船學校の授業料を月額金壹圓五拾錢に改む。 (三ノ二ノ八五二六號)
四、一	一貫、惠以、鶴岡、吉祥、古川の各私立小學校に對し三月末現在の児童數を標準とし一人に付金十五錢の割にて區費より毎月補助をなすこととなる。 (三ノ二ノ八五五六號)
四、一	小學校尋常科授業料は三ヶ月分金六十錢宛前納。督促手数料は金十五錢と定めらる。 (三ノ二)
四、二七	廳立函館中學校開校十五周年記念式を舉ぐ。 (三ノ三)
六、二〇	米國艦隊入港に付歓迎の爲め小學生の旗行列を爲す。 (三ノ二ノ八六三〇號)



＝館書圖館函立私＝

昭和十二年三月十三日津野要司全部檢閲済

七、一〇	公立彌生尋常高等小學校屋内運動場竣工引渡しをなす。 (三ノ二ノ八六三〇號)
七、三	公立寶尋常高等小學校屋内運動場竣工引渡しを了す。 (三ノ二ノ八六四五號)
七、三	公立幸尋常小學校屋内体操場竣工引渡しを了す。 (一ノ四六)
八、六	韓國皇太子殿下及補育府總裁伊藤公爵御來函奉迎提灯行列を 行ふ。 (三ノ二ノ八六七二號)
八、七	韓國皇太子殿下御退道に付奉送す。 (三ノ二ノ八六八二號)
八、三〇	竹内與兵衛函館區長に任命せらる。 (一ノ五三)
九、二〇	函館教育會谷地頭町に運動場を設置す。 (三ノ二ノ八七二六號)
一〇、二	渡邊熊四郎谷地頭町宅地一千四百七十五坪九合四勺を同會に寄附し、後同會にて隣接地一千八百八坪三合及溜池百六十七坪八合五勺を買入れて設置せるものなり。 (三ノ二ノ八七二六號) (一ノ四九)
二、四	文部省告示第二五四號を以て小學校教科書翻刻發行に關する規定を定めらる。 (一ノ三四)
二、二	故伊藤博文公國葬に付各學校共に遙拜式を舉行す。 (三ノ二ノ八七五七號)
二、二	函館圖書館兒童デーを三日間開催す。 (三ノ二)
二、二〇	私立一貫尋常小學校第二十三回卒業式並に解散式を舉行し廢校す。兒童は附近の小學



＝場動運頭地谷＝

昭和十二年三月十三日津野要司全部檢閲済

1910

三、四	校に分割收容す。 (三ノ四ノ五五九―五六一號)
三、五	私立古川尋常小學校(音羽町六十三番地)本年度限り廢校に決す。 (三ノ四ノ五五九號)
三、五	廳立函館高等女學校第一回補習科(實科並びに師範科)卒業生四十六名を出す。 (三ノ四ノ五五九號)
五、	瀧野ハツ區内會所町四十九番地に私立淑徳裁縫女學校を開く。 (一ノ〇〇大正五年)
六、一〇	公立函館女子尋常高等小學校の敷地として民有地 六八、五坪を買收の件區會にて可決す。 (三ノ四ノ五五三號以下)
七、	普通教育獎勵規程制定せらる。 (一ノ三三)
八、三六	廳立函館商船學校校舍増築工事全部落成復舊す。 (三ノ四七)
八、三〇	公立函館女子尋常高等小學校汐見町五―十二番地に跨り新築落成す。 (三ノ四二―二ノ五)
一〇、五	明治四十二年八月韓國皇太子殿下當地行啓の砌り函館區に對する御下賜金を以て記念の花瓶十基を調製し區立小學校に頒つ。 (彌生校現品)
一〇、三	私立恵以尋常小學校増築落成す。 (三ノ二ノ六―二五號)
二、八	北守政直函館區長に任ぜらる。 (一ノ五)



＝校學小等常尋子女館函＝



＝校學小貫一立私＝

昭和十二年三月十三日津野警察司全部檢閲

二、二七	榮町より出火公立東川尋常高等小學校の一部を焼く。 (二ノ九)
二、	私立大谷女學校曙町八番地に新築落成移轉す。 (二ノ四〇)
二、	寺井四郎兵衛新川町に千代見園兒童圖書館を開く。 (一ノ二五)
二、四	工業補習學校新設の件を區會にて決議す。 (三ノ四ノ五八二號)
二、四	尋常小學校兒童授業料一人一ヶ月金二十錢高等科金壹圓とし向ふ三ヶ年間授業料徴收に決す。 (三ノ四ノ五六一號)
二、五	小學校長會に於て東宮殿下行啓記念として招魂社、八幡宮等に小學兒童をして櫻樹を植ゑしむる事に決す。
二、四	函館商船學校校長藤井源三郎休職し海軍大佐堀内權三郎後任となる。 (三ノ四二―二ノ六)
二、三五	公立函館工業補習學校設置の件認可せらる。 (三ノ四)
三、三	公立函館工業補習學校學則認可せらる。 (三ノ七)
三、三	公立寶尋常高等小學校内に設置せられたる公立寶補習夜學校閉鎖す。 (三ノ四〇)
三、	私立大谷女學校實科高等女學校程度の學校となる。 (三ノ四)
三、	私立堀川商業學校第一回の卒業式を舉行す。 (三ノ四)



＝瓶花念記＝

1911

四、一	公立函館工業補習學校青柳町四十九番地住吉小學校舊校舍を専用して開校すること、なる。修業年限一ケ年。機械、建築、工業化學の三科を置く。(三ノ四)
四、八	函館教育會總會を開く。
四、二	皇太子殿下啓記念の爲め全市小學校兒童贈金し櫻樹千五百本を招魂社及八幡宮境内に植ゆ。 (三ノ二ノ九七六號 三ノ四ノ五七三號)
四、	私立堀川商業學校閉鎖廢校す。 (四ノ四)
五、四	松山伯一函館工業補習學校長に任ぜらる。
五、五	東宮殿下行啓下檢分として東宮主事馬場三郎一行着函六日七下檢分を爲す。
五、六	招魂社官祭。 (三ノ四ノ五八六號)
五、五	公立函館工業補習學校開校式を舉行す。校長松山伯一。 (三ノ四ノ五八六號)
五、二六	静岡縣知事石原健三北海道廳長官に任ぜらる。
五、二七	小學校長會議に於て体操を台覽に供することに決す。
五、二二	函館區内三新聞社主催河野加賀守の展慕祭を稱名寺に於て舉行し各小學校教員兒童其他參列す。 (三ノ四ノ五八五號) (三ノ二ノ九三三號)
六、一〇	函館博物學會第一回例會並に發會式を函館圖書館に舉行す。 (三ノ二ノ九三三號)



一樹植念記童學一

昭和十二年三月十三日津野町司令部檢閲

六、二	函館中學校長武田安之助願に依り免官、小樽中學校教諭山田文太郎後任となる。
六、三	英國皇帝ジョージ五世陛下戴冠式に付小學兒童旗行列をなし英國領事館前にて萬歳を三唱休業す。 (三ノ二ノ九三四號)
七、三	函館教育會長三坂亥吉より區内公私立小學校兒童校外取締法を設定せられんことを區長に建議す。 (四ノ三ノ一九號)
七、二五	區長北守政直函館區史編纂を河野常吉に囑託す。委員十一名を擧げ脱稿十四日印刷成り此日區役所より刊行す。 (原本)
七、二	中學校令、中學校令施行規則改正せらる。 (一ノ二七)
七、二七	公立小學校設立の目的により新川町(松林)保安林解除の告示あり。 (三ノ二ノ九三七號)
七、二九	小學校令及小學校令施行規則改正。(農業、商業の一科目を必修科目とすること) (一ノ八九)
八、八	函館圖書館主催ブレキストン渡來五十年。翌後二十年記念式を公立彌生尋常高等小學校に開催し式後東北大學教授八田三郎地學協會代表佐藤傳藏等の學術講演を行ふ。 (三ノ二ノ九三八號)
八、三	公立寶尋常高等小學校に於て第一回學生會を開く以降連年八月開催のことに決す。 (三ノ二ノ九三八號)
八、三〇	皇太子殿下の鶴駕を奉迎す。

四、三	公園にて区内公私立小學校兒童の体操遊戯台覽あらせらる。
四、三	應立函館中學校へ台臨遊ばさる。
四、三	公立新川尋常小學校新築起工す。
四、三	東宮殿下を奉送す。 (三ノ二〇三ノ四各號一ノ二六)
八、三九	函館慈惠院再度焼失す。 (二ノ七)
九、一五	高田屋嘉兵衛、最上徳内、近藤重藏等正五位を追贈せらる。
九、一七	大日本護國幼年會函館支部保護團公立實尋常高等小學校に於て發團式を舉ぐ。團長小熊幸一郎。 (三ノ二〇四三號)
九、	函館教育會行啓記念北海道聯合教育會(九月二十三日の會議にて常設と決せる)に加盟の件を議す。 (二ノ四九)
一〇、一	角田奇山、池田市太郎發起し大森町七番地に慈善學校を設立し貧窮兒童二十三名を收容し此日開校式を舉ぐ。 (三ノ二〇四四號)
一〇、三	小學校長會は校外兒童取締の爲め「函館區小學校兒童校外心得」を定め各校兒童に校



二操体覽台二

昭和十二年三月十三日津野製菓司全部檢閱

一〇、六	章を佩用せしむ。 (二ノ四九一三ノ二〇四四號)
一〇、〇	市町村立小學校長中より特に功勞ある者をして奏任官と同一の待遇となすことを得しむることとなる。 (二ノ八九)
	普通教育に關する御沙汰を給ふ。
二、	函館訓育院を龜田郡七飯村大字峠下村字長井川に設く。 (二ノ五)
三、三	應立函館師範學校敷地として民有地を買收し區有地を右地主に特賣し之を長官に寄附するの件を區會にて可決す。 (三ノ二〇九七號)
三、三	應立函館高等女學校長鈴木源二郎死去す。 (三ノ二〇九五九號)
四、一	高等小學校に於て手工科を廢し商業科を必修科目となし英語は商業科にて教授することとなる。 (二ノ四)
四、一	公立新川尋常小學校校舍未完成に付二週間臨時休校す。 (三ノ二〇六〇四號)
四、八	應立函館師範學校校地及び建築費の一部寄附の件認可せらる。 (三ノ二〇六〇四號)
四、	船場町二十五番地山口房次郎榮町三十八番地青木宗一等相謀り豊川町四十二番地に私立濟生學校を設け函館港内に碇泊する船舶の機關掃除に従事する青少年に普通教育を授け及び之が補習をなし兼て蒸汽機關に關する知識を與へんとす。修業年限一年。修身、國語、算術、機械。 (三ノ二〇六三號)
四、	私立訓育院を私立函館盲啞院と改稱す。 (二ノ七)

1912

四、	小熊獎學資金を函館教育會特別會計に移す。 函館教育會區立工業補習學校に於て九月二十五日迄手工科の長期講習會を開く。 (一ノ四九)
五、七	公立新川尋常小學校校舍竣工投業開始。(但戸内運動場無) (三ノ三)
六、三	北海道廳立函館師範學校設置の件認可せらる。函館區大字龜田村字田家。 (三ノ三〇)
六、六	露國ニコライエフスク市教育視察團來函し公立彌生尋常高等小學校、廳立函館高等女學校其他を視察し教育會主催曙町明石邸の茶會に出席す。 (三ノ二ノ九六三號)
七、六	函館區小學校兒童一万三千餘函館八幡宮に陛下の御平癒を祈り奉る。 (三ノ二各號)
七、三〇	明治天皇崩御遊ばされ遙拜式を行ひ休業謹慎す。廢廳五日間。 (三ノ二二ノ二四)
七、	「函館教育會雜誌」を「函館教育雜誌」と改題す。 (現本)
八、一〇	廳立函館師範學校校舍の建築に着手す。 (三ノ三〇)
八、三五	本道小學校に於て行啓記念日と定む。 (長官内訓六號)
八、三二	第一回天長節大喪中に付學式なし。 (三ノ二)

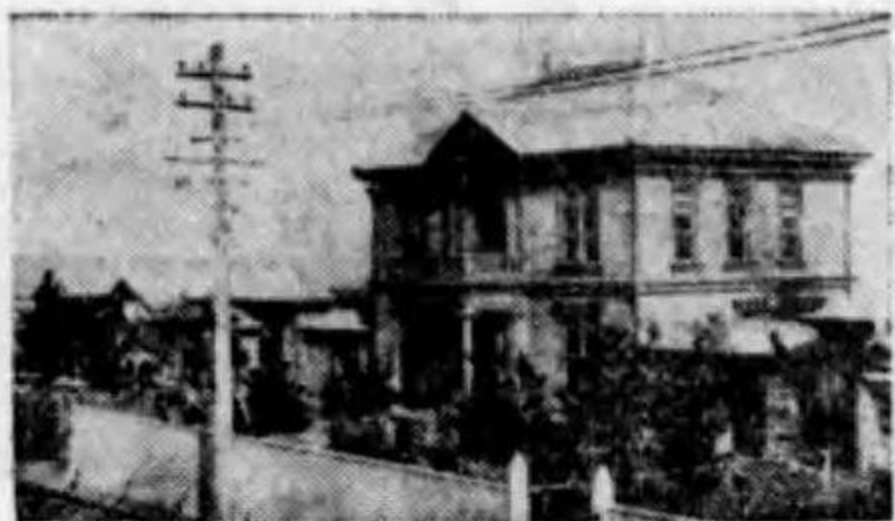


＝新川小學校＝

昭和十二年三月十三日津輕要務司全部檢閲済

1912

八、三	公立第二東川尋常小學校校地東川町七十九番地に指定認可。 (三ノ八)
九、一	本日より二週間小學校の授業を正午限りに短縮す。 (三ノ四)
九、三	御大葬遙拜式を舉行し十四日、十五日謹慎休業す。 (三ノ三各號)
一〇、一三	第二東川尋常小學校校舍建築認可。 (三ノ八)
一〇、一六	私立恵以尋常小學校廢校報告會を開き父兄保護者の諒解を求む。校主安田力、校長谷山祐寛。 (三ノ三ノ九七九號以下)
一〇、三〇	私立恵以尋常小學校廢校式を挙げ兒童を附近の公立四小學校に分割收容す。 (三ノ二ノ九七九以下)
一一、三〇	函館慈惠院新築落成式を舉行す。 (三ノ二ノ九三三號)
一一、三四	廳立函館師範學校上棟式を舉行す。 (三ノ二ノ九三三號)
一二、四	公立第二東川尋常小學校校舍建築起工す。 (三ノ八)
一二、三二	函館教育會主催乃木將軍夫妻追悼百ヶ日祭を公立實尋常小學校に於て開く。小學校代表參拜す。 (三ノ二ノ九六四號)
一、	文部省學校体操教授要目を發布す。 (一ノ八九)
二、二	諒闇中に付紀元節の拜賀式を行はず各學校共に生徒を召集して訓辭を與ふ。 (三ノ三)
二、二	公立實尋常高等小學校校長尾倉文部大臣より選獎せらる。 (一ノ六ノ二)



＝函館慈惠院＝

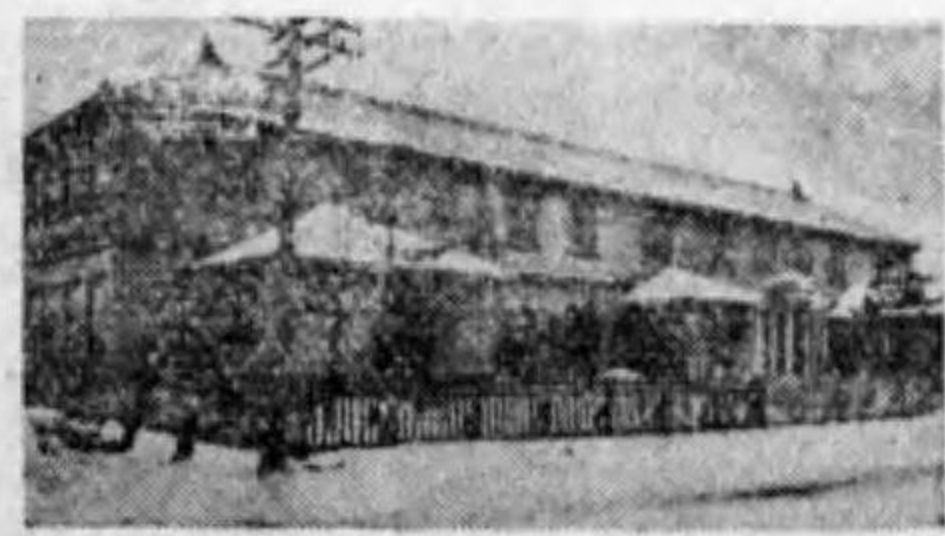
昭和十二年三月十三日津輕要務司全部檢閲済

1913

三、六	區長より教育會に諮問せる「小學校の停級兒童を優良ならしむる最適切なる方法如何」「父兄懇話會を最適切有効ならしむる方法如何」の答申案を決定す。 (三ノ二ノ九四三號)
三、末	卒業式の祝辭を遠慮し靜肅に舉行す。 (三ノ二)
四、一	公立寶尋常高等小學に高等科の兒童を收容す。(當時高等科の兒童を收容せるは彌生、若松の二校及び女兒のみの函館女子校なり) (三ノ七)
四、三	石川啄木第一回追悼會を函館圖書館に開く。 (三ノ二)
四、四	「函館教育雜誌」を「函館教育」と改題す。 (四ノ五ノ三二號)
五、四	若松町停車場附近より出火、七ヶ町千五百三十二戸を焼き、公立若松尋常高等小學校私立鶴岡尋常小學校を焼く。公立高砂尋常小學校を罹災者收容所に充つ。宮廷より御救恤金二千三百圓御下賜あらせらる。 (四ノ五ノ三八號)
五、五	公立若松尋常高等小學校は公立新川尋常小學校内に本部を置く。 (三ノ三)
五、五	招魂社祭日、本年は諒闇に付餘興一切を遠慮す。尙次年より道廳長官の認可を得五月十一日に變更することとなる。 (三ノ二ノ一〇〇六號)
五、五	公立若松尋常高等小學校及私立鶴岡尋常小學校一週間臨時休校の後新川、高砂、住吉函館工業補習學校及亀田學校を借入れ兒童を分割收容し授業を開始す。(三ノ二ノ二二三) 東雲町より出火二百七十七戸を焼く。公立高砂尋常小學校校舎の大部類焼し、彌生、函館女子、住吉及燒殘校舎に兒童を分割收容す。 (三ノ二ノ一〇〇三號)

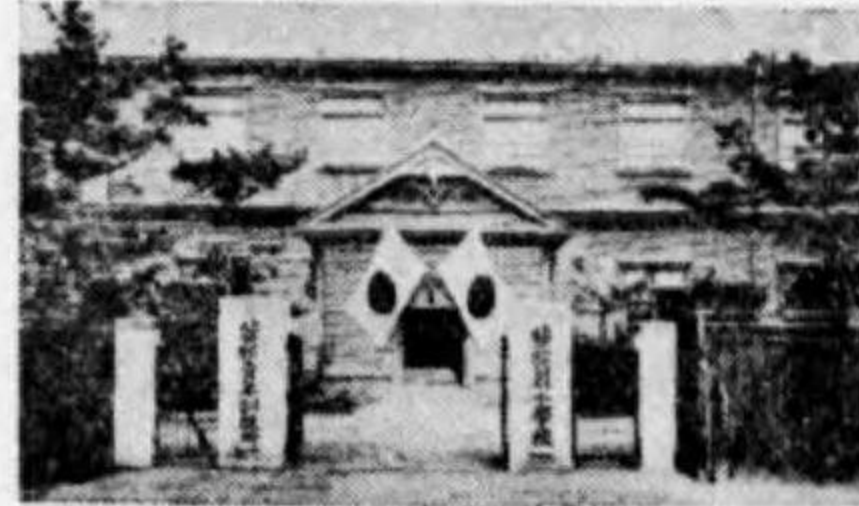
昭和十二年三月十三日津輕支那司全部檢閲済

六、四	宗像敏英公立第二東川尋常小學校長に任命せらる。 (二ノ八)
七、五	有栖宮威仁親王殿下薨去。 (三ノ二)
七、二	公立第二東川尋常小學校校舎完成受渡を了す。 (三ノ二ノ一〇〇六二號)
七、二	小學校令の一部改正せらる。(教育兵事産業慈善衛生の爲め校舎校地を使用せしむるを得る規定等を定む) (二ノ八九)
七、七	故有栖川宮殿下國葬に付休業の上謹慎す。 (三ノ二)
七、三〇	明治天皇御一年祭學式休業。 (三ノ二)
七、	私立大正高等裁縫女學校を船見町に創設す。三ヶ年制、大石トク。 (二ノ六)
八、三	天長節を一般休日とし十月三十一日を天長節祝日と定めらる。 (三ノ三)
九、一	私立鶴岡尋常小學校高砂町十八番地舊校地に新築移轉授業を開始す。 (四ノ五ノ二八號)
九、二	公立第二東川尋常小學校七月二十八日公立東川尋常小學校より六百七十六名、公立寶尋常高等小學校より六百五十一名計千三百二十七名の兒童を收容して此日開校式を舉ぐ。 (四ノ四ノ一七號 三ノ二)
九、三	函館教育會主催乃木大將夫妻一年祭を公園にて舉行し各學校兒



第二東川小學校

九、三九	童參列す。 元町五十三番地舊遺愛女學校跡へ新に私立遺愛幼稚園を設置し献堂式を學ぐ。 (三ノ二二一〇三號)
一〇、三三	私立大谷女學校開校二十五周年記念祝賀會を開く。 第一回天長節に付奉祝の爲め小學生旗行列、中等學生提灯行列を催す。 (四ノ四ノ一九七號)
二、三三	公立若松尋常高等小學校校舍竣工し二十五日落成式を學ぐ。 (三ノ三三二二一四)
二、三三	私立東洋裁縫女學校東雲町二百四十二番地に開校す。校長小幡ミツ、三年制。 (三ノ西三ノ二〇八七號)
二、三六	五稜郭、公園となる。(築城本部より區に對して使用を許可せらる) (三ノ三二)
三、三四	乃木會創立總會を公會堂に開き役員を決定す。 (四ノ四ノ一六號)
三、三六	廳立函館師範學校始めて第一部一學年男子公費八十名を募集す。 (三ノ二ノ一〇三三號)



二校學小松若三



二園稚幼愛遺

昭和十二年三月十三日津輕愛器司全部檢閱済

一、三三	函館教育會主催教育關係者懇親會を公會堂に開催し二百餘名出席す。(三ノ二ノ一〇三七號)
二、三三	廳立函館師範學校校長として愛知縣立第一師範學校教諭和田喜八郎任命せらる。 (三ノ二二一〇三六號)
二、二二	公立第二東川尋常小學校火防の必要より裏手の土地を買收す。 (三ノ八)
三、三三	私立函館圖書館事業獎勵の爲め北海道廳長官より金百圓交付せらる。 (岡田氏談)
三、三五	實業教育費國庫補助法發布せらる。 (四ノ八ノ二ノ一四)
三、三六	地方學事通則達せらる。 (一ノ二七)
四、一	私立遺愛女學校豫備科を廢し本科を五ヶ年とす。 (三ノ三六)
四、一	廳立函館師範學校校舍建築工事竣工す。 (三ノ三〇)
四、八	蓬萊町より出火六ヶ町七百七十一戸を焼き公立住吉尋常小學校公立函館工業補習學校、私立盲啞院等類焼す。公立函館工業補習學校は公立寶尋常高等小學校に、公立住吉尋常小學校は公立第二東川尋常小學校に本部を置く。 (三ノ二各號)
四、九	廳立函館師範學校入學式を舉行す。第一部一學年二學級。 (三ノ二ノ一〇三二號)
四、一〇	全校授業を開始す。 (三ノ三〇)



和喜田八郎

廳立函館師範學校校長として愛知縣立第一師範學校教諭和田喜八郎任命せらる。
公立第二東川尋常小學校火防の必要より裏手の土地を買收す。
(三ノ八)



=校學範師館函立廳=

四、二
四、三
四、三
五、二
五、四
六、三
七、九
七、六
七、七
七、三〇
八、一七
八、三三

后太皇陛下崩御に付休業謹慎す。(三ノ三)
 公立住吉尋常小學校児童を彌生、函館女子、實の各小學校に分割收容し授業を開始す。(三ノ三)
 公立函館工業補習學校は公立實尋常高等小學校に於て授業を始む。
 私立北海裁縫女學校會所町三十三番地に移轉開校す。(三ノ六)
 招魂社官祭本年より此日となる。(大正二年七月九日認可)
 御大葬遙拜式を舉行し三日間休業謹慎す。(三ノ二)
 五稜郭開放せらる。(三ノ二)
 公立高砂尋常小學校校舍新築完成す、校地九百四十六坪、十八學級。(三ノ二)
 埃塞國國交斷絶す。(三ノ二)
 公立高砂尋常小學校落成式を舉行す。(三ノ二一〇三二六號)
 露獨、佛獨の間國交斷絶歐洲の大戦亂となる。(三ノ二)
 公立實尋常高等小學校に於て大日本護國幼年會函館支部保護團總會を開き護國幼年會函館支部は獨立し函館護國幼年會と改稱する決議をなす、小熊幸一郎團長に選舉せらる。(三ノ二一〇四五〇號)
 對獨宣戰煥發せらる。(一ノ九七)



= 校學小砂高 =



= 校學女縫裁海北 =

昭和十二年三月十三日津輕警察司全部檢閲済

九、二
九、一五
九、三
一〇、一〇
一〇、一七
一〇、二七
一一、二
一一、七
一一、八
一一、九
一二、一
一二、二

教育會主催乃木將軍夫妻三年祭を招魂社にて催す。
 高田屋嘉兵衛贈位報告追弔祭を實小學校に於て舉行す。高田屋嘉兵衛銅像建設期成同盟會を起す。(三ノ二一〇四五號)
 大沼訓育院開院式を舉行す。(三ノ二一〇四八五號)
 函館盲啞院再築落成。汐見町三十一番地。創業二十周年記念式を舉行す。(三ノ二一〇五三號)
 教育會員桔梗野宮崎別荘に到り懇親會を開く。(三ノ二)
 公立住吉尋常小學校新築校舍落成す。(三ノ二五)
 公立住吉尋常小學校新築落成式を舉行す。(三ノ二一〇五三號)
 公立函館工業補習學校公立住吉尋常小學校の新校舍へ移轉す。(三ノ四一)
 廳立函館中學校創立二十周年記念式を舉行す。(三ノ三三)
 祝青島陷落旗行列提灯行列を行ふ。(三ノ二)
 鱒淵町二番地より出火し六百七十三戸を焼く。公立幸尋常小學校罹災を免る。(三ノ二)
 公立住吉尋常小學校、公立高砂尋常小學校新築落成式を舉行す。(三ノ二一〇五三號)



= 校學小吉住 =



= 院啞盲館函 =

(三ノ二一〇四八五號)

昭和十二年三月十三日津輕警察司全部檢閲済

一、一	大喪中に付拜賀式を舉行せず。	(三ノ二)
二、二	公立寶尋常高等小學校校長長尾含退職す。	(三ノ二)
二、二	紀元節學式せず訓辭のみ。	(三ノ二)
二、	函館區小學校教員有志相集りコバルト會を創設し後に函館圖書教育研究會と改稱す當地に於ける私設教科研究團體の嚆矢なり。會長宮森正三郎、幹事長下河原清。	(全會資料)
四、二	昭憲皇太后御一周年祭に當り各學校共學式の上御懿徳に關する訓話をなす。	(三ノ二)
四、二	公立住吉尋常小學校御即位記念として校章を制定す。	(三ノ三)
六、三	應立函館師範學校開校式を舉行す。	(三ノ二ノ一〇三〇號)
七、〇	明治天皇御三周年祭に付各學校共御影を拜し御遺徳に關する訓話をなす。	(三ノ二)




尾長含

大正(乙卯)
二五七五

八、五	函館商業會議所主催木工傳習會此日終了し證書授與式を舉行す卒業生二十二名。	(三ノ二)
九、四	公立新川尋常小學校校体操場竣工受渡を了す。	(一ノ四)
九、三	柏野乃木神社用地にて乃木大將夫妻の三周年祭を行ふ。	(三ノ二)
九、八	北海道獸醫會函館支部創設す。	(三ノ三)
九、三	公立新川尋常小學校校舍完成祝賀式を舉行す。	(三ノ三)
九、	文部、内務兩大臣青年團に關し訓令す。	(一ノ六)
一〇、七	彌生、函館女子、住吉、實、東川、若松、亀田の各公立學校に對し御眞影を下賜せらる。	(三ノ二)
一〇、〇	函館圖書館書庫定礎式を行ふ。東宮殿下行啓の際相馬哲平翁特別拜謁の恩命に感激し記念の爲め建築す。	(三ノ二)
一一、〇	御即位の大禮を行はせらる。(大嘗祭、大饗第一日全休他の五日間半休とす)各學校奉祝旗行列をなす。	(三ノ二其他)
一一、〇	御大典記念事業として全函館學童贖金の上招魂社及谷地頭運動場に櫻苗其他を補植す。	(二ノ四)
一二、〇	函館商船學校創設者故小林重吉從五位を追贈せらる。	(官報)
一二、〇	教育振興に關する御沙汰書を賜ふ。	(一ノ八)

(丙辰) 大正五
三五七

二、九	小學校尋常科授業料金二十錢高等科金壹圓徵集の件認可せらる。 (三ノ二〇二號)
四、〇	函館商船學校創立者小林重吉贈位報告祭を行ふ。 (三ノ二)
六、三	古川古松軒百年祭を高龍寺に於て執行す。 (三ノ二)
七、七	乃木會柏野用地に乃木神社本殿を建設することに決す。 (三ノ二)
七、四	 開業五十年記念郷土報恩の爲め亀田村字千代ヶ岱五十三番の二、土地一千四百四坪七、及び六學級の校舍建築費一万圓(但し其設計は區に一任)を渡邊熊四郎(二代目)より寄附の件區會にて採納に決す。 (三ノ二)
七、五	函館游泳協會を設立す。應立函館師範學校長和田喜八郎會長となり七月三十一日より八月六日迄七重濱に於て一週間各種泳法を教授す。師範山崎光雄、古澤住伊、監督藤生三郎二。 (三ノ二二二號)
八、二	旭町二百四十番地より出火千七百六十三戸を焼く。私立吉祥尋常小學校類焼す。兩陛下より大火に對し御救恤金として金二千七百圓御下賜。罹災者を東川、高砂兩校に收容す。 (三ノ三)
八、三	工場法施行令發布。
八、五	私立吉祥尋常小學校廢校に決したるを以て學務委員會を開き兒童を區立小學校に分割收容の件を議す。 (一ノ四六)
九、一	柏野乃木神社上棟式を行ふ。 (三ノ二)

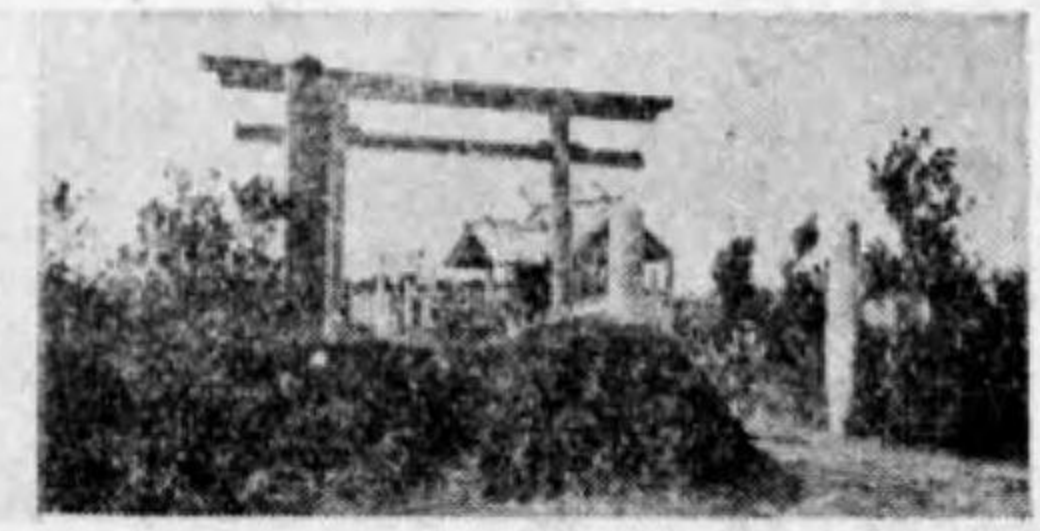


= 校學女祥吉 =

昭和十二年三月十三日津輕警察司全部檢閲済

昭和十二年三月十三日津輕警察司全部檢閲済

九、三	柏野乃木神社に於て乃木祭を行ふ。 (三ノ一)
九、五	渡邊熊四郎寄附の小學校十一日付を以て位置を指定せられ此日建築認可の指令あり地名に因み千代ヶ岱尋常小學校と命名することに決す。 (三ノ二)
一〇、七	教育會主催教育關係者懇親會を湯川千人風呂に開く。 (三ノ二)
一〇、一〇	函館區公立亀田尋常高等小學校を應立函館師範學校附屬小學校に代用するの件は學務委員會に於て條件を附して其の要求に應ずることとなる。 (三ノ二)
一〇、三	私立双葉裁縫女學校西川町八十九番地に開設校主校長内海十三郎。 (三ノ二)
一一、三	立太子禮奉祝賀式を行ひ小學校生旗行列を催す。 (三ノ二)
一二、三〇	小學校教科目教授の程度及教授時數に關する規程其他を定めらる。日より施行のこと。 (大正六年四月一) (一ノ六六)
一二、三〇	澁谷金次郎函館區長となる。 (一ノ五四)
一三、六	應立中學校學則を改正す。(授業時數並に武道正課に關する改正) (一ノ六八)
一三、七	奏任待遇を受くべき市町村立小學校長の定數を増加す。 (一ノ八九)
一三、七	彌生、函館女子、住吉、實、東川、若松、亀田の七公立小學校に對し皇后陛下の御眞



= 社神木乃 =

一、	公立學校職員制發布。 (三ノ二ノ二三八號)
三、三八	公立千代ヶ岱尋常小學校長櫻田義英外職員任命せらる。 (四ノ九ノ一九四)
四、一	函館區公立龜田尋常小學校及龜田郡公立龜田尋常高等小學校を 廳立函館師範學校附屬小學校の代用校となす。 (三ノ三〇)
四、一	遺愛女學校專門學校入學資格を認定せらる。 (三ノ三六)
四、二	公立千代ヶ岱尋常小學校七日迄臨時休校九日より始業す。 (三ノ二ノ二三七號)
四、二	昭憲皇太后御三年祭舉行に付學式す。 (三ノ二)
四、三	函館教育會總會に於て、教員住宅料給與方に關する建議案を可決す。 (一ノ四九〇三ノ三)
四、三	小熊幸一郎育英資金十萬圓を教育會へ寄附の旨申出づ。 (三ノ二)
四、三	函館區公立第一尋常夜學校(第二東川尋常小學校内) 函館區公立第二尋常夜學校(新 川尋常小學校内)を設置す。 (三ノ二ノ四ノ四ノ二〇八號)
四、三	函館區小學校教員互助會社團法人に組織を變更するの件四月四日認可せられ此日登記 を完了す。理事島貫政治、工藤虎五郎。 (一ノ二五〇四ノ四ノ二〇八號)



= 校學小屬附二第 =

昭和十二年三月十三日津輕警察司全部檢閲済

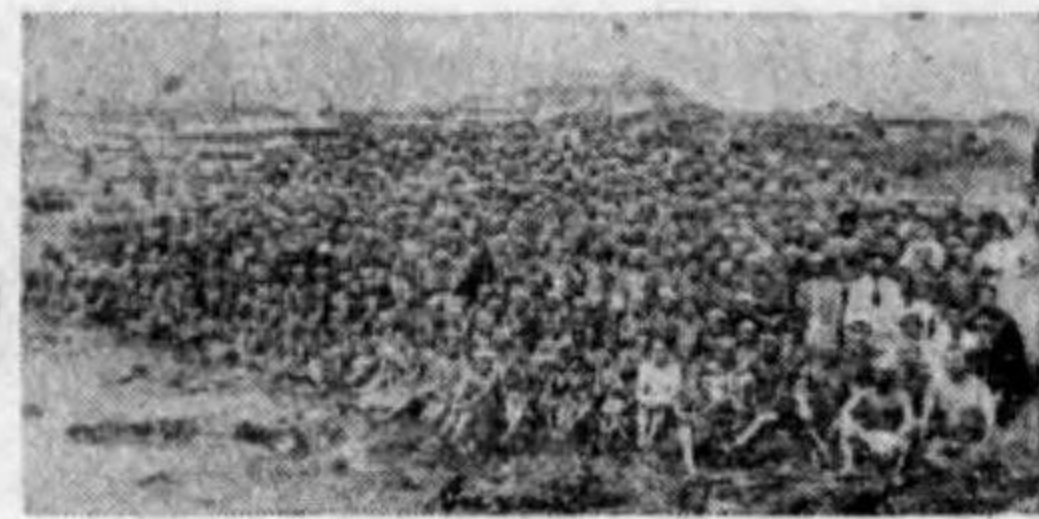
四、三九	函館教育會總會の決議により通俗教育、体育、調査の三部を設 け委員を囑托す。 (三ノ二ノ二四二號)
五、一九	渡邊熊四郎(三代目)社團法人函館區小學校教員互助會基本金 として金壹千圓を寄附す。 (一ノ二五)
六、六	函館慈惠院臨時總會に於て附屬大森小學校を大森町字高森三番 地に開設し部落内貧窮兒童に義務教育を授けんとす。 (三ノ二ノ二四二號)
六、三〇	 <p>私立函館盲啞院長篠崎清治多年精勵の結果身 心共に衰憊し此日午前六時五分三十七才にし て職に殉ず。二十二日メソヂスト教會にて院 葬を以て葬る。 (三ノ二)</p>
六、三五	白國兒童救濟義捐金一千七十八圓十六錢を區内の學童贖出す。 (三ノ二)
六、三八	千代ヶ岱尋常小學校校舍受渡を了す。 (三ノ二ノ二四六號)
六、三〇	「函館慈惠院附屬大森小學校」設立認可せらる尋常小學の課程による修業年限五ヶ年の 特殊小學校なり校長石澤末次郎。高森三番地に從來より在りし私立赤心學院を其儘繼 承す。兒童に教科書及學用品を給與又は貸與し授業料は徴收せず。 (三ノ二ノ二四七號一ノ七)



= 校學小岱ヶ代千 =

昭和十二年三月十三日津輕警察司全部檢閲済

七、七	此日より八月五日迄晴天十日間七重濱人造肥料株式會社前濱に於て第一回水泳會を舉行す。主催函館教育會。体育部長吉田守一爾來連年之を施設す。 (三ノ二)
七、三〇	公立彌生尋常高等小學校卒業生有志相謀り全校校庭に明治九年御巡幸行在所跡の記念碑を建設し除幕式を舉行す。 (三ノ四〇三ノ三)
八、七	此月より函館區在職小學校教員に對し「教員住宅料支給規程」を施行す。月俸三十圓以下の者に限り最高三圓二十錢最低二圓五十錢。 (三ノ三)
八、二〇	衛生展覽會を公立寶小學校に開く。函館圖書教育研究會全所に二室を借り受け學童の圖書成績品を陳列す。 (三ノ二五〇三號)
八、二四	函館區内學校醫其他發起し函館檜山後志の三支廳及函館區所在の學校醫による「渡島、後志聯合校醫會」を區役所に開催す。 (三ノ三)
八、	 函館教育會小熊幸一郎申出の寄附金を採納し小熊育英資金管理及取扱規定を定む。 (三ノ二二一ノ四九)
九、一	小熊育英資金による事業開始。 (三ノ二二五六號)



= 第一回水泳會 =



= 明治九年御巡幸行在之地記念碑 =

昭和十二年三月十三日津野製藥司全部檢閱

九、四	公立函館商船學校新校章を制定す。 (三ノ二)
九、二	公立東川尋常高等小學校改築の爲め敷地變更並に改築費繼續支出の件を區會にて決議す。 (三ノ二二五六號)
一〇、九	公立函館女子高等小學校に於て全區小學校女教員會議を開く。函館教育會主催、會長三坂亥吉議長たり。 (三ノ二)
一〇、九	公立幸、第二東川、高砂、新川の各尋常小學校御眞影の拜戴式を舉ぐ。 (三ノ二)
二、三	公立千代ヶ岱尋常小學校開校式を舉ぐ。 (三ノ二二五三號)
二、三	函館教育會授業料全廢の件を評議員會に計りて可決し、區長澁谷金次郎に建議す。 (三ノ二二五三號)
一、三〇	公立彌生尋常高等小學校校庭に建設せられたる、明治九年御巡幸行在所跡記念碑は區會の承認を経て函館區に引繼ぐ。 (三ノ四)
二、九	公立函館師範學校附屬小學校に於て第一回公開(研究)授業を行ふ。 (三ノ二)
二、二	私立函館圖書館創立十周年記念展覽會並に講演會を公會堂に開く。 (三ノ二)
二、三	函館教育會總會に於て札幌區に常設せられんとする社團法人北海道聯合教育會に加盟の件を否決す。 (三ノ二二六三號)
二、三	當區小學校長會、本道五區小學校長會に加入の件を可決す。 (三ノ二二六五號)
二、三	第一回本道五區小學校長會を札幌に開く、當區小學校長會より二名を派出す。

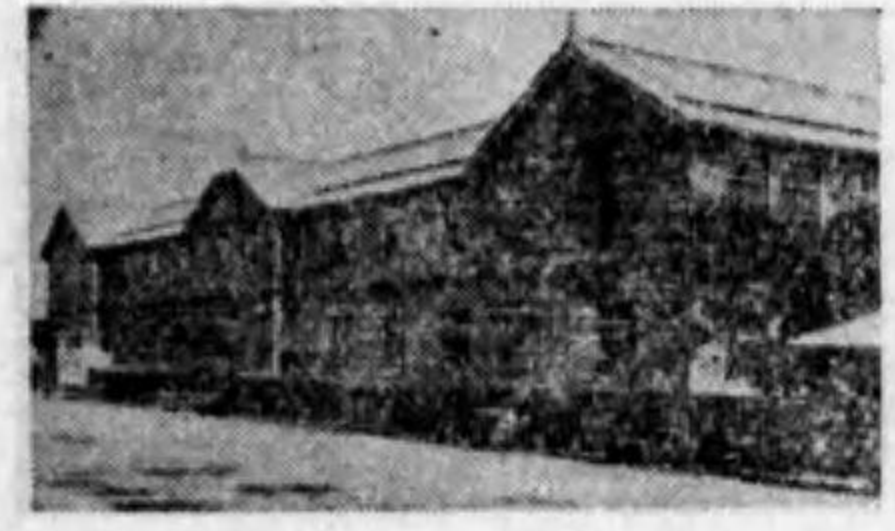
大正七
三五七

1918

三、五	函館教育會、小熊育英資金管理及取扱規程に依り始めて教育功勞者十六名を表彰す。 (三ノ二)	(三ノ二七三號)
三、二	函館區視學職務規定長官の許可する所となる。 (三ノ二)	(三ノ二七三號)
三、三六	公立東川尋常高等小學校改築工事に着手す。 (三ノ二)	(三ノ二)
三、三六	法律第十八號により市町村義務教育費國庫負擔法を施行せらる。 (三ノ二)	(三ノ二)
三、三六	廳立函館師範學校第一回卒業生六十八名を出す。 (三ノ二)	(三ノ二)
三、	廳立函館商業學校學則を改正す。 (三ノ二)	(三ノ二二ノ三)
四、一	大正六年八月達教員住宅料支給規程を廢し新に函館區小學校教員住宅支給規定を實施す。訓導兼校長月額五圓、訓導三圓、准教員、代用教員各二圓。 (三ノ二)	(三ノ二二六六號)
四、八	文部省訓令市町村義務教育費國庫負擔法制定の趣旨を達せらる。 (三ノ二)	(三ノ二)
四、二	招魂社に於て函館戰爭官軍戰死者五十年祭を舉行す。 (三ノ二)	(三ノ二)
四、二七	最初の區視學として湯本倉之助を任用す。 (三ノ二)	(三ノ二)
五、一	小學校教員俸給令改正。 (三ノ二)	(三ノ二)
八、一	開道五十年記念博覽會函館區協賛會は五稜郭内に曆史館を施設し和田喜八郎主として其任に當る。九月十五日迄開催す。 (三ノ二)	(三ノ二)

昭和十二年三月十三日津輕支庁司令部檢閲

八、五	函館商業會議所主催木工傳習所公立函館工業補習學校内に開く。九月十九日迄。 (三ノ二)	(三ノ二)
八、二	函館圖書館主催史料展覽會を開く。 (三ノ二)	(三ノ二)
八、一五	國幣中社函館八幡宮竣工式を舉ぐ。 (三ノ二)	(三ノ二)
八、一七	米價暴騰に付區役所及び高砂、住吉、幸、實の各公立小學校に於て内外米の廉賣をなす。 (三ノ二)	(三ノ二)
八、一八	閉院宮三殿下御來函奉迎。 (三ノ二)	(三ノ二)
八、一八	閉院宮三殿下御退道奉送。 (三ノ二)	(三ノ二)
八、	全區教員に旅費を補給し札幌に於ける開道五十年記念博覽會を見學せしむ。 (三ノ二)	(三ノ二)
九、三四 三五	暴風の爲め公立住吉尋常小學校東側校舍倒壊、私立大谷女學校新築校舍全潰其他各校に被害多く、公立學校復舊費として區費約五萬圓を支出す。 (三ノ二二二ノ三五)	(三ノ二)
一〇、一	教員給與規定改正。(諸給與に關する規定第三十五條に第四項として「時局の影響する間教員に臨時の手當を給することを得」の一項を追加す) (三ノ二)	(三ノ二)
一〇、八	公立東川尋常高等小學校校舍竣工受渡を了し十日移轉す。 (三ノ二)	(三ノ二)



= 校學小川東 =

一〇、四	公立東川尋常高等小學校改築落成し授業を開始す。 (三ノ三)
二、七	流行性感冒(スバニツシユ、インフルエンザ)猖獗し附屬代用 龜田小學校を始め住吉、新川其他續々一部又は全部十二月中旬 に亘り臨時休業をなす。 (三ノ三)
二、一〇	寺井四郎兵衛新川町千代見園内に新築せる彰善館及時習寮等の 工事落成せるに付開館式を舉行す。 (一ノ二五 三ノ三)
二、二	諸式昂騰に付小學校教員月俸の一割に相當する臨時手當を十月 十六日に遡りて支給す。 (三ノ二九 二九七號)
二、七	函館區公立彌生、函館女子、住吉、實、東川、高砂、千代ヶ岱 の各小學校兒童保護會聯合し二部教授廢止に關する建言書を區 長澁谷金次郎に提出す。 (三ノ三)
二、三	休戰祝賀式を舉行す。 (三ノ三)
一、三五	私立東洋裁縫女學校校名改稱學則變更の件(函館女子職業學校と改む)認可せらる。 (二ノ五 三ノ二)
二、六	小學校令一部改正。 (三ノ三)
二、二	教育會公會堂に於て憲法發布三十周年記念講演會を開く。 (三ノ三)
三、	私立東洋裁縫女學校松風町一番地に校舎を新築移轉し私立函館女子職業學校と改稱す (三ノ三)



= (園見代千) = 館書圖 = 館善彰 = 寮習時 =

1919

昭和十二年三月十三日建設省認可令部檢附票

三、五	本科速成科、研究科を設く。 (三ノ五 三ノ三)
三、六	函館教育會當區内に高等工業學校を設置せられむことを文部大臣に建議す。 (三ノ三)
三、三九	壽町二十一番地に通信生養成所を設け開所す。 (三ノ三)
三、	小學校令施行規則中の一部改正せらる。 (三ノ三)
四、一	中學校令施行規則改正の結果九年度より小學校尋常五年修業を以て中等學校に受験し 得ることとなる。 (三ノ三)
四、三〇	公立函館師範學校本科第二部一學級を置く。 (三ノ三)
四、	公立松風尋常高等小學校新築認可せらる。 (三ノ三)
四、	高等學校規程改正せられ中學四年修了者は受験し得ることとなる。 (三ノ三)
五、七	東宮御成年式奉祝。小學生旗行列をなす。 (三ノ三)
六、六	公立函館師範學校に於て始めて小學教育研究會を開く。 (三ノ三)
七、一	平和克復祝賀式を舉行し小學生は旗行列、中等學生は提灯行列を行ふ。 (三ノ三)
七、六	區町村立小學校教員代用教員並に幼稚園保姆の俸給旅費其他の諸給與に關する規則の 一部を改正せられ當區に於ける從來一割の臨時手當を五割に増額せらるることとなる。 (三ノ三)
八、六	公立住吉尋常小學校四教室増築工事竣工引渡を了す。 (三ノ二 三ノ三五)

八、千代見園兒童圖書館主催、函館區圖書教育研究會後援、區内小學校兒童圖書成績品展覽會を同所に開催す。當區に於ける自由畫の傾向始めて著る。(三ノ三)

九、七 大洋俱樂部主催第一回小學校兒童野球大會を谷地頭運動場に開き住吉尋常小學校優勝す爾後年を追ひ盛大に趨く。(三ノ二ノ二三七號)

九、三〇 黒金泰義函館區長となる。(一ノ西)

二、三、七 函館教育會廳立高等女學校に於て第一回通俗婦人講演會を開催す。(三ノ二ノ二三三號)

大正(庚甲)九

一、三 大戦克復の大詔煥發せらる。(三ノ二)

一、四 始めて區内中小學校長聯合し會議を區役所に開き(三ノ二ノ二三六號)規約三條を協定す。(三ノ二ノ二四三〇號)

一、三 函館教育會長三坂亥吉死去す。(三ノ二)

二、四 廳立學校授業料額告示せらる。中學校三圓五十錢、高等女學校三圓、商業學校三圓、商船學校二圓五十錢、附屬小學校尋常科二十錢、同高等科六十錢。(三ノ二)

三、六 廳令第二十五號を以て小學校教科目教授の程度及教授時數に關する規定を改正せらる。(三ノ二ノ二四三〇號)

三、三 文相中橋徳五郎來函し中小學校長を公會堂に召集し訓示す。(三ノ二)

三、三 渡邊熊四郎(三代目)二學年以上の二部教授撤廢を條件とし(三ノ二)

三、五 公立千代ヶ岱尋常小學校増築費六萬圓及び敷地畑千百



渡邊熊四郎(三代目) 公立千代ヶ岱尋常小學校増築費六萬圓及び敷地畑千百

1920

昭和十二年三月十三日津輕支庁司令部檢閲済

四、一 卅四坪五勺寄附の申込あり此日寄附採納願の件を區會に於て可決す。(三ノ二ノ二四三六號)

四、一 公立函館工業補習學校に於て本學年より新に土木科を設置す。(三ノ二ノ二四四三號)

四、八 廳立函館高等女學校に於て第一學年生百五十名の入學を許す爾後三學級宛募集す。(三ノ三)

四、 齋藤與一郎函館教育會會長に就任す。(一ノ四九)

五、三 公立若松尋常高等小學校の増築落成す全部二階建となる。(三ノ二ノ二四一四)

六、三 公立松風尋常高等小學校竣工引渡を了す。(三ノ二)

六、三 尼港殉難追悼會を公園に開催し區内學校生徒、兒童、職員參拜す。(三ノ二)

六、三 新川町二百九十五番地に建築中の公立工業補習學校校舍並に附屬實習工場落成に付引渡を了す。(三ノ二)

八、一 小學校教員其他の俸級令改正。(三ノ二)

八、六 東京理科教育研究會第五回地方講演並に研究會を彌生尋常高等小學校に開催地授業並に講演あり。(三ノ四ノ三ノ三五七號)

八、二 函館圖書館に於て洋畫講習會を開催す會期三週間。講師鈴木巖。(三ノ二)

九、一 公立住吉尋常小學校の一部にて授業し居たる公立函館工業補習



工業補習學校

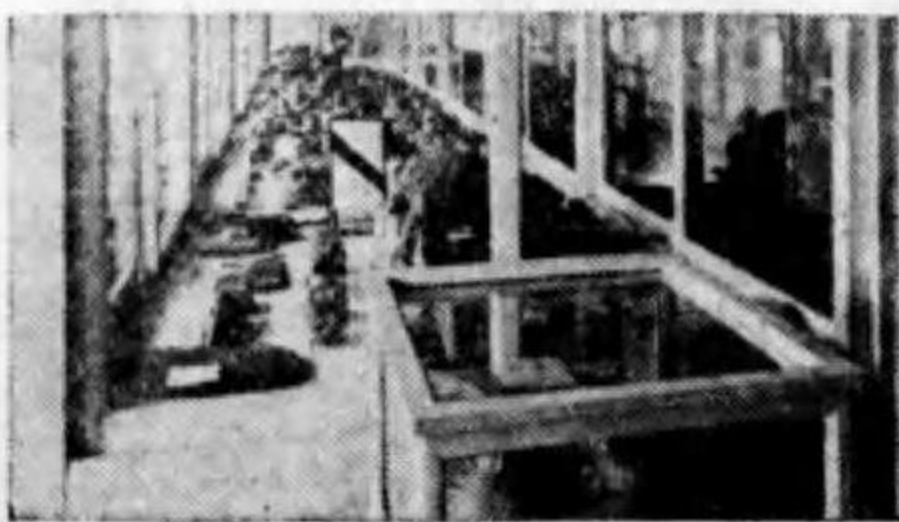
九、一	學校新川町の新校舎に移轉授業をなす。 廳令第百二十九號を以て達せられたる小學校教員其他の俸給令改正此日より實施せらる。 (三ノ二〇二ノ四)
九、一	公立松風尋常高等小學校校舎新川町九十八番地に竣工し開校す。 校長佐々木完太郎。 (三ノ三三三ノ三)
一〇、七	二日間公會堂に於て第四回六區小學校校長會議を開催す。 (三ノ二二六四號)
一〇、九	公立函館工業補習學校落成式第一回卒業式並に第十四回修了證書授與式を舉行す。 (三ノ二二六三號)
一〇、九	公立函館師範學校附屬小學校に於て第二回北海道教育研究會を開く。 (三ノ二)
一〇、三	三日間廳立札幌師範學校附屬小學校に於て第一回本道女教員研究大會を開催す當區より二名出席す。 (三ノ二)
一〇、三	世界大戰後に於ける世界地理を函館教諭松丸乙近區内小學校を巡回講演す。 (三ノ二)
一〇、三	公立千代ヶ岱尋常小學校、校地一千百三十四坪五を擴張し、八教室を増築す。三代目渡邊熊四郎の寄附に依る。 (三ノ二二二ノ二七)
一〇、三	教育勅語御下賜三十周年記念日に付各校共に學式休業す。 (三ノ二)



= 校學小風松 =

昭和十二年三月十三日津輕警察司本部檢閲

二、一	明治神宮鎮座祭に付各學校共に遙拜休業す。
二、三	東宮殿下高輪御所に於て全國青年團代表に對し令旨を賜ふ。 (三ノ二)
三、	トラピスト修道院長岡田普理衛蒐集の標本二千餘點を教育會に寄贈す。依つて之を圖書館地學室に陳列す。代償として市内有志の贖金を募り金壹萬五千圓を同院に寄附す。 (二ノ四九)
一、三〇	公立松風尋常高等小學校開校式を舉行す。 (三ノ二二七九號 二ノ三)



= 室列陳本標内館書圖館函 =

昭和十二年三月十三日津輕警察司本部檢閲

1921

二、一	區會に於て教育費より小學校教員住宅料の全部を削除し十年度より支給せざることに決す。 (三ノ二二三四號)
三、三	東宮殿下歐洲に御發程各學校共に御旅程御安泰を祈願す。 (二ノ二七二ノ四)
三、三	函館區公立函館工業學校設立認可。(尋常科卒業生を收容し機械、建築、應用化學、土木の四科を置く) (三ノ二二二ノ四)
四、一	一年現役兵は本年三月師範學校二部卒業生より始めて入營す。 (三ノ二)
四、一	大正十年度の授業料尋常科一人一ヶ月二十錢、高等科一圓と定む。 (三ノ二)
四、一	文部大臣の認可を得、公立函館工業學校學則を定め此日より實施す。 (三ノ二)
四、一	公立千代ヶ岱尋常小學校に高等科を併置し公立千代ヶ岱尋常高等小學校と改稱す。

大正九一同一〇

四、一	應立函館師範學校附屬小學校に高等科第三學年一學級を特設す。 職業紹介法により市立職業紹介所を西川町公設市場内に設置し少年職業紹介をも分掌す。所長大石三平。 (三ノ二七)
四、二	公立函館工業補習學校、改正實業學校規定に基き學則の大改正をなす。 (三ノ四二)
四、三	東川町百九十八番地新藏前より出火し二千四十一戸を焼失す。應立函館商業學校、同寄宿舎、私立大谷女學校、私立聖保祿女學校、私立高桑裁縫館、私立北海裁縫女學校類焼す。實、住吉、函館女子、第二東川の各小學校は罹災者の收容所に充てられ十六日迄臨時休校す。 (三ノ二六)
四、四	私立大谷女學校は東本願寺内に假教室を設置す。 (三ノ二五)
四、五	公立函館工業學校新川町の新校舎に於て一學年生七十五名、二學年生二十五名の入學式を舉行す。 (三ノ二四)
四、六	公立函館工業補習學校新校舎にて授業を開始す。 (三ノ二三)
四、七	應立函館商業學校、本部を船見町應立函館商船學校内に置き本科生を同校に、豫科生を公立彌生尋常高等小學校に收容す。 (三ノ二二)
四、八	函館教育會長齋藤與一郎より道廳長官に對し「應立函館商業學校を倍大擴張に關する建議」をなす。 (三ノ二一)

昭和十二年三月十三日津野電報司令部檢閱簿

四、九	函館商業會議所會頭齋藤又右衛門より「應立函館商業學校校舎擴張に關する陳情書」を道廳長官に提出す。 (三ノ二〇)
五、一	渡邊熊四郎(三代目)龜田村千代ヶ岱五十三ノ二十二、畑地貳千六百九十壹坪貳合貳勺五を私立函館大谷女學校敷地として寄附す。 (三ノ一九)
六、一〇	時の記念日を舉行し各學校にて訓話す。 (三ノ一八)
六、二	函館教育會第一回兒童安全デーを舉行す。 (三ノ一七)
七、三	應立函館商業學校函館區龜田村に位置變更の件認可せらる。 (三ノ一六)
七、七	西岡實太函館區長となる。 (二ノ一五)
七、一〇	勅令第三百三十六號を以て圖書館令改正さる。同時に公立圖書館職員令發布せらる。 (二ノ一四)
七、	函館健兒團を創設す天神町百二十七番地。 (二ノ一三)
八、一	函館教育會第一回林間學校を湯川村渡邊孝平邸に開く。爾後連年之を繼續す。 (三ノ一三)
八、一	公立巴尋常小學校區内海岸町六十九番地に設立認可せらる。 (三ノ一二)
八、一〇	函館學生會創立十周年祝賀會を開催す。 (三ノ一一)



= 校學間林回一第 =

九、三
九、四
九、五
九、三
九、三
一〇、五
二、一
二、一
二、一
二、三
二、一
二、三、一
二、三、六

東宮御歸朝奉祝。

元寶小學校長長尾舎の胸像を同校出身者有志玄關脇校庭に建て除幕式を行ふ。

公立高砂尋常小學校校舍増築二階教室五、職員室擴張落成引渡を了す。

函館慈恵院附屬大森小學校改築落成式を舉行す。

應立函館商業學校校舍十七萬九千圓にて瀨崎初三郎に落札、龜田村五稜郭一萬坪の敷地に建築に着手す。

公立松風尋常高等小學校御眞影拜戴式を舉行す。

私立大谷女學校龜田村千代ヶ岱五十三番地の校地に新築成り移轉の上授業を開始す。

區長西岡實太區内の小學校長を召集し各小學校の同窓會を基礎とし青年團の創設を圖らしむ。

元町二十番地別院前に建築中の通信講習所支所落成に付一日移轉十日移所式を學ぐ。

函館區青年團發團式を午後六時より公立寶尋常高等小學校に於て舉行す。各小學校單位の分團は追て發團式を行ふ。

公立巴尋常小學校長竹内金作任命せらる。

公立巴尋常小學校受渡を了す。



= 校學女谷大 =

(三ノ二)
(三ノ三)
(三ノ四)
(三ノ五)
(三ノ六)
(三ノ七)
(三ノ八)
(三ノ九)
(三ノ一〇)
(三ノ一一)
(三ノ一二)
(三ノ一三)
(三ノ一四)
(三ノ一五)
(三ノ一六)
(三ノ一七)
(三ノ一八)
(三ノ一九)
(三ノ二〇)
(三ノ二一)
(三ノ二二)
(三ノ二三)
(三ノ二四)
(三ノ二五)
(三ノ二六)
(三ノ二七)
(三ノ二八)
(三ノ二九)
(三ノ三〇)
(三ノ三一)
(三ノ三二)
(三ノ三三)
(三ノ三四)
(三ノ三五)
(三ノ三六)
(三ノ三七)
(三ノ三八)
(三ノ三九)
(三ノ四〇)
(三ノ四一)
(三ノ四二)
(三ノ四三)
(三ノ四四)
(三ノ四五)
(三ノ四六)
(三ノ四七)
(三ノ四八)
(三ノ四九)
(三ノ五〇)
(三ノ五一)
(三ノ五二)
(三ノ五三)
(三ノ五四)
(三ノ五五)
(三ノ五六)
(三ノ五七)
(三ノ五八)
(三ノ五九)
(三ノ六〇)
(三ノ六一)
(三ノ六二)
(三ノ六三)
(三ノ六四)
(三ノ六五)
(三ノ六六)
(三ノ六七)
(三ノ六八)
(三ノ六九)
(三ノ七〇)
(三ノ七一)
(三ノ七二)
(三ノ七三)
(三ノ七四)
(三ノ七五)
(三ノ七六)
(三ノ七七)
(三ノ七八)
(三ノ七九)
(三ノ八〇)
(三ノ八一)
(三ノ八二)
(三ノ八三)
(三ノ八四)
(三ノ八五)
(三ノ八六)
(三ノ八七)
(三ノ八八)
(三ノ八九)
(三ノ九〇)
(三ノ九一)
(三ノ九二)
(三ノ九三)
(三ノ九四)
(三ノ九五)
(三ノ九六)
(三ノ九七)
(三ノ九八)
(三ノ九九)
(三ノ一〇〇)

昭和十二年三月十三日津輕支庁司令部檢閲

一、二
二、三
二、五
二、九
三、九
三、四
三、三
三、三
四、一
四、一
四、一

公立巴尋常小學校落成授業開始。

公立幸尋常小學校屋上よりの崩雪に依り兒童一名壓死す。

此日函館區學事の功勞者平塚時藏死去す。

山縣公國葬各校共講話の上休業す。

公立函館工業學校を北海道廳に移管し高等小學校卒業の兒童を收容し修業年限を三ヶ年とす

函館高等工業學校設置に關する請願を佐々木平次郎、黒住成章兩代議士の紹介にて貴衆兩院に提出す。

新年度の授業料は前年通り認可せらる。

私立山田裁縫女學校を青柳町六十四番地に開設す。山田ソヨ。

私立鶴岡尋常小學校へ大正十一年度より事業獎勵金(宮内省)及び助成金(内務省)を下附せらる。

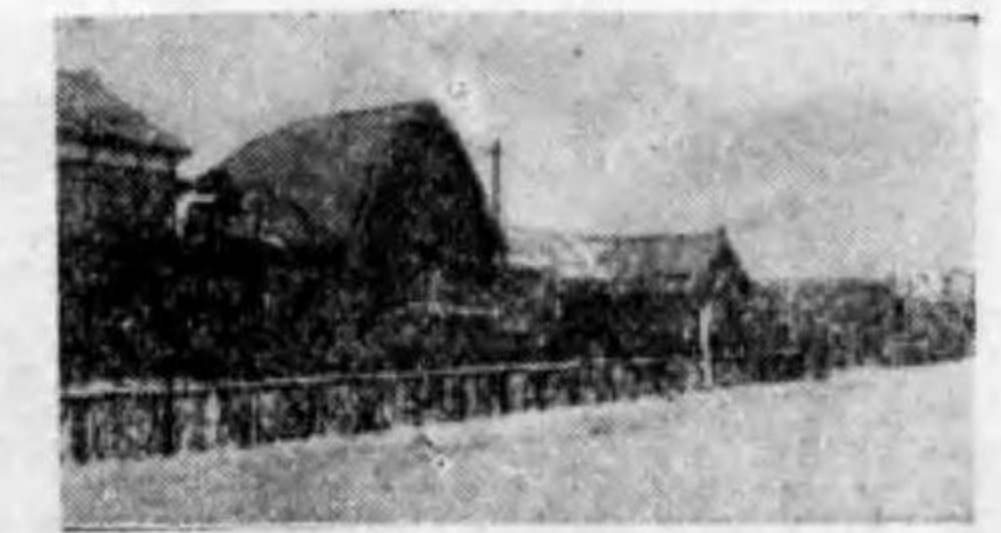
公立住吉尋常小學校に高等科を併置し女兒を收容す。

公立東川尋常高等小學校に高等科兒童を收容す。

應立函館工業學校開校す。

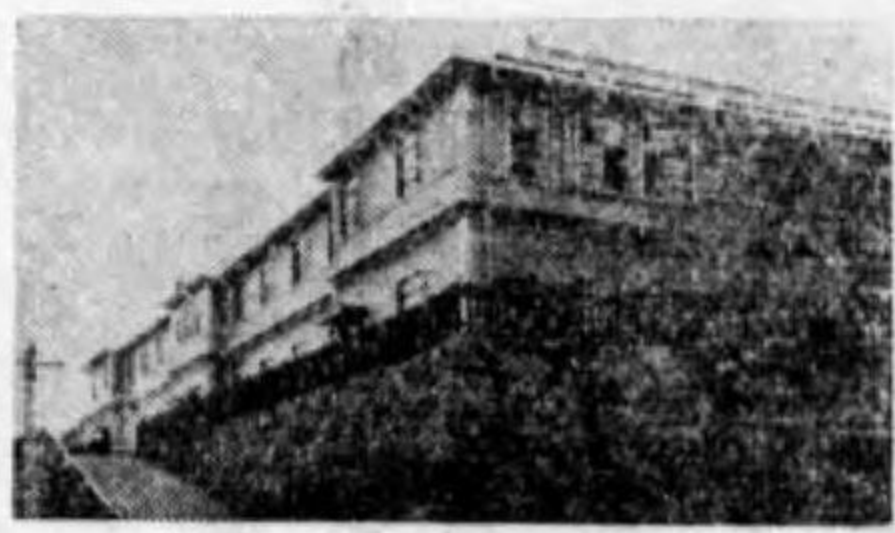


= 藏時塚平 =

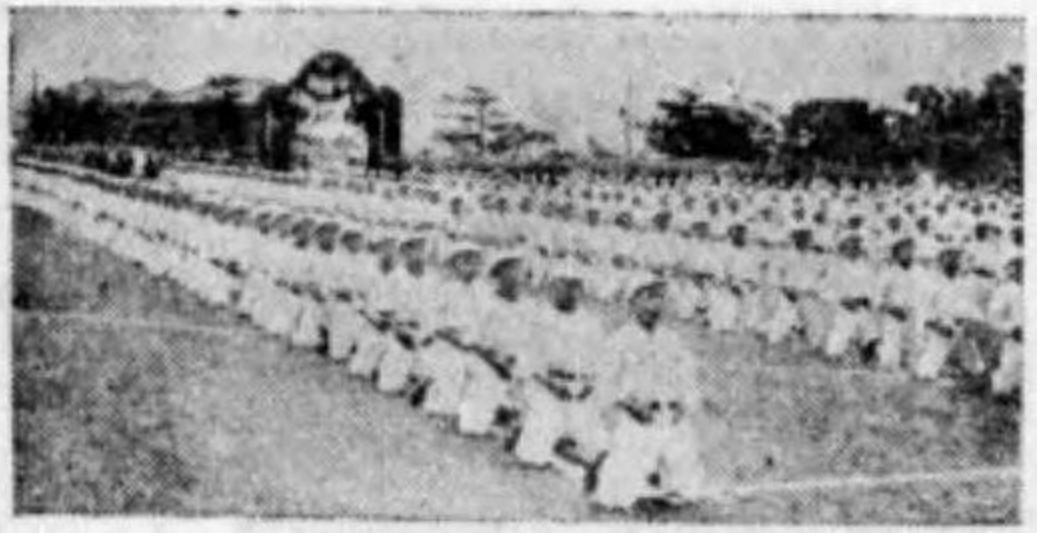


= 校學小巴 =

四、一	公立函館高等女學校改良服の校服を制定し本年度入學の一年生より着用せしむ。 (三ノ二)
四、八	尙同校本年度より一學年生二百五十名宛募集す。爾後五學級宛募集することゝなる。
四、三	市内小學校授業料は從來年四期に納入せるも本年度より毎月徴集することゝなる。 (三ノ二)
五、三	公立常盤尋常小學校船見町百二十五番地に校舎竣工受渡を了す。 (三ノ二) (三ノ二) (三ノ二)
五、	函館區青年團徽章を制定す。 (三ノ三) (三ノ三) (三ノ三)
六、一	公立幸、彌生兩校の兒童一千三百一名を移送し公立常盤尋常小學校始業す。校長下河原清。 (三ノ二) (三ノ二)
六、三	公立常盤尋常小學校開校式を舉行す。 (三ノ二) (三ノ二)
六、三〇	公立函館商業學校函館區大字龜田村字五稜郭通二六、二七番地に位置變更の件認可せらる。 (三ノ三)
七、七	公立函館商業學校龜田村新校舎落成す。 (三ノ三)
七、八	攝政宮殿下當區へ行啓。奉迎す。公園に於て區内小學校尋常科六年生以上の男女兒の体操及び遊戯を臺覽に供す。同夜尋常科四年生以上の男兒提灯行列をなす。 (三ノ二) (三ノ二) (三ノ二) (三ノ二)



= 校學小盤常 =



= 操体覽臺 =

昭和十二年三月十三日津輕警察司全部檢閲所

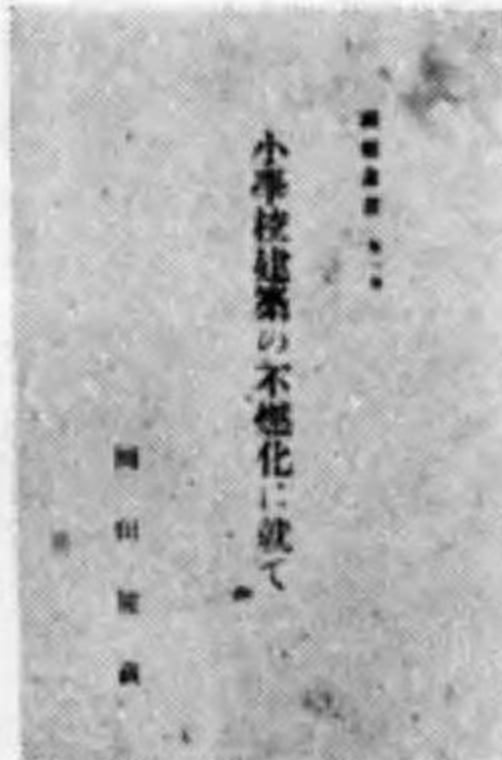
七、九	午前尋常科四年生以上の女兒旗行列をなす。公立函館中等學校に於て中等學校の体操を臺覽あらせられ又同校に於て小學校兒童の成績品をも臺覽に供す。 (三ノ二)
七、一〇	午前八時十二分御發聲奉送。 (三ノ二) (三ノ二) (三ノ二) (三ノ二)
七、一五	毎月一日十五日を節約デーと定む。 (三ノ二)
七、三	公立函館商業學校龜田村に新築せる校舎に移轉す。 (三ノ三) (三ノ三) (三ノ三)
七、三〇	學制頒布五十年記念式舉行。 (三ノ三)
八、一	市制を施行す。區立小學校は市立小學校となる。西岡實太市長事務取扱たり。 (三ノ三)
八、三六	市制祝賀式。小學校兒童旗行列をなす。 (三ノ三)
九、一	公立函館商業學校校舎にて授業を開始す。 (三ノ二)
九、一八	小學校女教員産前産後の休養に關する訓令を達せらる。 (三ノ二)
九、二四	公立函館商業學校落成式を舉行す。 (三ノ二)
九、	函館慈惠院本院内に第一保育所を設置す。 (三ノ二) (三ノ二) (三ノ二)
一〇、三	函館慈惠院大森町字高森三番地に第二保育所を設立す。 (三ノ二) (三ノ二) (三ノ二)
一〇、三	五稜郭、史蹟として内務省より指定せらる。 (三ノ二) (三ノ二) (三ノ二)
一〇、	公立函館師範學校附屬小學校起工す。 (三ノ三)



= 校學業商館函立廳 =

昭和十二年三月十三日津輕警察司全部檢閲所

二、六	公立函館工業補習學校文部省より成績優良の旨を以て選奨せらる。 (三ノ六三)
二、三〇	學制頒布五十年記念式典に於て教學振興に關する勅語を下し給ふ。 (四ノ九ノ五四號)
二、三六	實業補習學校補助規程を定む。廳令一九七號。
一、一九	私立函館大谷女學校を私立函館大谷高等女學校と改稱す。 (三ノ四〇)
二、二四	伏見宮貞愛親王殿下國葬休業。 (三ノ三)
二、二六	市會議員岡田健藏第一回函館市會に於て尋常小學校授業料全廢及新設谷地頭尋常小學校校舍を不燃質にて建造すべき旨強硬に主張す。 (一ノ三三〇三ノ三)
四、元	函館教育會總會に於て「當市に高等工業學校を設立することを其筋に建議せられんこと」及び新に建築せらるべき「谷地頭尋常小學校を不燃質物にて新築せられんことを市長、市會議長へ建議せられんことを望む」の二建議案を可決す。 (三ノ三)
五、七	私立函館大谷高等女學校開校式(兼昇格及建築落成祝賀)を舉行す。 (三ノ三)
五、三五	公立谷地頭尋常高等小學校谷地頭町百番地(精神病舎燒失趾)に設立認可。 (三ノ三)
五、	勅令二百三十號を以て公立圖書館職員令改正。 (三ノ二二ノ三三)
六、一	私立函館中等夜學校廳立函館中等學校内に創設せらる。修業年限三ケ年、校長小田四十一。 (三ノ二二ノ三三)



岡田健藏
=トツレフンバ

1923

昭和十二年三月十三日津輕支庁司令部檢閲書

六、	私立函館女子中等夜學校を廳立函館高等女學校内に創設す。修業年限二ケ年、校長虎石惠實。 (原房俊氏談)
七、三	小濱松次郎函館市長となる。 (二ノ四)
七、五	函館教育會從來の機關誌「函館教育」を廢刊、新に「函館の小學生」を發刊し第一號に限り三學年以上の兒童に無代配布す。 (三ノ二二ノ四九)
七、八	久邇宮殿下御來函奉迎。 (三ノ三)
七、三五	久邇宮殿下御退道奉送。 (三ノ三)
七、	函館健兒團設置、本部辨天町六番地、團長中野嘉八郎。 (二ノ八三)
八、〇	廳立函館師範學校附屬小學校新築落成す。 (三ノ三)
八、三二	普通教室十三、特別教室八、職員室應接室等九室。 (三ノ三)
九、一	龜田小學校の代用附屬を解き校具兒童を第一附屬小學校に引繼ぎ移轉す。 (三ノ三)
九、一	附屬小學校新築校舍にて授業を開始す。 (三ノ三)
九、一	函館市公立龜田尋常高等小學校(第一附屬小學校代用校)廢校す。 (三ノ二二ノ三〇)
九、一	關東地方大震災、人心恟々たり。 (三ノ三)



=校學小屬附一第=



=生學小の館函=
(號一第)

九、三〇	關東地方大震災災に對し當地小學校學童より義捐せる金品を市役所經由にて發送す。 (三ノ二二ニノ四)
一〇、一五	廳立函館商業學校併置の函館商業補習學校假教室を公立實尋常高等小學校に變更す。 (三ノ三三)
一〇、二〇	函館毎日新聞社主催第一回少年オリンピック大會を水電會社柏野グラウンドに開く、参加校十六、三百名出場。 (三ノ三)
一一、三	函館教育會臨時總會に於て女子商業夜學校設立の件を可決す。 (三ノ三)
一二、〇	國民精神作興に關する詔書御下賜。
一二、三	公立谷地頭尋常高等小學校校長笹森萬七任命。 (三ノ六二ニノ三)
一二、三	函館教育會經營私立函館女子商業夜學校十日設立申請し此日認可せらる。 (三ノ三三ニノ三)
一三、六	公立谷地頭尋常高等小學校校舎竣工す。 (三ノ三)
一三、三	公立谷地頭尋常高等小學校尋一より尋五迄授業を開始す。 (三ノ二二ニノ六)
一、三	函館市小學校兒童保護會聯合會を組織し幸尋常小學校に其の第一會を開催す。 (一ノ二四)



＝校學小頭地谷＝

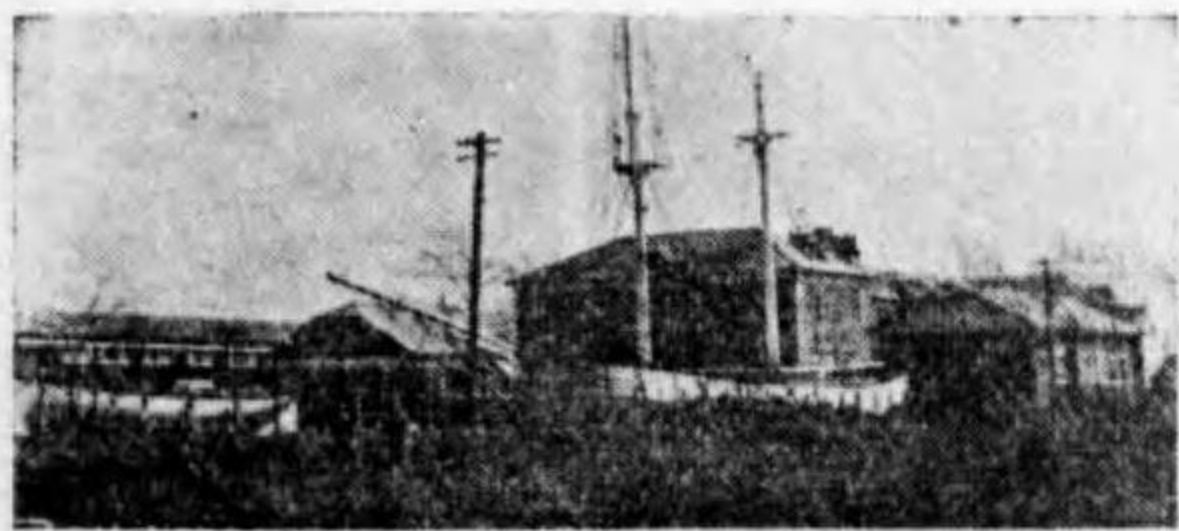


＝會大クツピンリオ年少回一第＝

昭和十二年三月十三日津輕支庁全部檢閲済

一、三	東宮殿下御成婚奉祝式を舉行す。 (三ノ二)
一、三	小田千太郎多年實業補習教育に盡瘁し功績顯著の故を以て表彰せらる。 (三ノ六)
二、一	函館教育會經營の私立函館女子商業夜學校を私立函館女子高等實業補習學校と改稱すべき旨命ぜらる。 (三ノ二一三六〇三號ニ三六〇九號)
二、四	函館教育會經營の私立函館女子高等實業補習學校開校式を榮町二百二十五番地公立東川尋常高等小學校内に舉ぐ。校長齋藤與一郎。 (三ノ二)
二、二	故續豊治、故中川五郎治從五位を追贈せらる。 (官報)
二、一五	一週間。第一回全國勤儉週間。 (三ノ二)
二、二九	公立東川尋常高等小學校校長工藤虎五郎死去す。 (三ノ二)
三、二	廳立函館師範學校附屬小學校第一回卒業式を舉行す。 (三ノ二)
三、三	廳立函館工業學校第一回卒業式を舉行す。 (三ノ二)
三、四	私立大谷高等女學校第一回卒業式を舉行す。 (三ノ二)
三、六	公立彌生女子尋常小學校設置認可。 (三ノ二一〇三七七號)
三、三	財團法人函館訓育院解散し北海道廳に移管す。所有財産は舉げて北海道廳地方費に寄附す。 (三ノ二)
四、一	私立仙北裁縫女學校惠比須町三十三番地に開校す。校長長谷部よね。 (三ノ二)

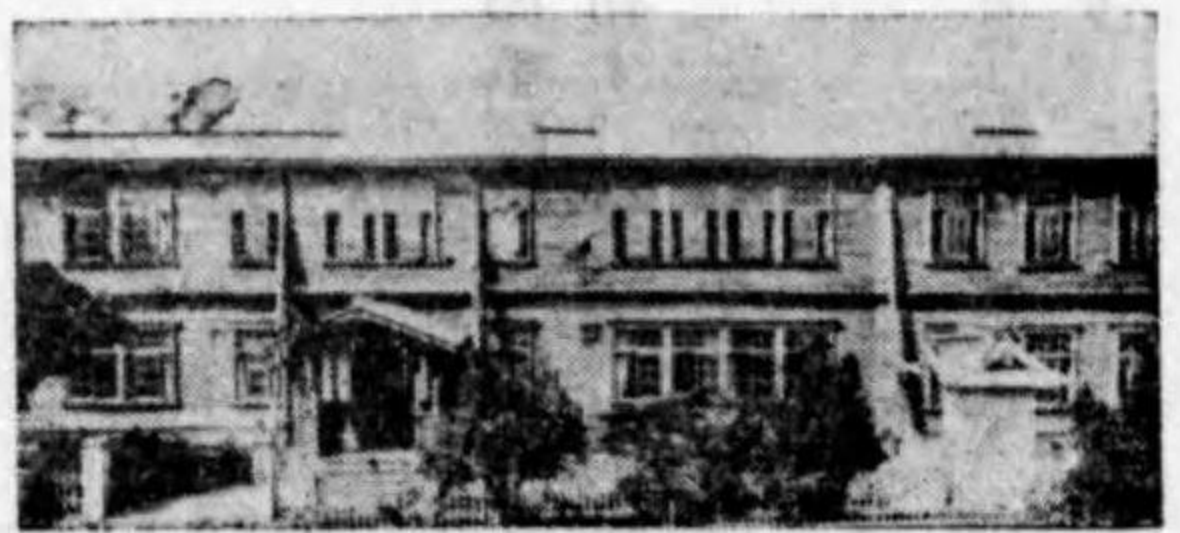
四、一	公立大沼學院、財團法人函館訓育院の事業を引繼ぎて開院す。 (三ノ三)
四、一	私立函館大妻技藝學校蓬萊町百四十九番地に開校す。校長外山ハツ。 (二ノ五〇)
四、八	函館商業補習學校公立寶尋常高等小學校内にて授業す。 (三ノ三)
五、二	公立彌生女子尋常小學校及び巴尋常小學校に高等科を併置す。 (三ノ三)
五、五	公立谷地頭尋常高等小學校開校式を擧ぐ。 (三ノ三)
六、三	公立函館師範學校創立十周年記念式及附屬小學校落成祝賀式を擧ぐ。附屬小學校七日落成式を舉行し此日を記念日と定む。(三ノ三)
六、九	公立函館商船學校七重濱に新築中の校舎落成に付き全部移轉を了す。 (三ノ三)
六、九	公立彌生女子尋常高等小學校の校舎に充當せらる可き舊廳立函館商船學校校舎は函館市に引渡を了す。 (三ノ三)
六、二	公立彌生尋常高等小學校内に設けたる彌生女子尋常高等小學校の假事務所を新設の本校に引上ぐ。 (二ノ四)
六、四	函館毎日新聞社主催第二回少年オリンピック大會を水電會社柏野グラウンドに開く。参加校七六。 (三ノ三)
六、七	函館市小學校女教員會發會式を公會堂に擧ぐ。會長齋藤與一郎、副會長松田たつ、會員百三十餘名。 (三ノ三)



= 校學船商館函立廳 =


昭和十二年三月十三日津輕警察司全部檢閲

六、三〇	新設の公立彌生女子尋常高等小學校へ彌生、幸、常盤、函館女子の各校より女兒を移送す。 (三ノ三)
七、一	公立彌生女子尋常高等小學校校舎増築並に改修工事完了し授業を開始す。校長山崎善太郎。 (三ノ三)
七、一	公立彌生尋常高等小學校男兒のみの收容小學校となる。 (三ノ二〇二ノ四)
七、二	松方正義公國葬、訓話休業す。 (三ノ二)
七、三五	公立巴、千代ヶ岱の二小學校増築工事完成引渡を了す。 (三ノ三)
七、三	私立函館大妻技藝學校松風町二百六十四番地に移轉開校。 (二ノ五〇)
八、三〇	函館慈惠院附屬大森小學校を小學校令による尋常小學校に變更の件認可せらる。兒童百二十三名、校長佐藤充雄。 (三ノ三)
九、	小學校兒童保護會聯合會より市立小學校二部教授擔當教員増員の件に就きて市長に建議す。 (一ノ四二)
九、	函館市小學校唱歌研究會を創設す。會長山崎善太郎。 (二ノ一〇昭ハ)
一〇、四	廳立函館中學校創立三十周年記念式を舉行す。 (三ノ三)
一〇、七	函館市小學校長會より「函館市小學校増設並に編成に關する建議」を市長代理に提出



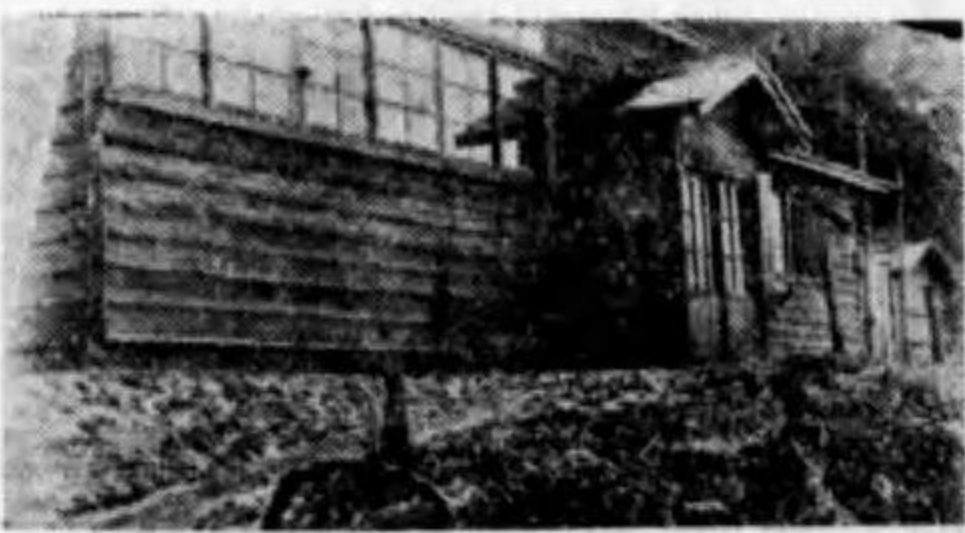
= 校學小子女生彌 =

昭和十二年三月十三日津輕警察司全部檢閲

二、三	始めて体育デーを舉行す。 (三ノ二)
二、八	 <p>伯林カイザア、ウキルヘルム、インステイトウト物理化學部長 フリッツ、ハアバア夫妻、駐日獨逸大使ゾルフと共に來函、私立 函館圖書館建設のルードウイヒ、ハアバア遭難記念碑除幕式に參 列し、公會堂に於ける教育會主催の講演會に出席して一場の講演 をなす。 (三ノ二ノ七)</p>
二、二	小學校兒童保護會聯合會を公立第二東川尋常小學校に開き、
二、三	<p>(一)中等學校入學難緩和に關する件 (二)二部教授撤廢に關する件 (三)市内小學校に全部高等科併置の件 を各方面に建議し目的の貫徹に努力することを可決す。 (三ノ三)</p>
二、三	<p>大正十一年七月 攝政宮殿下本道行啓の砌り眞駒内種畜場に於て御手蒔の落葉松翠春 札幌苗圃に床替移植す。大正十三年春第二回移植秋季各學校に配布す。公立彌生小學 校に於て之が配布を受け此日中庭に植ゆ。 (彌生小學校記録) (一ノ五)</p>
二、四	佐藤孝三郎函館市長となる。 (一ノ五)
二、六	函館市長佐藤孝三郎より公立彌生女子尋常高等小學校を公立松蔭女子尋常高等小學校 と改稱せんと議ありしも學校當事者の不同意にて沙汰止となれり。 (三ノ三)

昭和十二年三月十三日津輕警察司全部檢閲済

二、	公立幸尋常小學校寒川特別教授場を改築す。 (三ノ二ノ二)
二、	市立小學校薪炭費節約の爲め順次石炭ストーヴを使用す。 (三ノ二ノ四一〇ノ一號)
三、	小學校兒童保護會聯合會は其決議により市立小學校に速かに高 等科を併置せられんことを市長に建議す。 (一ノ二四)
一、五	愛の園高森三番地に開設す。園主清野鐵之助。 (一ノ四本人談)
一、四	<p>黒住成章、佐々木平次郎兩代議士當市に高等師範學校設立の建 議案を衆議院に提出す。 (三ノ二)</p>
二、六	函館教育會經營の私立函館女子高等實業補習學校を私立函館女 子商業學院と改稱す。 (一ノ四九ノ三)
二、七	<p>衆議院建議案委員會に於て黒住代議士函館市に高師又は高工或は高等水産學校の設置 を提唱す。 (三ノ二)</p>
二、六	<p>高等師範學校設置問題に關し渡島開發期成同盟會より松下熊槌、平出喜三郎兩氏上京 運動す。 (三ノ二)</p>
二、三六	<p>廳立函館師範學校長橋本文壽歐米視察に出發す。 (一ノ一〇〇ノ昭)</p>
二、	函館市小學校手工研究會創設せらる。會長田村胤次郎。 (一ノ一〇〇ノ昭)
二、	エリザベス、パスコル夫人記念の爲め、遺愛幼稚園關係者の協賛に因り第二遺愛幼稚



=所授教別特川寒=

1925

三、二五	園を大繩町四十四番地に設置す。 (一ノ二〇昭八)
三、	四月一日より実施す可き市内男子中等學校軍事教練配屬將校任命せらる。 (三ノ三)
四、一	私立函館中等女子夜學校第一回の卒業生を出し休校す。 (原房俊氏談) (三ノ三)
四、一	私立函館工業學校學則改正せらる。 (三ノ三〇)
四、一	公立函館師範學校第一部五年制となる。 (三ノ三〇)
四、一	本年度より市内公立十六小學校に常置看護婦を配屬せしむることとなり之が職務規程を定む。 (三ノ二四三三號)
四、七	私立遺愛女學校校長ミス、デカルソンの送別茶話會を函館市主催にて五島軒に開く。 (三ノ三)
四、八	市内小學校常置看護婦講習會を開く。 (三ノ三)
四、一五	私立函館盲啞院教師小西雄次郎逝く。 (三ノ六四)
五、一	學校衛生婦を市内公立小學校に配屬執務せしむ。 (三ノ三)
五、三	尾古謙藏。函館市及び教育會、商業學校同窓會より表彰せらる。 (三ノ三)
五、一〇	大婚二十五年奉祝式舉行。小學生旗行列をなす。 (三ノ三)
五、一六	函館市立女子商業學校設置の建議を市會可決し佐藤市長に提出す。 (三ノ二四八七號)
五、二〇	函館市内中等學校研究會の組織就り第一回研究會(國語漢文科)を函館師範學校に開



ソソルカデニ

私立遺愛女學校校長ミス、デカルソンの送別茶話會を函館市主催にて五島軒に開く。
(三ノ三)

市内小學校常置看護婦講習會を開く。
(三ノ三)

私立函館盲啞院教師小西雄次郎逝く。
(三ノ六四)

學校衛生婦を市内公立小學校に配屬執務せしむ。
(三ノ三)

尾古謙藏。函館市及び教育會、商業學校同窓會より表彰せらる。
(三ノ三)

大婚二十五年奉祝式舉行。小學生旗行列をなす。
(三ノ三)

函館市立女子商業學校設置の建議を市會可決し佐藤市長に提出す。
(三ノ二四八七號)

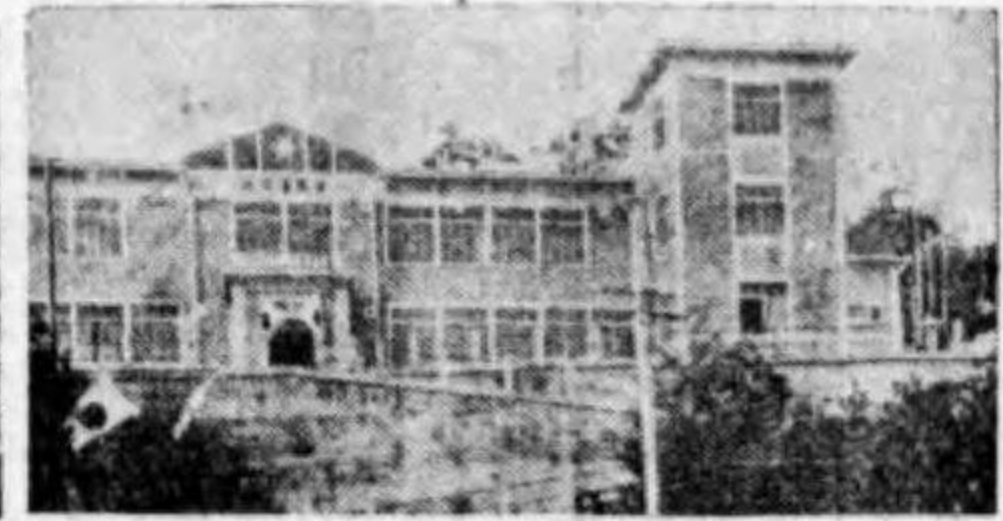
函館市内中等學校研究會の組織就り第一回研究會(國語漢文科)を函館師範學校に開

六、七	公立函館高等女學校創立二十周年記念式を舉ぐ。 (三ノ二二二ノ三六)
七、六	明治天皇北海道行幸五十年記念式を各小學校にて舉行す。彌生尋常高等小學校に於ては明治九年御巡幸行在所趾記念碑前に於て記念式を催す。 (三ノ二二二ノ四)
七、六	公立新川尋常小學校兒童保護會校舍移轉改築の陳情書を市長に提出す。 (三ノ三)
七、	小學校兒童保護會聯合會より市營中等學校設置に關する請願書を市長及市會議長に提出す。 (一ノ二四二)
八、三〇	私立函館盲啞院元町八十七番地に新築落成す。院長佐藤在寬。 (三ノ三)
八、二七	青年團、改造案並に處女會、計畫案市理事者の手になる。 (三ノ三)
九、三	函館市學校衛生婦會を設く。 (三ノ三)
九、三〇	三日間函館毎日新聞社主催第三回少年オリンピック大會を開く。 (三ノ三)
九、	小學校兒童保護會聯合會より市營夏期兒童体育機關開設に關する請願書を市長に提出す。 (一ノ二四二)
一〇、三	メートル法度量衡の件達せらる。學校に於ける教授の度量衡はメートル法を主とする こととなる。 (一ノ二七)
一〇、八	少年職業紹介に關する委員會を設置す。 (三ノ二四三號)
一〇、八	公立第二東川尋常小學校三教室増築落成市へ引渡す。 (三ノ三)

一〇、六	私立函館盲啞院創立三十周年記念式並に新築落成式を舉行す。 (三ノ三)
一〇、七	應立大沼學院新築落成式を舉行す。 (三ノ三)
一〇、八	私立函館女子商業學院を大正十五年度より函館市に移管せられんことを教育會より陳情す。 (三ノ三)
一〇、九	市小學校學校醫會、小學校教員の健康診断に關する建議書を市長に提出す。 (三ノ三)
一〇、一〇	私立函館幼稚園修築落成式舉行。 (三ノ三)
一一、一	公立千代ヶ岱尋常高等小學校校地四百五十三坪七、教室体操場擴張増築工事完了市へ引渡す。 (三ノ三)
一一、二	公立巴尋常小學校増築落成す。 (三ノ三)
一一、三	小學校に於ける教科研究會たる理科研究會(會長池田忠男)算術研究會(會長佐々木完太郎)を設置することとなる。 (三ノ三)
一一、四	皇孫照宮成子内親王殿下御誕生奉祝式を舉行し後御降誕奉祝の爲め小學生旅行列をなす。 (三ノ三)
一一、五	應立函館高等女學校、火を失し御眞影奉安庫、屋内体操場、温室、寄宿舎を除く一切を灰燼に歸す。 (三ノ三二ノ三六)



= 校學女等高館函立應 =



= 院啞盲館函 =

昭和十二年三月十三日津野電報司全部檢閲済

一、八	函館市小學校体操研究會を設置す。會長宗像敏英。 (三ノ三二ノ一〇〇昭八)
一、九	社會教育職員制發布せらる。 (二ノ一四)
二、一	應立函館高等女學校、燒殘屋内体操場、函館女子小學校、彌生女子小學校を假教室となし二部教授を開始す。 (三ノ三)
二、二	青年團設立準備會を開き組織及經營方法を協議す。(三ノ三) 先づ各町單位に設置し之を聯合統一して函館市聯合青年團を設立することに決す。 (三ノ三)
二、三	青年團長會議を開き各町別に十一日迄に發團式を舉行することとなる。 (三ノ三)
二、四	始めて學校衛生主事を設け市役所教育課内に置き橋本敬三を任用す。 (三ノ三)
二、五	函館市聯合青年團團則を決定す。 (三ノ三二ノ四九號)
二、六	第一回建國祭を公園に舉行す。式後同所に於て函館市聯合青年團發團式を行ひ八幡宮に參拜の後市中を行進す。 (三ノ三)
二、七	岡田健藏提唱の尋常小學校授業料撤廢案市會に於て否決せらる。 (三ノ三)
二、八	体育既設七團體代表者体育協會創立に關し市長と具体的交渉をなす。 (三ノ三)
二、九	三日間市民懇話會を開き中小學校教員も出席す。 (三ノ三二ノ四九二號)
三、一	公立第二東川尋常小學校高等科を併置す。 (三ノ三)
三、二	公立彌生商工補習學校及公立高砂女子實業補習學校設立認可せらる。修業年限一ケ年。 (三ノ四六二ノ六三)

1926

四、一五	函館市聯合青年團調査委員會及評議員會にて徽章團旗團服を制定す。	(三ノ三)
四、三〇	勅令青年訓練所令文部省令青年訓練所規定達せらる。	(三ノ三)
四、三二	勅令七十三號により高等科の實業科目を變更す。當市に於ては高等科兒童に工業及び商業科を課す。	(三ノ三)
四、三三	幼稚園令發布。	(一ノ三四)
四、三三	文部省令第十八號小學校令施行規則の一部を改正す。	(三ノ三)
四、三六	カフェーの女給よりなる「獨立婦人向上會」の發會式を電氣館に舉行す。	(三ノ三)
四、三七	岡田健藏函館市より史蹟調査を囑托せらる。	(同氏履歷書)
四、	私立巴幼稚園汐見町三十二番地に開園。園長菊地周助。	(一ノ二〇昭八)
五、一	市立彌生商工補習學校並びに市立高砂女子實業補習學校開校す。	(同校記録)
五、五	公立彌生商工補習學校長を藤澤誠太兼務す。	(二ノ四六)
五、七	廳立函館高等女學校校舍新築に着手す。	(三ノ三)
五、一〇	廳立函館師範學校專攻科を開設す。	(三ノ三〇)
五、一六	高田屋嘉兵衛百年祭を公會堂に於て舉行す。圖書館主催各學校代表兒童出席す。	(三ノ三)
五、一八	高松宮殿下奉送。	(三ノ三)

昭和十二年三月十三日津輕支庁司令部附屬

六、三	北海道廳官制改正、學務部を置く。	(四ノ九ノ五號)
六、一〇	李王殿下國葬學校訓話休校す。	(三ノ三)
六、三〇	彌生、住吉、寶、松風、若松、巴、工業補習、商業補習、中等夜學校の九青年訓練所開設認可。	(三ノ三)
七、一	午後七時より公立寶尋常高等小學校に於て工業補習を除く八訓練所の聯合開所式を舉行す。	(三ノ三ノ二六號)
七、	函館教育會臨時總會を開き會費を月額二十錢に値上す。	(三ノ三)
七、五	函館圖書館主事岡健藏に托し市内の名勝三十五ヶ所を選び保存標柱及解説の立札を樹つ。	(三ノ三)
七、四	公立万年橋尋常小學校敷地位置指定認可。	(三ノ三〇二九)
七、二七	公立新川尋常小學校敷地擴張増加認可。	(三ノ三)
七、二七	公立新川尋常小學校建築工事認可。	(三ノ三)
七、二七	公立幸尋常小學校教室増設認可。	(三ノ三)
七、二六	市立小學校教員傷病手当規程市會に於て可決せらる。	(三ノ三)
七、三〇	廳立函館中學校父兄會寄附の理科實驗室竣工す。	(三ノ三)
七、	社團法人函館慈惠院第一保育所を新川町二十六番地千代見園に移轉す。	(一ノ七七)



= 札立柱標蹟史 =

七、	公立高等女學校入學許可人員増加に關する陳情書を虎石校長に小學校兒童保護會聯合會より提出す。	(一ノ四)
八、一	第一回函館市立林間學校を五稜郭内に開設す。	(三ノ三)
八、五	梅崎幸治主催第一回キャンピング鹿部海濱學校開設す。期間一週間。(第三回にて廢止す)	(一ノ八)
八、三	市役所に於て各町青年團の團旗樹立式を舉行す。	(三ノ三)
九、三	公立新川尋常小學校改築起工敷越組、二十七萬四千圓。	(三ノ二 一ノ二)
九、四	函館市聯合青年團第一回運動會を水電柏野グラウンドに開く。	(三ノ三)
一〇、六	公立幸尋常小學校三教室増築工事(八千二百圓濱岡平八)完成引渡をなす。	(三ノ二)
一〇、九	大森町に設置せらるべき旭小學校の敷地問題に關し大森町共有地在住漁民の反對運動擡頭す。	(三ノ二)
一〇、三	長慶天皇奉列御親告の御儀を行はせられ給ふ。(三ノ三) 各學校は訓話休業す。	(三ノ三)
一〇、三	第十回北海道六市小學校長協議會を公會堂に開催。	(三ノ二)
一〇、四	公立新川尋常小學校定礎式を舉行す。	(三ノ二)
一〇、六	興友社セツトルメント松風町五十八番地に開設。主事栗栖仲治。	(一ノ四)



= 校學間林立市 =

昭和十二年三月十三日津輕要務司令部檢閱済

一〇、三〇	公立万年橋尋常小學校函館市龜田村字札幌通二七ノ一に起工(六萬二千二百二十圓)濱岡平八請負。	(三ノ二 三ノ二)
一〇、	市内小學校の校舎を市會議員選舉演說會場に使用す。	(三ノ三)
一〇、	第二愛の園千歳町十番地に開設。	(一ノ四)
二、三	全市各團休學校、体育デーを舉行す。	(三ノ三)
二、一〇	故ジョン、ミルン博士夫妻の建碑式を山脊泊墓地に舉行す。	(一ノ七 三ノ三)
二、三	函館市聯合青年團公立東川尋常高等小學校に於て令旨奉讀式を舉行す。	(三ノ三)
三、九	松原秀夫公立萬年橋尋常小學校長に任命せらる。	(三ノ三)
三、中旬	天皇陛下御不例御平癒祈願。	(三ノ三)
三、三五	天皇陛下崩御。奉悼式舉行。	(三ノ三)
一、一〇	公立萬年橋尋常小學校假受渡を了す。	(三ノ三)
一、三	体育協會會長に佐藤孝三郎を副會長に齋藤與一郎、伊豫田徳次郎兩名を擧ぐ。	(三ノ三)
一、三	廳立函館師範學校專攻科男子公費生凡三十名を募集す。	(三ノ三)



= 校學小橋年萬 =

昭和十二年三月十三日津輕要務司令部檢閱済

1927

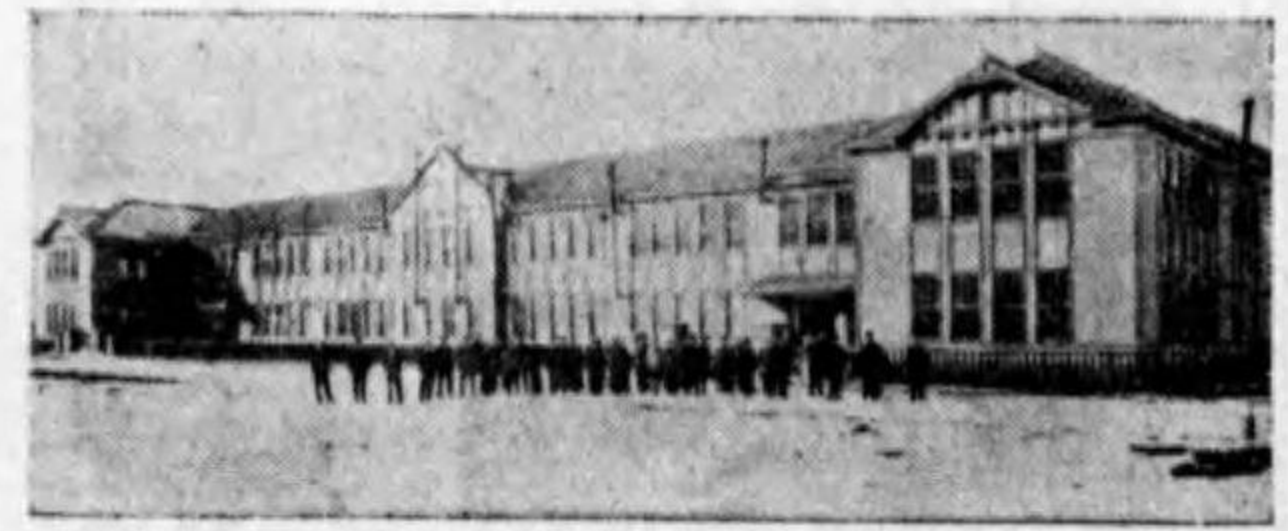
一、三	公立萬年橋尋常小學校授業を開始六學級を收容す。	(三ノ一九)
一、二	函館齒科醫師會總會の決議により市立小學校齒科醫を新年度より設置せられんことを市長に建議す。	(三ノ三)
二、三	應立函館工業學校改築移轉敷地として渡邊熊四郎(三代目)市内龜田村字柏野五番地七番地原野三町三反三畝十歩を市に寄附し採納せらる。	(三ノ三)
二、七	大正天皇御大葬。遙拜式。	(三ノ三)
二、八	休業謹慎。	(三ノ三)
二、二	第二回建國祭及び函館市聯合青年團記念式を遠慮す。	(三ノ三)
二、七	教育會主催ベスタロツチ百年記念座談會を五島軒に開く。	(三ノ三)
二、七	小學校兒童保護會聯合會活動寫眞映寫機購入費として金壹千五百圓を市に寄附の件採納となる。	(三ノ三)
三、三	明治節御制定の詔書を下し給ふ。	(三ノ三)
三、四	函館市學校衛生研究會を組織し千代ヶ岱小學校に事務所を設置す。	(三ノ三)
三、五	大祭祝日に關する勅令公布せらる。	(四ノ九ノ一〇四號)
三、三	市立高等小學校授業料徴收規程を定む。	(三ノ三)
三、三	北海道參事會にて應立函館工業學校移轉敷地を柏野に決す。	(三ノ三)

四、一	尋常小學校授業料全廢、高等小學校授業料金壹圓を實施す。	(三ノ三)
四、一	生徒兒童身体検査規程改正實施。	(三ノ三)
四、一	函館教育會會費を金二十錢とし本月より實施す。	(三ノ三)
四、五	市内小學校兒童保護會聯合會寄附の映寫機を使用し夜間各小學校に於て順次教育映畫を映寫す。	(三ノ三)
四、五	函館市体育協會總會を市役所に開く。	(三ノ三)
四、二〇	公立萬年橋尋常小學校工事竣成。	(三ノ一九)
四、二六	公立大森尋常小學校函館市大森町字高盛十八番地に設置許可。	(三ノ三ノ二六)
四、	小學校兒童保護會聯合會より晝間映寫設備を各小學校に施設せられしことを市長に陳情す。	(二ノ一四)
五、一	函館市小學校齒科醫として秋尾浩囑託せらる。	(三ノ三)
五、九	北海道應立函館商業補習學校を函館市に移管せられんことを校長吉岡熊雄より市長に陳情す。	(三ノ三)
五、	函館海洋少年團創設せらる。本部杉並町十一番地、團長中村豊。	(二ノ二〇一ノ八三)
六、二	公立萬年橋尋常小學校校舍檢定本受渡を了す。	(二ノ一九)
六、三	函館市臨時教育調査會を設置し市役所に於て第一回集會をなす	(三ノ三)

六、七	公立大森尋常小學校大森町字高盛十八番地に建築認可。	(三ノ三三)
七、一	函館市聯合青年團團報第一號を刊行す。	(三ノ三)
七、六	公立萬年橋尋常小學校開校式を舉行す。	(三ノ一九〇三ノ三)
八、三	私立函館圖書館建物圖書一切(約五萬五千圓他に五稜郭玄關古材)函館市に寄附の件市會に於て採納せらる。	(三ノ三)
八、五	公立大森尋常小學校長に池田忠男任命せらる。	(同氏履歷書)
八、九	公立谷地頭尋常高等小學校兒童保護會長齋藤與一郎外評議員百八十名より同校校長笹森萬七留任の陳情書を市長及長官に提出す。	(三ノ三)
九、五	大正二年七月十六日文部省訓令號外小學校令中校舍使用に關する件を廢止す。	(三ノ三)
九、一〇	公立柏野尋常小學校市内龜田村字湯川通十三番地に位置指定許可。	(三ノ三)
九、二	公立新川尋常小學校上棟式を舉行す。	(三ノ三)
九、三	市教育調査會第一部、第二部、第三部兼て諮問中の答申案を決定し市長に答申す。	(三ノ三)
一〇、〇	北海道廳立函館高等女學校校舍落成す。	(三ノ三〇三六)
一〇、六	公立大森尋常小學校、公立新川尋常小學校校舍檢分受渡をなす。	(三ノ三)
一〇、三〇	函館慈惠院附屬大森小學校廢校式を舉行し教員及兒童を公立大森尋常小學校に移送す。	(三ノ三)

昭和十二年三月十三日津野町署司全部檢閱済

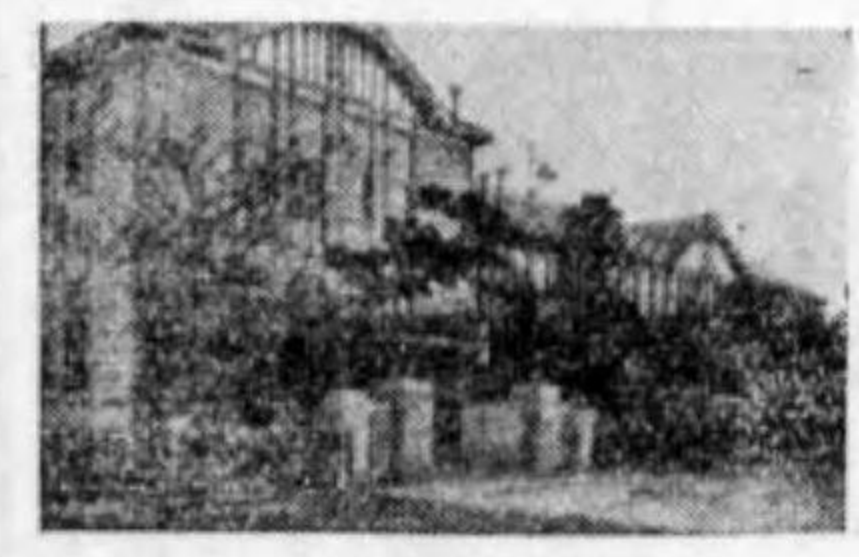
二、一	公立大森尋常小學校兒童を收容し七日より授業を開始す。	(三ノ三〇三三)
二、一	廳立函館高等女學校新校舍に移轉す。	(三ノ三〇三五)
二、三	第一回明治節學式。	(三ノ三)
二、五	公立新川尋常小學校改築落成す。	(三ノ三)
二、九	公立新川尋常小學校並に公立大森尋常小學校何れも高等科を併置す。	(三ノ三〇二六〇號ニノ三ニノ三)
二、三〇	私立函館圖書館市立函館圖書館となる館長事務取扱佐藤孝三郎。	(岡田館長談)
三、六	公立旭尋常小學校大森町一番地に設置認可。	(三ノ一〇)
三、	興友社ホーム松風町に開設。主事栗栖仲治。	(三ノ三二一ノ西)
三、二	公立旭尋常小學校建築認可。	(三ノ一〇)
三、二	第三回建國祭を公園に於て舉行す。式後函館市聯合青年團創立二周年記念日を舉行し八幡宮に參拜、市内を行進す。以後毎年例となる。(以降省略)	(三ノ三)
三、五	函館市小學校兒童保護會聯合會より御大典記念事業(市立中學設立)に關する請願及市立博物館建設に關する請願を市長及市會議長に提出す。	(三ノ三)
三、四	秩父宮殿下御來函五稜郭及市立函館圖書館へお成り御朝餐を召され郷土史料を台覽あ	



二校學小森大二

1928

三、九	道廳に視學官を置く。 (四ノ九ノ一四號)
三、九	豫算二萬七千六百九十三圓を計上し新設に決せる市立函館商工實修學校の創立準備委員として吉岡熊雄、瀧澤一馬、藤澤誠太、稻垣利作、蒲生武彦を挙げ學則其他諸般の準備をなさしむ。 (三ノ三)
三、三〇	公立新川尋常高等小學校落成式。公立大森尋常高等小學校開校式を舉行す。 (三ノ三〇ノ二ノ二ノ三)
三、三六	小學校兒童保護會聯合會より市長及市會議長に對し小學校工業實習教室設備に關する件を請願す。 (一ノ一四)
三、	中等學校入學試験改正實施に従ひ筆答口答試問を採用す。 (三ノ三)
四、一	高等小學校教授科目變更に付高等科に工業科を設置す。 (三ノ四)
四、一	公立新川尋常高等小學校に工業科を設置し同科兒童を收容す。 (三ノ一三)
四、二	公立柏野尋常小學校校舍落成に付兒童を收容す。 (三ノ三〇)
四、六	學教第九四六號を以て公立函館工業補習學校名稱修業年限學科目其の程度並に教授時數變更の件認可せらる。 (三ノ三三)
四、六	設立の認可を得たる市立商工實修學校を三部に分ち商業部、工



=校學小野柏=

昭和十二年三月十三日津輕警察司本部檢閱済

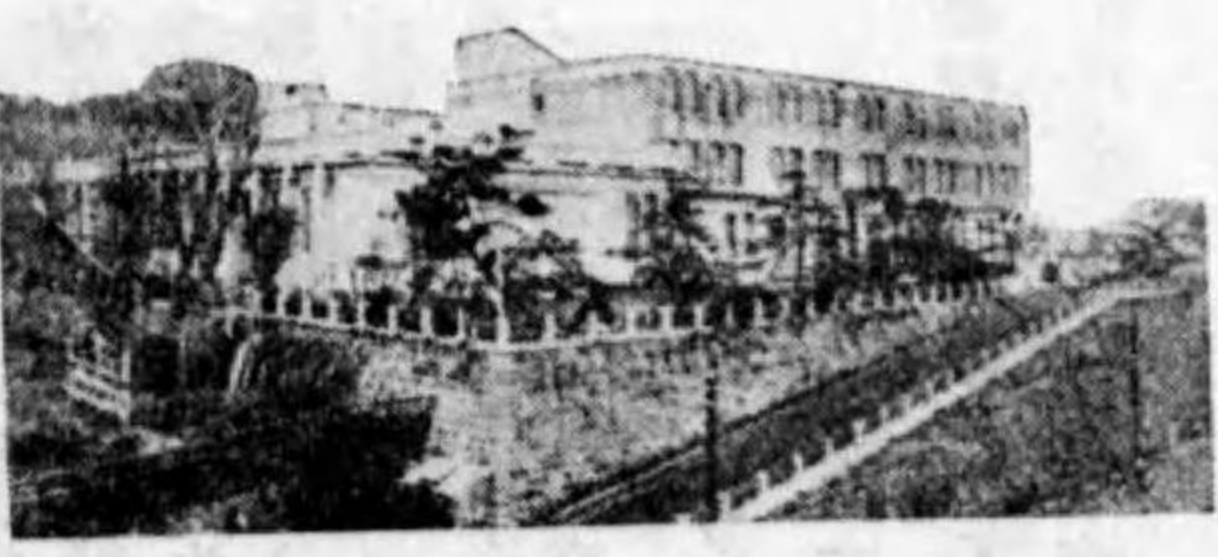
四、二	業部及び女子商業部とし、商業部は廳立函館商業補習學校生徒を、工業部は市立工業補習學校生徒を、女子商業部は教育會經營の私立女子商業學院及市立高砂女子實業補習學校生徒を編入し別に公立彌生尋常高等小學校に在りし市立彌生商工補習學校の生徒を以て豫科生となし、同校に分教場を設置して編成す。校長事務取扱齋藤與一郎、商業部長吉岡熊雄、工業部長瀧澤一馬、女子商業部長及彌生豫科長藤澤誠太。 本部事務所及商業部(新川小學校)、工業部(廳立工業學校)、女子商業部(東川小學校)、豫科分教場(彌生小學校)を置きたり。 (三ノ二〇ノ二ノ四ノ二ノ四三ノ二ノ六三)
四、三	市立函館商工實修學校開校式を舉行す。 (三ノ三)
四、三	公立旭尋常小學校起工。 (三ノ一〇)
四、三五	學教第九九二號を以て公立彌生商工補習學校を公立函館商工實修學校の分教場となすの件認可せらる。 (三ノ三)
四、三五	學教第九九二號を以て公立高砂女子實業補習學校廢止の件認可せらる。 (三ノ三)
四、	市立函館商工實修學校女子商業部設立に付函館教育會設立の函館女子商業學院を之に移管し廢校す。 (四ノ六ノ三號附録)
四、	函館市小學校西部齒科診療所を公立寶尋常高等小學校内に、東部齒科診療所を公立新川尋常高等小學校内に置き、北海道齒科醫師會函館支部會員診療に従事す。 (一ノ一〇〇一ノ一四三)
四、	私立函館家政學校、湯ノ川通三十八番地に開設す。校長長岡清



=學校家政函=

昭和十二年三月十三日津輕警察司本部檢閱済

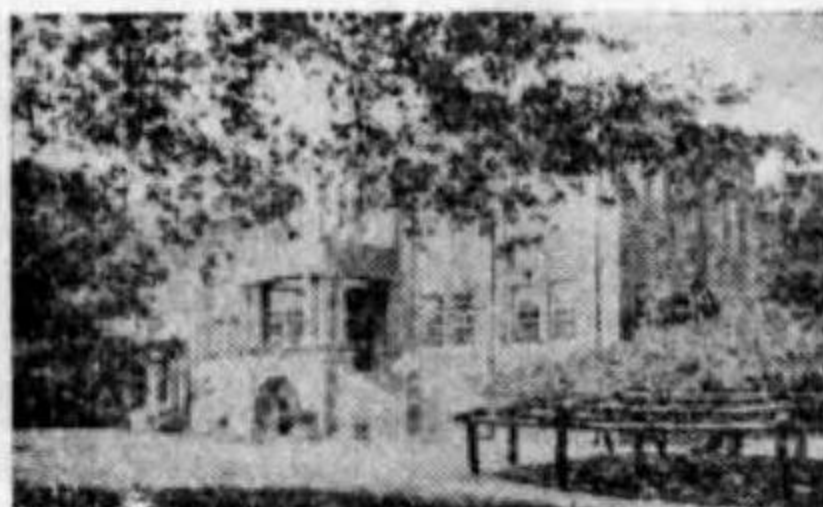
五、二九	三郎。 公立大森尋常高等小學校訓導花田コノ布哇ホノルル市に開催の汎太平洋婦人會議に代表として出席に決す。 (二ノ二〇昭和八年ニ三ノ二一八〇三號)
六、一	函館市立第一尋常夜學校を公立高砂尋常小學校内に移し七月一日函館市立高砂尋常夜學校と改稱す。 (三ノ二)
六、一	函館市立第二尋常夜學校を公立大森尋常高等小學校内に移し舊函館慈惠院附屬大森小學校兒童の一部を收容し函館市立大森尋常夜學校と改稱し公立大森小學校長之を兼務す。 (三ノ二二三)
六、三	廳立函館高等女學校新築落成式を舉行す。 (三ノ二二三)
六、四	第一回全國齶齒豫防デー。 (三ノ二二三)
六、八	各町組合長學校長其他、女子青年團組織に關する協議會を開き 綱領團則事業團員募集方法等を協定す。 (三ノ二)
六、一〇	私立函館大谷高等女學校創立四十周年記念祝賀式を舉行す。 (三ノ二)
六、一五	函館聯合青年團令旨奉戴宣誓式を舉行す。 (三ノ二)
六、二〇	函館市聯合女子青年團公立東川尋常高等小學校に於て發團式を 舉行す。團長佐藤孝三郎。(三ノ二) 小學校の通學區域を單位と する十八團体の發團式は七月十日迄に各所屬小學校に於て舉行



= 校學女等高館兩立廳 =

昭和十二年三月十三日津輕警察司全部檢閲済

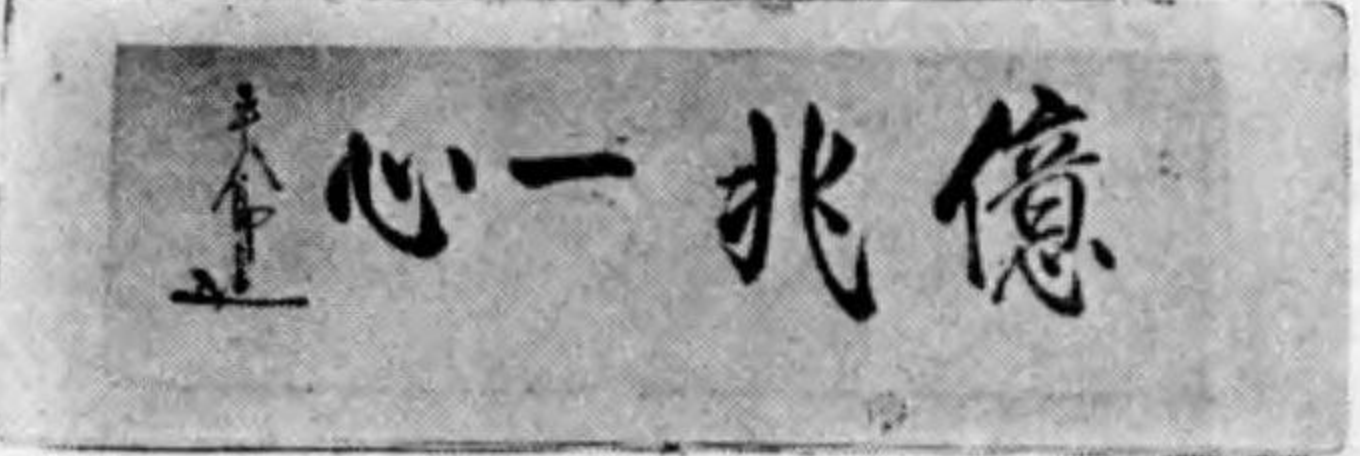
七、七	の豫定なり。 公立旭尋常小學校定礎式を舉行す。 (三ノ二)
七、三	舊市立函館工業補習學校併置の市立函館工業補習青年訓練所廢止となる。 (三ノ四三)
七、七	市立函館圖書館開館式を舉行す。 (三ノ二)
八、	私立三島技藝學校高砂町四十五番地に開設せらる。 (三ノ五)
九、七	私立鶴岡小學校代表者渡邊熊四郎外一名函館市長に對し同校を 市に寄附の手續をなさんとす。 (三ノ二)
一〇、一	陪審法を施行す。 (三ノ三)
一〇、四	學齡兒童就學獎勵規程發布。 (一ノ二四)
一〇、五	御眞影市内十九小學校に御下賜、拜戴式を舉行す。 (三ノ二)
一〇、六	大藏省豫算會議に於て高等水産學校設置費承認せらる。 (三ノ三)
一〇、八	公立彌生女子尋常高等小學校二教室増築工事完成す。 (三ノ三)
一〇、一〇	道廳告示第一〇三八號を以て北海道廳立函館商業補習學校を昭和三年十月二十日限り 廢止すと達せらる。 (三ノ三)
一〇、三五	公立實尋常高等小學校創立五十周年記念式舉行。 (三ノ二二三)
一〇、三五	函館市長佐藤孝三郎「函館市是」(未定稿)を發表す。 (一ノ五)



= 館書圖館兩立市 =

昭和十二年三月十三日津輕警察司全部檢閲済

一〇、	公立函館女子尋常高等小學校四教室増築落成す。	(二ノ五)
一〇、	函館教育會御大典記念齋藤音楽堂設置を可決し寄附金を募集に決す。	(二ノ四)
一〇、	公立柏野尋常小學校兒童保護會より校舍増築に關する陳情書を市長に提出す。	(三ノ二ノ一五五七號)
一〇、	北海道藥劑師會函館支部市立小學校に専任の藥劑師若くは囑託を置かれんことを市長へ陳情す。	(三ノ三)
二、九	函館体育協會より御大典記念事業として綜合運動場設置に關する陳情書を佐藤市長に提出す。	(三ノ三)
二、一〇	御大禮奉祝式、旗行列、提灯行列をなす。	(三ノ三)
二、一〇	廳立函館高等女學校御大禮地方賜饗場となる。	(三ノ三)
二、一八	公立柏野尋常小學校開校式を舉行す。	(三ノ三)
二、	御大典記念事業として市内小學校兒童躰金し學校及神社に高野槇の植樹をなす。	(彌生)
三、六	函館護國幼年會解散式並に海軍省軍事普及會より市内小學校に對する軍艦陸奥模型及東郷元帥書幅の贈呈式を公會堂に舉行す。	(三ノ三)
三、一〇	教育に關する御沙汰書を賜る。	



= 書 帥 元 郷 東 =

一、七	四日間公立新川小學校に於て理科研究會主催理科展覽會を開く。	(三ノ三)
一、一〇	文部省主催第一回函館成人講座を市民館に開く。	(三ノ三)
一、一八	木村英俊函館市長となる。	(一ノ五)
二、五	市職業紹介所、聯絡小學校職員、指導員打合せ會を始めて開く。	(三ノ三)
二、四	體操研究會体育協會共催の小學校教員籠球大會を開く。	(三ノ三)
二、六	私立聖保祿女學校文部省より高等女學校の認可を得。	(三ノ二ノ一五六三號 二ノ三九)
二、六	各方面と提携し函館教育會、兒童災害防止協議會を開催す。	(三ノ二)
三、三	函館市小學校兒童保護會聯合會の決議により柏野、萬年橋兩校の増築を市長に陳情す。	(三ノ二)
三、三	私立鶴岡尋常小學校卒業式並に廢校式を舉行す。	(三ノ二 三ノ三)
三、三	私立函館實踐女學校高等女學校の認可を得。東川町一番地西別院内。本科及補習科。	(二ノ六)
三、	中等學校入學者選抜に關し當該小學校長の内申制度を實施す。(入學試験に關するパンフレット)	(二ノ四九)
三、	函館教育會、齋藤音楽堂建設費を募集す。	



= 校 學 女 祿 保 聖 =

四、一	私立鶴岡尋常小學校廢校す。然れども社團法人鶴岡尋常小學校は存続し之が基本金(約六萬圓)より生ずる。利子を本年度より貧困児童就學獎勵費として函館市に寄附す。(三ノ三四)
四、一	公立大森尋常高等小學校、公立彌生尋常高等小學校の高等科児童に工業科を課す。 (三ノ一六〇三ノ三〇彌沿資料)
四、二	公立寶尋常高等小學校、公立若松尋常高等小學校の高等科児童に商業科を課す。 (三ノ一四)
四、二	高等水産學校設置に關する函館市民大會を市民館に開き關係各大臣に決議文を打電す。 (三ノ三)
四、二	私立鶴岡尋常小學校の校舎を函館慈惠院にて買入れ五稜郭町に養育部を、高森町(現高森町百五十三番地)に第二保育所を建設す。 (二ノ七七)
四、六	私立渡邊青年訓練所(森屋百貨店内)設置認可、同二十三日開所式を舉行す。 (三ノ二)
四、七	函館市兒童齒科診療所の専任齒科醫大條晋就任治療に従事す。 (三ノ二)
五、一	函館市小學校理科研究會「函館地方理科學習書」尋四、尋五兒童用を出版す。以降高二兒童用迄繼續編纂出版して市内小學校兒童教科書代用として使用せしむ。(二ノ一三五)
五、五	北海道聯合教育會の加盟勸誘に對し函館教育會臨時總會を開き、自主獨立權を侵さるゝことなきものと認め、北海道聯合教育會に希望條件二ヶ條を附し加盟の件を可決す。 (四ノ六ノ六七號附錄)
五、三	私立函館實踐高等女學校改築校舎にて開校式を舉行す。校長竹中賢惠。 (三ノ三)

昭和十二年三月十三日津輕廳廳司令部檢閱済

六、二七	賀陽宮殿下御來函奉迎送。 (三ノ三)
七、一	廳立函館商業學校四十周年記念式を舉行す。 (三ノ三)
七、二	羽田多吉公立旭尋常小學校長に任命せらる。(三ノ二〇同氏談)
七、三	教育に關する御沙汰書の寫本傳達式を市役所にて行ふ。 (三ノ三)
八、三	逸見ミヨ龜田村字有川通り原野五町七歩を市へ寄附の件採納となる。 (三ノ三)
九、二	函館交通安全協會を設け小學校長を顧問となし兒童の災害防止に努力す。 (三ノ三)
九、四	始めて道路愛護デーを設く。道路改良會北海道支部主催。 (三ノ三)
九、五	函館市大妻技藝學校高砂町百十番地舊鶴岡小學校趾に新築移轉す。 (三ノ五〇)
九、七	公立函館女子尋常高等小學校を公立汐見尋常高等小學校と改稱。男女兒を收容し高等科男兒に商業科を課す。校長大場源七郎。 (三ノ三)
九、八	公立旭尋常小學校の校舎竣工す。(三ノ二〇三ノ三)同校校長羽田多吉、公立新川尋常高等小學校訓導を命ぜられ、(同氏談)續いて同日公立旭尋常小學校廢校となる。(三ノ二〇三ノ三)新たに



=校學藝技妻大館函=



=校學女踐實館函=

昭 和 五 二 五 〇	(庚午)	九、	同日付を以て公立函館女子高等小學校設置並びに位地指定の件を認可せらる。(三ノ一〇) 又同日公立彌生女子尋常高等小學校外七校(住吉、谷地頭、第二東川、東川、松風、千代ヶ岱、巴)の高等科を昭和四年九月限り廢止の件認可せらる。(市告示)	(三ノ二)
		九、	函館市小學校兒童齒科診療規程を定めらる。	(三ノ三)
		九、	函館市教化總動員を行ひ十二月末日迄行ふ。	(三ノ四)
		一〇、一	市内小學校高等科女兒全部を新設の公立函館女子高等小學校に移送收容す。	(三ノ一〇)
		一〇、二	公立函館女子高等小學校授業開始。	(三ノ一〇)
		一〇、八	羽田多吉、公立函館女子高等小學校長となる。	(同氏談)
		一〇、一五	公立函館女子高等小學校工事完成市へ引渡を了す。	(三ノ二)
		一一、三	公立函館商業學校長吉岡熊雄退職願出に對し同校父兄會及同窓會より留任運動起る。	(三ノ二)
		一一、六	吉岡熊雄退職となる。	(三ノ二)
		一二、二	公立函館女子高等小學校御眞影を拜戴す。	(三ノ一〇 三ノ二)
		一二、三	坂本森一函館市長となる。	(三ノ五)
		一二、三	公立函館商船學校長海軍少將關重孝死去す。	(三ノ二)
		一、一	市内辨天町七十六番地佐々木勘四郎方に函館機關術研究俱樂部を設く。	(同會パンフレット)
		一、二	公立函館女子高等小學校開校式を舉行す。	(三ノ一〇 三ノ一〇)
		三、三	公立函館中學校寮を廢止す。	(三ノ三)
		四、一	私立大谷幼稚園曙町八番地舊大谷女學校跡に新築し此日より園兒を收容す。建坪百十二坪一月二十二日竣工。	(三ノ二〇 三ノ九號)
		四、一	公立汐見尋常高等小學校校章を設定す。	(三ノ五)
		四、一	谷地頭、住吉、汐見、新川の各小學校に虚弱兒童の養護學級を設置す。	(三ノ三)
		四、一	函館市小學校唱歌研究會、唱歌練習帖を作製して本年度より兒童に使用せしむ。	(三ノ二 三ノ二七)
		四、三	圖書館施設要領制定。	(一ノ二四)
		四、五	函館教育會、交通安全協會、函館警察署共催交通安全デーを舉行す。	(三ノ三)
		五、三	函館義勇少年團を設置す蓬萊町七十六番地。	(三ノ三)
			公立函館商業學校四十周年記念商品陳列館開館式を舉行す。	(三ノ三)

昭和十二年三月十三日津輕實業司全部檢閲済



= 校學小等高子女館函 =



= 館列陳品商 =

昭 和 五 二 五 〇	(庚午)	三、七	公立函館女子高等小學校開校式を舉行す。	(三ノ一〇 三ノ一〇)
		三、三	公立函館中學校寮を廢止す。	(三ノ三)
		四、一	私立大谷幼稚園曙町八番地舊大谷女學校跡に新築し此日より園兒を收容す。建坪百十二坪一月二十二日竣工。	(三ノ二〇 三ノ九號)
		四、一	公立汐見尋常高等小學校校章を設定す。	(三ノ五)
		四、一	谷地頭、住吉、汐見、新川の各小學校に虚弱兒童の養護學級を設置す。	(三ノ三)
		四、一	函館市小學校唱歌研究會、唱歌練習帖を作製して本年度より兒童に使用せしむ。	(三ノ二 三ノ二七)
		四、三	圖書館施設要領制定。	(一ノ二四)
		四、五	函館教育會、交通安全協會、函館警察署共催交通安全デーを舉行す。	(三ノ三)
		五、三	函館義勇少年團を設置す蓬萊町七十六番地。	(三ノ三)
			公立函館商業學校四十周年記念商品陳列館開館式を舉行す。	(三ノ三)

五、二六
五、
六、二四
七、五
七、九
七、二五
八、二四
八、
九、一
九、三
九、九
九、二
九、三
九、四
九、七

吉岡熊雄應立函館商業學校長に任ぜらる。
私立昭和技藝學校東川町七番地に開校す。校長四倉ミツ
全道盲啞教育會を函館盲啞院に開催す。
公立新川尋常高等小學校長佐々木完太郎死去す。
大日本聯合青年團第六回大會を公會堂に開く。
市立函館圖書館長岡田健藏就任す。
エドワード、モールス並に平瀬與一郎兩氏記念講演會並に展覽會を開く。函館圖書館
主催。
應立函館工業學校柏野新校舍落成に付移轉を開始し二十六日を以て終る。
私立五稜郭幼稚園杉並町四十六番地に開園す。園長大久保キヨ。
市立函館商工實修學校本部を新川町四番地公立新川尋常高等小學校内に設く。(三ノ四)
教育勅語煥發四十周年記念講演會を市民館に開催す。
公立萬年橋、柏野兩尋常小學校増築落成す。
私立五稜郭幼稚園開園式を舉行す。
令旨奉戴十周年記念函館聯合青年團大會を市民館に開く。
市立函館商工實修學校を函館市新川町三十四番地公立新川尋常高等小學校に移轉す。

九、二五
一〇、九
一〇、三〇
一〇、三〇
一一、一
一一、二
一一、三
一一、四
一一、五

逓信講習所函館支所第十九回普通科生徒卒業式並に閉所式を舉行す。
キリスト教日曜學校創始者ロバート、レークス記念大會を市民館に於て日曜學校聯合
して舉行す。
師表の徳化に關する勅語を下し給ふ。
教育勅語煥發四十周年記念奉讀式を各學校及び市(於公園)等何れも舉行す。「教育
勅語御下賜四十周年記念事業」としては聖蹟顯現事業即ち明治大帝記念碑建設を第一
と定め、教育會其他の教化団体と聯絡を計り事業の進展を劃す。尙教育勅語御趣旨普
及徹底強化を圖ることに決す。又此日函館市女教員會、女子青年團を後援し記念マー
クを街頭に賣り純益を明治大帝記念碑建設費に寄附す。
函館東郷會假發會式を日魯會社講堂に舉ぐ。會長小熊幸一郎。
私立仙北裁縫女學校旭町百十八番地旭館跡に移轉開業す。
齋藤與一郎多年青年の指導誘掖に任じ功績顯著の故を以て文部大臣
より表彰せらる。
全市小學校兒童より体格優秀なる者六名を選抜し体育協會之を表彰
す。
北海道圖書館協議大會を市立函館圖書館に於て開催す。
東北北海道圖書館聯盟大會を市立函館圖書館に於て開催す。



齋藤與一郎

二、三	此の日を「青年記念日」と定め青年團令旨奉戴十周年記念式を東川小學校に於て舉行す。以後例となる。 (三ノ三)
二、六	全日本教育映畫聯盟特派員稻田達雄を中心とし教育映畫座談會を市民館に開く。 (三ノ二)
昭和(辛未)六(三九)	一、一〇 師範學校中學校令及施行規則改正せられ一月一日より實施す。(師範學校に於て公民科を新設し第二部修業年限を二ヶ年に延長す中學校に於ては公民、音楽、作業科を必須科とし四年生以上を第一第二種に區分す) (三ノ三)
一、	函館評論社主催第一回函館市小學校兒童書初展覽會を森屋百貨店に開く。 (四ノ三)
二、一九	函館教育會、函館商工會議所、兒童保護會聯合會、工業學校同窓會、函館市土木建築業組合等、廳立函館工業學校土木科存置に關し各方面に陳情、運動す。 (三ノ三)
二、三三	北海道藥劑師會函館支部小學校に専任の藥劑師又は囑託を置かれんことを總會の決議により市長に陳情す。 (三ノ三)
二、三五	私立明華裁縫女學校函館市富岡町十番地に開校す。校長濱崎よ志 (三ノ五)
二、三八	廳立函館工業學校土木科存置に決す。 (三ノ三)
三、六	地久節をトシ函館市聯合婦人會發會式を公立函館女子高等小學校に舉行す。會長坂本千代子。 (三ノ三)
三、二七	私立函館實踐高等女學校第一回卒業式を舉行す。卒業 (三ノ三)



＝校學女縫裁華明＝

昭和十二年三月十三日津野要器司全部檢閲済

1931

三、	市立住吉青年訓練所、同巴青年訓練所市會に於て豫算を削除せられ昭和六年度休所となる。 (三ノ六)
四、三五	市役所に於て兩陛下の御眞影傳達式を行ひ各小學校に於て奉戴式を舉行す。中等學校は直接道廳より拜受、奉戴式を行ふ。 (三ノ二)
四、	兒童齒科診療所は齒科醫師會との關係を離れ市の管理となる。 (一ノ四)
五、一	市内小學校に御貸下の御眞影、奉還式を舉行す。 (三ノ五)
五、二	私立三島技藝學校高砂町十五番地に開校す。校長早瀬イト。 (三ノ二)
五、四	函館市聯合青年團より住吉、巴の兩青年訓練所の復活を市長に陳情す。 (三ノ二)
五、六	市立函館圖書館後援者代表、市立函館圖書館經費削減に付寄附採納方を市長に陳情す。 (三ノ二)
五、一〇	盛岡市に開催の東北北海道圖書館聯盟に函館提出の圖書館デー(四月二日帝國圖書館長御進講日)設定の件可決全國圖書館大會に提出する事となる。 (函館圖書館記録)
五、二	函館市映畫教育究研會發會式を舉行し此の月よりデブライ映寫機を使用し大毎、東日フィルムライブラリーのフィルムを以て聯盟加盟小學校を巡回映寫す。 (同會記録)
五、五	廳立函館工業學校新築落成並に開校十周年記念式を舉行す。 (三ノ二)
五、三〇	小學校長會に於て小學校兒童の出場競技は神社の奉納角力及び体育協會主催のものに

五、	勅令第四百十八號を以て公立圖書館職員令改正。 新俸給令に據り文武一般官吏の減俸を実施することとなる。 (三ノ二)
六、一	應立函館中學校長川村文平留任に關する請願書を父兄會より長官に提出す。 (三ノ二)
七、六	小學校俸給令改正月俸百圓以上の者減俸せらる。 (三ノ二)
七、一	市立青年訓練所記念式を公園に於て舉行す。 (三ノ二)
七、一	市立商工實修學校女子部を公立函館女子高等小學校内に移す。 (三ノ二) (三ノ二) (三ノ四)
七、六	稱名寺日曜學校明照園開園式を舉行す。 (三ノ二)
七、	函館義勇少年團を函館中央建兒園と改稱す蓬萊町七十六番地。團長桑高賢牛。 (三ノ二) (一ノ八)
八、六	柏野綜合運動場完成引渡を了す。 (三ノ二)
八、三	私立三島技藝學校を私立鷗春裁縫女學校と改稱す。 (三ノ五)
八、三	元寇六百五十年記念祭を公會堂に開催す。 (三ノ二)
八、四	官立高等水産學校建設寄附金三十五萬圓市に對し寄附受理の指令あり。 (三ノ二)



=校學業工館函立廳=

昭和十二年三月十三日津輕警察司本部檢閱簿

八、七	舊應立函館工業學校校舍を移轉改造したる公立松風尋常高等小學校の教室増築工事完了。 (三ノ二) (三ノ二)
九、三	体育協會主催函館市綜合運動場開場式並に記念陸上競技大會を開催す。 (三ノ二)
九、一八	滿洲事變勃發す。 (三ノ二)
九、二〇	私立函館通俗圖書館を新川町二六番地舊千代見園彰善館跡に開設す。館長菅村純之。 (三ノ二) (一五七) (一〇〇昭)
九、	愛國少年團創設相生町。團長畠山仁市郎。 (一ノ八)
一〇、三〇	体育協會主催第一回函館市學童ア式蹴球競技會を應立函館中學校に開く。 (三ノ二)
一〇、一〇	視力保存デーを舉行す。 (三ノ二)
一〇、二	函館市体操研究會主催第一回市内小學校教員陸上競技會を應立函館中學校庭に開く。 (三ノ二)
一〇、三〇	教育の任に在る者に勅語を下し給ふ。 (四ノ九) (一九四)
一〇、	道廳學務課の組織改造せらる。 (一ノ二〇昭)
一〇、	函館市小學校圖書教育研究會を設置す。會長下河原清。 (一ノ二〇昭)
一一、三	函館市健兒聯盟を結成す。聯盟長坂本森一、事務所市役所内。 (一ノ二〇昭)
一一、五	市立住吉青年訓練所を市立實青年訓練所に併合す。

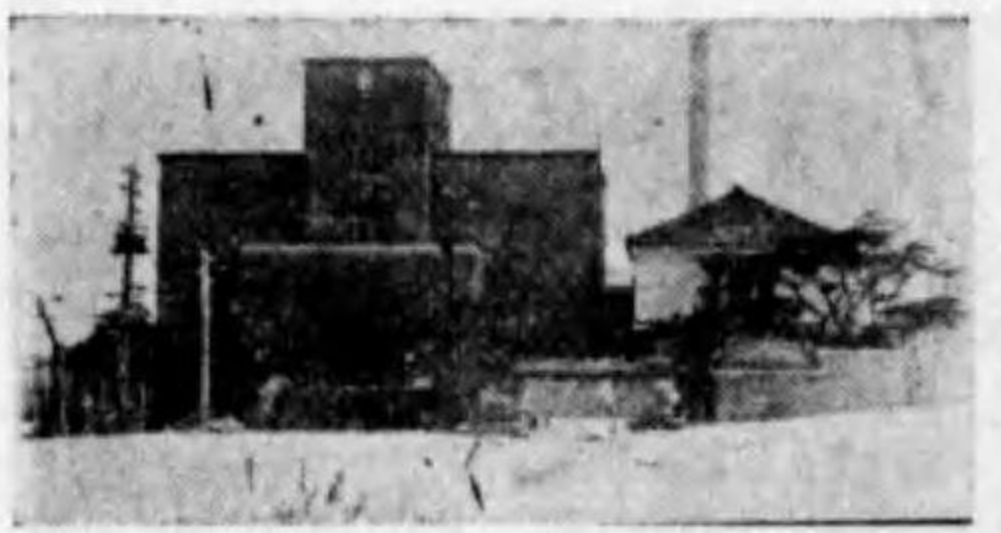
二、五	市立巴青年訓練所を市立若松青年訓練所に合併す。 (巴訓沿革史)
二、五	一週間第一回児童榮養週間とす。 (三ノ三)
二、三	三日間第二回函館市聯合青年大會を開催す。 (三ノ三)
二、五	公立常盤小學校長笹森萬七死去す。 (三ノ三)
二、五	克己日。一汁一菜酒無しデー。 (三ノ三)
二、四	公立寶尋常高等小學校校舍改築に關し保護會長より市長に陳情す。 (三ノ三)
二、三	私立遺愛女學校卒業生、高等女學校卒業生と同等以上の學力あるものと認定せらる。 (三ノ三)
二、二	全日本映畫教育聯盟函館支部の發會式を市民館に舉行す。 (映教研會記録)
二、三	廳立函館商業學校長吉岡熊雄退職す。 (三ノ三)
二、六	函館放送局(JOVK)放送を開始す。 (三ノ三)
二、三	函館市青年訓練所指導員會代表、住吉、巴二休止訓練所復活に關し市長に陳情書を提出す。 (三ノ三)
二、二八	昭和七年度市豫算案に尋常小學校授業料徴收を計上したるを以て市民館に尋常小學校授業料徴收反對市民大會を開き反對の決議をなす。 (三ノ三)
三、一	滿洲國建國。 (三ノ三)

1932

三、一八	豫算市會に於て昭和七年度尋常小學校授業料徴收の件修正せらる。 (三ノ三)
三、二八	文部省訓令第四號を以て野球統制並に施行に關する件を達せらる。從て隆盛を極めし當市小學校對校野球競技は全く其の影を潜むるに至れり。 (二ノ九 三ノ三)
三、	私立函館大妻技藝學校を私立函館大妻女子高等技藝學校と改稱。校長外山はつ。 (三ノ五〇)
四、一	此日より一週間第一回尊法週間を舉行す。全國一齊官民協力。
四、一	市立若松青年訓練所に併合せられたりし市立巴青年訓練所を復活す。 (巴青訓沿革史)
四、三	公立大森尋常夜學校學則改正認可。別科を設置す。 (三ノ三)
四、二八	私立函館大妻女子高等技藝學校文部大臣より認可せらる。 (三ノ三)
五、四	市會議員中より十名の臨時教育調査委員を市長委嘱す。 (三ノ三)
五、七	函館佛教日曜學校聯盟「聖誕讚仰の夕」花祭り兒童大會を市民館に開く。 (三ノ三)
五、二	全國圖書館大會に於て四月二日を圖書館記念日と定む。 (函館圖書館記録)
五、二	私立遺愛女學校創立五十周年記念祝典を舉ぐ。 (三ノ三)
五、三	東郷會發會式を市民館に開く。會長小熊幸一郎。 (三ノ三)
五、	學校齒科醫師會を設く。事務所若松町四番地秋尾浩方。 (二ノ一〇〇昭)
六、一	私立函館大妻女子高等技藝學校開校式を舉行す。 (三ノ二 三ノ五〇)
六、〇	第一回北海道社會事業デーを舉行す。

六、三	公立彌生尋常高等小學校創立五十周年記念祝典を擧ぐ。	(二ノ四ノ三ノ三)
六、九	愛國機北海道號柏野練兵場に飛來各學校生徒歡迎す。	(三ノ三)
六、	臥牛ボーイスカウト創設す、富岡町五番地。團長木内幹。	(一ノ一〇〇昭一〇)
七、九	全道第三回青年訓練所大會を柏野練兵場に開催す。	(三ノ三)
七、六	先住民族遺物展覽會並に講演會を開く。函館圖書館主催。	(三ノ三)
七、八	公立中島尋常小學校建設工事入札。中島町百三十五番地。	(三ノ三)
七、〇	明治天皇二十年祭に付各學校休業す。	(三ノ三)
七、	函館市小學校訓育研究會を創設す。會長佐藤市彌。	(一ノ一〇〇昭八)
八、一	山本巖龜、塚本角次郎共著「函館植物志」函館圖書館學術叢刊第一篇として刊行せらる。	(二ノ七)
八、一	二十日迄毎朝小學校庭其他に於てラヂオ体操會を開き以降連年八月續行す。	(三ノ三)
八、九	放送文化展覽會を此日より二十日迄公立東川尋常小學校に開催す。函館市及商工會議所主催。	(三ノ三)
八、三	澄宮殿下奉迎。	(同館沿革史)
八、三	函館水産陳列場第一館を水産館とし第二館を先住民族館となす。	(四ノ一三)
八、三六	此日より六日間文部省主催青年教育指導者講習會並に協議會を開く。	

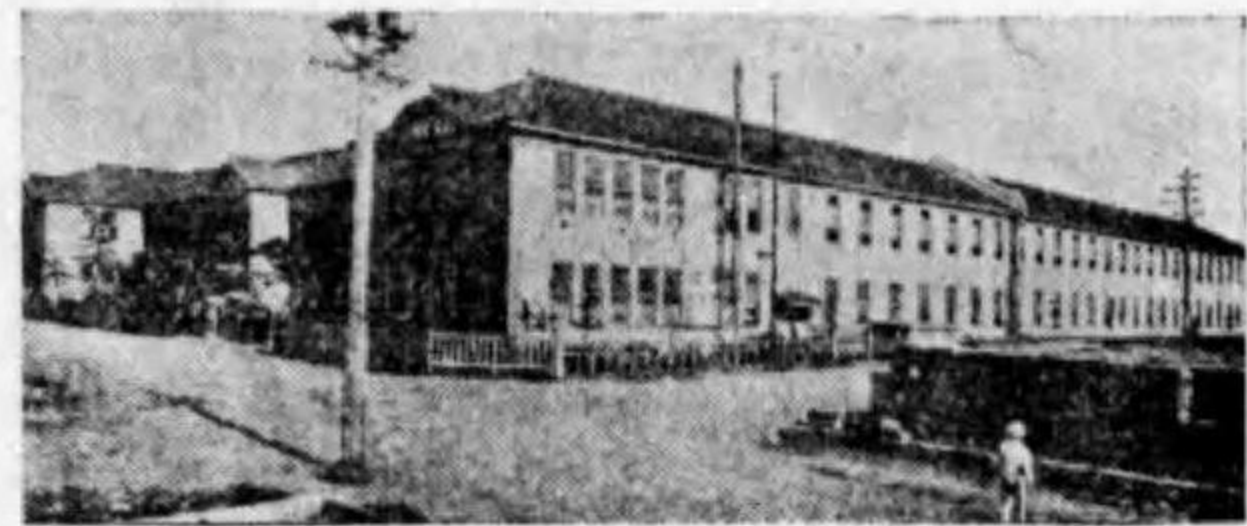
九、二七	第一回函館市小學校聯合体育大會を函館市綜合運動場に開催す。	(三ノ三)
九、二二	學校給食臨時施設方法達せらる。	(一ノ二七)
九、二四	第十六回北海道六市小學校長會議を公立函館女子高等小學校に開催す。	(三ノ三)
九、	青年會館工事三四一六〇圓にて落札工事に着手す。	(三ノ三)
九、	私立函館幼稚園、事業經營の一切を信濃俊一より愛國婦人會函館支部に引繼ぎ愛國婦人會函館幼稚園と改稱す。	(一ノ四)
一〇、二	公立松風尋常高等小學校体操場増築工事完成引渡をなす。	(三ノ三)
一〇、二	公立中島尋常小學校上棟式を舉行す。	(三ノ三)
一〇、四	私立函館大妻女子高等技藝學校昇格記念式を舉行す。	(三ノ三)
一〇、七	公立東川尋常小學校創立五十周年記念式を舉行す。	(三ノ三)
一一、三	明治節式後國權擁護市民大會を公園に開催後八幡宮招魂社を參拜す。學校生徒參列す。	(三ノ三)
一一、三	函館健兒聯盟創立一週年記念式を八幡宮に於て舉行す。	(三ノ三)
一一、三	「愛國婦人會函館幼稚園」經營報告會並に遊戯會を舉行す。	(三ノ三)
一一、三	公立大森尋常夜學校創立十周年記念並に學則改正記念式を擧ぐ。	(三ノ三)



＝ 館 會 年 青 ＝

昭和十二年三月十三日津輕電報局全部檢閲

二、〇	函館市小學校地理教育研究會「函館市地理讀本」を編纂發行し四年生以上の小學兒童に使用せしむ。 (一ノ二六)
二、二	函館市聯合青年團第三回大會を開催す。 (三ノ三)
二、三	函館圖書館アイヌ文化展覽會を森屋に開催す。 (三ノ三)
二、三〇	公立中島尋常小學校新築竣工。建坪一一三〇、六一坪。 (三ノ一八)
一、二六	公立中島尋常小學校十一日、巴、千代ヶ岱、松風、新川、若松の各小學校より兒童を移送し此日より授業を開始す。 (三ノ二二ノ一八)
二、五	函館市長坂本森一青年團に對する水電問題の講演を最初として市内十一ヶ所に市民講座を開き之が市民の理解に資す。 (三ノ三)
三、二七	國際聯盟離脱の詔書煥務せらる。 (三ノ三)
四、一	新「國語讀本」を一年生より採用す國定教科書挿繪の色刷は之を以て最初とす。 (一ノ一〇〇)
四、一	函館市小學校各科研究會を設置す。 (三ノ二二四ノ二三ノ三五號)
四、三五	公立新川尋常高等小學校に於て高等公民講座(市民講座、商業講座、工業及水産講座)の開講式を舉行す。 (三ノ二二四ノ二三ノ三五號)



＝ 校 學 小 島 中 ＝

1933

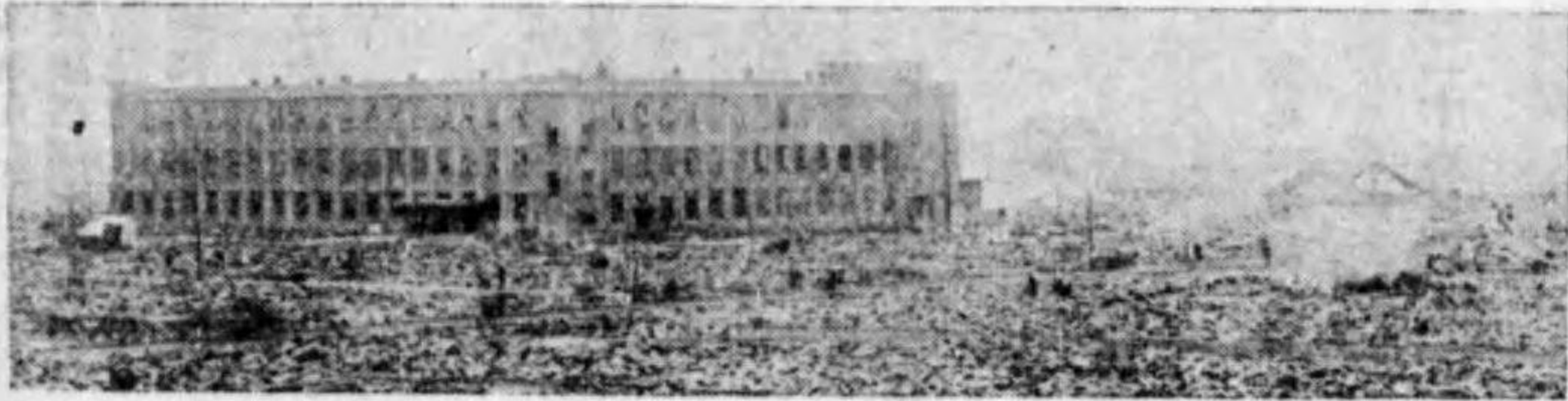
昭和十二年三月十三日津輕支署司令部檢閲済

五、五	少年救護法達せらる。 (一ノ二七)
六、一七	北海道盲啞教育大會を函館盲啞院に開催す。 (三ノ三)
六、二〇	函館市聯合女子青年團創立五周年記念式を市民館に擧ぐ。 (三ノ三)
六、三〇	圖書館令勅令第百七十五號を以て、公立圖書館職員令勅令第百七十六號を以て改正さる。 (同會記録 三ノ三)
七、三	第五回大都市高等小學校長會を公會堂に開く。 (三ノ三)
七、三	市内女子中等學校聯盟競技創立發會式を廳立函館高等女學校に開催す。 (三ノ三)
七、一六	函館圖書館主催切支丹資料展覽會並に記念學術講演會を開く。 (三ノ三) 此日また竹内運平著「北海道史要」函館圖書館叢刊第二篇として發行。
七、三六	圖書館令施行規則文部省令第十四號を以て改正せらる。
七、三七	函館市青年會館上棟式を舉行す。 (三ノ三)
七、	私立函館女子職業學校堀川町九、十、十一、十二、十三番地の新築校舍へ移轉し授業を開始す。 (三ノ五)
八、一	函館友の會女子青年部、夏季生活學校を一週間桔梗野園田牧場に開く。 (三ノ三)
八、二〇	函館友の會主催子供生活學校を五日間桔梗野園田牧場に開く。 (三ノ三)
八、二八	文部省、官立小樽高商、函館市共催、成人教育講座を開講す。 (三ノ三)
八、三〇	中央健兒團創立三周年記念式を擧ぐ。 (三ノ三)

八、一〇	私立丸井青年訓練所開所式を擧ぐ。	(三ノ三)
九、一〇	官立函館高等水産學校校舍(市寄附の分)地鎮祭を行ふ。	(三ノ三)
一〇、一	兒童虐待防止法實施。	(三ノ三)
一〇、二	公立第二東川尋常小學校創立滿二十周年記念式並に祝賀式を舉行す。	(三ノ三)
一〇、三	函館圖書館、函館教育會、函館史談會共催、秦檜丸追悼祭並に座談會を開く。	(三ノ三)
一〇、四	公立中島尋常小學校落成開校式を舉行す。	(三ノ三)
一〇、五	私立函館女子職業學校新築落成式を舉行す。	(三ノ三)
一〇、六	函館市聯合青年團第四回大會を市民館に開き對水電市民運動に正式參加支持の旨を可決す。	(三ノ三ノ二七六號)
一〇、七	小藤幸一郎、渡邊熊四郎、佐藤市彌、帝國教育會創立五十周年記念式に際し全國教育功勞者として表彰せらる。	(三ノ三)
一一、三	函館圖書館主催、圖書館週間を機とし北海道圖書館先覺功勞者の頌德慰靈祭を執行す。	(三ノ三)
一一、七	國民精神作興詔書煥發十周年記念日に當れるを以て前後一週間を國民精神作興週間並びに克巳日と定め以降毎年之を舉行す。	(三ノ三)
一一、一〇	官立函館高等水産學校開校促進に關する意見書及び陳情書を函館市會の決議により議長より關係各方面に提出す。	(三ノ三)
一一、一六		

昭和十二年三月十三日津柳町警察司全部檢閲済

二、一	私立遺愛女學校財團法人となる。	(三ノ三七)
二、三	皇太子殿下御降誕奉祝。	(三ノ三)
二、三、元	函館市奉祝式を公園に舉行す。學生兒童參列す。	(三ノ三)
二、四	函館教育會創立五十周年記念式を行ひ、慰靈祭、祝賀會並に講演會、教育功勞者表彰式を擧ぐ。會長齋藤與一郎。	(三ノ二二ノ四九)
三、一	大谷健兒團元町別院内に創設す。團長大平靈明。(一ノ二〇昭一〇)	
三、一	滿洲國、帝國となる。	
三、二	午後六時五十八分住吉町九十一番地神職杉澤八十八(六三)方より出火未曾有の大火災となる。焼失面積四百十六萬三千九百六十七平方米、世帯數二萬四千八百八十六戸、建物一萬一千七百七十六棟、罹災人口十萬二千一名、死者二千五十四名、行方不明六百六十二名、重輕傷者一萬二千五百九十二名、損害一億二千七百八十五萬圓餘。	
昭(甲戌)九 三五四	罹災學童男九千三百五十六名、女兒八千六百九十名、計一萬八千四百六十六名、死亡學童男兒百二名、女兒百十六名、計二百三十八名、罹災小學校教職員小使二百十四名、死亡三名。 燒失せる學校、公立沙見尋常高等小學校、公立住吉尋常小學校、公立寶尋常高等小學校、公立東川尋常小學校、公立高砂尋常小學校、公立新川尋常高等小學校、公立函館女子高等小學校、公立大森尋常高等小	



= 新川小學校ノ燒跡 =

1934

三、三 學校、公立高砂尋常夜學校、公立大森尋常夜學校、公立函館商工實修學校工業部(新川校內)、同校商業部(新川校內)、同校女子商業部(函館女子高等小學校內)、私立函館實踐高等女學校、私立函館裁縫女學校、私立双葉和洋裁縫女學校、私立山田裁縫女學校、私立仙北裁縫女學校、私立松森裁縫女學校、私立昭和技藝學校、私立愛國婦人會函館幼稚園、私立巴幼稚園、私立大谷幼稚園、市立圖書館(附屬舎のみ類焼す)、私立新川圖書館。
類焼せる九小學校の御眞影は何れも安全地帯へ奉還す。青年訓練所としては市立住吉(休止中)、寶の二青年訓練所。(一ノ二五)

三、三

公立小學校は何れも假事務所(本部)を殘存小學校内に設置す。

沙見校は幸校に、高砂校は中島校に、住吉校は彌生校に、東川校は松風校に、寶校は彌生女子校に、新川校は同校燒殘校舎に、第二東川校は巴校に、函館女子高等校は中島校に、大森校は千代ヶ岱校に、大森尋常夜學校は松風校に、高砂尋常夜學校は若松校に、商工實修工業部は若松校に、同校商業部は彌生校に、同校女子部は彌生高女校に。
殘存學校は直ちに罹災者を收容し、燒失學校は兒童調査班を組織して兒童調査を開始す。
陸軍部隊及海軍陸戰隊出動し、道廳よりの救護班其他近村よりの應援團体到着す。學校教員は罹災者救護に狂奔す。(一ノ二五)

各地より救療班續々到着す。

三、三
三、四

兩陛下より御救恤として金七萬圓御下賜。

救護事務を學校圖書館等に於ては當該職員の手に移す。

幸、彌生、高女、圖書館、谷地頭、千代ヶ岱、大谷、中學、巴、私立大妻、若松、中島、商業、工業、萬年橋、師範、柏野、其他合計三十二ヶ所の救護所を設置す。(一ノ二五)

三、三 聖旨を奉じ徳大寺侍從御來函、親しく災害の状況を視察せられて翌二十六日歸京せらる。(一ノ二五)

昭和十二年三月十三日津野署署司全部檢閲

下旬

市立函館圖書館函館市大火資料の(三、二一)寄贈方を全國圖書館其他へ要求す。(同館記錄)

市立函館圖書館主催『復興都市建築材料陳列所』の出品勸誘狀を關係各方面へ發送す。(同館記錄)

三、三

秩父宮、高松宮、閑院宮、東伏見宮、伏見宮、山階宮、賀陽宮、久邇宮、梨本宮、朝香宮、東久邇宮、北白川宮、竹田宮、昌德宮、李鍵公家、李鐔公家の各宮家より函館市大火御救恤金として金壹封を賜る。(一ノ二五)

四、一

北海道廳立函館師範學校に於て水産教育研究のため上磯郡公立茂邊地尋常高等小學校を代用附屬校となす。(三ノ三)

四、二

市立函館圖書館備付兒童用雜誌八百四冊を同館及谷地頭小學校收容の罹災兒童に配給す。(同館記錄)

此日同館長全國圖書館長に對し全市罹災兒童に對する同情雜誌の寄贈懇請狀を發す。(同館記錄)

急白 本市空前の大火に際して全國各地の深甚なる御同情を拜しお蔭を以て米噌被服はもとより限りなき御援助を蒙り日一日復興の機運全市に横溢致し候事只々感激の外筆舌の盡す處に御座無く候随つて住むに家なき貳萬有餘の罹災者の爲めにも茲旬日中に急造バラツクの完成する事と相成り兎に角衣食住の安定を得候へ共一望燒土と化せる地は九校の小學校を失ひ一坪の遊歩地もなく、壹萬五千の兒童が一冊の繪本すら持たず徒に彷徨する實狀に有之候。
吾等圖書館人は此精神的糧を失ひたる兒童の喪心せる現狀を目撃し之を過眼視するに忍びず本日



一校學小屬附用代地邊茂二

四、三	の全國圖書館記念日に當りその一行事として本館兒童室備付の圖書雜誌全部を最寄避難所の罹災兒童に配給致し候處恰かも早天に雲霓を望むが如く絶大の歡迎を受け候に付衷心止み難きものあるまゝ甚だ厚かましき次第に候へ共此際全國同業諸彦の御同情に嬌へ候様に恐縮に候へ共左記條項に依り『罹災兒童同情雜誌』の御寄贈に一肩の御援助を仰ぎ度此儀奉懇望候 昭和九年四月二日 市立函館圖書館長 岡 田 健 藏
四、四	小學教育に關する勅語を下し給ふ。公立彌生尋常高等小學校長他數名二重橋前廣場に於ける御親閲の光榮に浴す。 (一ノ一五)
四、九	市内廳立中等學校何れも授業を開始す。
四、九	公立彌生女子尋常小學校に於て全國よりの學童慰問品約千二百箱の整理をなす。
上旬	全市小學校兒童召集のポスターを各所に貼付す。 市内各所に設置せられたるバラック竣工に付順次罹災者を救護所より之に移し道廳消毒班に依り校舎の大消毒を了し職員の手によりて大掃除を施行し開校準備をなす。 函館教育會設置谷地頭運動場に罹災者收容のバラックを建設す之を谷地頭バラックと稱す。
四、一〇	此日より六ヶ月間(會期滿了ノ後翌年三月迄追加延期)「復興都市建築材料陳列所」を市立函館圖書館内に開く。 (同館記録) 陳列品概目 一建築構造に關する材料、一大工石工用材料、一防水防火耐震建築材料、一煖房換氣照明衛生諸工事に關するもの、一建築裝飾、一道路橋梁工學、其他
四、二	各小學校共に兒童を召集す。

四、三	皇后陛下より御救恤品を賜る。 (一ノ一五) 六十歳以上及び十四歳未満の罹災孤獨者並びに罹災重病者に對し白綿ネル四百七十八人分
四、三	此日より公立若松尋常高等小學校長佐藤市彌留任に關する同窓會父兄會及町民大衆の陳情書、歎願書、決議書等關係各方面に提出せらる。 (三ノ三) 佐藤市彌氏藏文書
四、三	第一回函館市小學校教員精神作興大會を中島尋常小學校に開催し引續き全國小學校教員精神作興大會に出席して 天皇陛下の御親閲に浴したる彌生小學校長藤澤誠太の報告あり。以後毎年四月三日、御親閲の當日を以て舉行することゝなる。
四、四	北白川宮永久王殿下より御救恤品を賜る。 (一ノ一五)
四、四	市内小學校教員を以て組織せる罹災兒童調査班渡島支廳管内隣接町村を訪問し之が調査をなす。
四、五	滿洲國皇帝より御救恤として金五萬圓御下賜。 (一ノ一五)
四、二〇	高盛町に天幕張の托兒所を設け三浦三郎團長となり鈴蘭園と稱す。之れミス、ワグナ一の盡力による。
四、二〇	市内小學校相前後して卒業式を舉行す。
四、二二	東京日日、大阪毎日兩新聞社の罹災學童義捐金一名に付金壹圓宛各學校を通じて給與せらる。
四、二四	市内小學校授業を開始す。